



CSRレポート 2014

目次

トップメッセージ	2
イビデングループのCSR経営	3
IBIDEN WAY／Challenge IBI-TECHNO 105 Plan	3
CSR経営の考え方と推進体制	4
ステークホルダーとの対話・協働	6
外部からの評価／第三者機関の診断と対応	7
内部統制	8
当社グループにおけるガバナンス体制	8
内部監査および監査役監査の状況／社外取締役および社外監査役	9
役員報酬について／適時開示、株主・投資家とのコミュニケーション	10
リスクマネジメント推進活動	11
コンプライアンス推進活動	13
サプライチェーンでのCSRマネジメント	17
人材経営	19
人材経営の考え方と推進体制	19
人権の尊重	20
公正な評価と処遇／人材の育成	21
多様な働き方の尊重	22
働きやすい職場に向けた労使協業／労働関連法令遵守の徹底	24
労働安全衛生の取り組み／労働安全衛生マネジメント組織	25
労働安全衛生の活動指針と結果	26
社員の健康増進への取り組み	28
環境経営	29
基本方針／環境方針／環境マネジメント組織	29
マネジメントシステム認証取得状況	30
環境および労働安全衛生法令の遵守	31
環境活動の指針／気候変動問題への対応	32
資源循環の取り組み	35
化学物質の適切な管理	36
生物多様性への姿勢	37
製品、事業での環境貢献	38
環境データ	39
環境会計	39
イビデングループのインプットアウトプット	41
事業場別環境測定実績データ	42
社会貢献	47
社会貢献の考え方と推進体制	47
地球環境保護活動	48
青少年育成活動	49
社会福祉・地域貢献活動	50
災害支援活動／社員の社会貢献・ボランティア活動推進	51
製品への社会的責任	52
顧客優先を支える品質管理	52
CSR活動の目標・実績一覧	54
2013年度の活動結果と2014年度の実践項目	54
会社情報	56
編集方針	59
GRIガイドライン対照表	61

トップメッセージ



代表取締役社長

竹中 裕紀

昨年の世界経済は、米国では回復傾向が鮮明になり、欧州では長期低迷から抜け出す兆しは出てきましたものの、新興国では成長が鈍化するなど不安定なまま推移いたしました。国内経済におきましては、円安傾向が継続し、輸出関連企業を中心に緩やかな回復基調をたどりました。

このような情勢のもと、当社グループでは連結中期経営計画「Challenge IBI-TECHNO 105 Plan」をスタートさせ、事業の構造改革を積極的に進めるとともに、独自の改善活動をグローバルに展開し、収益基盤の強化に努めてまいりました。また、同時に中期経営計画の中で、「グローバルCSR経営」を柱の一つとして、世界規模の課題に対応しながら、革新的な技術で社会に貢献し、そして社会とともに持続的に発展できる企業作りを進めてまいりました。

グループ全体でCSR経営のさらなる強化を図ります

イビデングループは、革新的な技術で豊かな社会に貢献するという企業理念のもと、技術をもって社会に貢献するため常に創意と工夫を重ねてきました。当社グループにとってCSR経営を推進することは、企業理念の実現そのもので、グループで一体となって取り組んでいかなければなりません。すでに社会には、気候変動や自然災害、労働人権の問題や各地での紛争など、多くの課題が顕在化しています。イビデングループがグローバルに事業を展開する中で、こうした社会課題に対する当社グループへの期待や要請を、正しく理解し国際標準に基づいた対応を進めることが重要です。

多様な英知を結集し、経営と社会課題解決の両立に挑みます

イビデングループがCSR経営を推進していく中で、役員の率先垂範はもちろんのこと、社員一人ひとりが問題を認識し、課題解決にあたり、全員参加で取り組みます。例えば、地球規模で環境問題は深刻化していますが、エネルギー使用量削減をはじめ全員参加で改善を進めることが、エネルギーコスト削減などグループ全体の競争力の向上にもつながります。課題に向けて一人ひとりが知恵を出しあい英知を結集することで、課題を解決しています。

持続的な貢献のためCSR活動のマネジメントサイクルを回します

イビデングループが培ってきたCSR活動をより強固なものにするため、これまでの成果を「イビデンマネジメントシステム」に統合し、活動の体系的な管理ができるしくみの構築を進めています。今後も社会の課題に対応したCSR経営をイビデングループ全体で推進し、ステークホルダーの皆さまの信頼獲得と、持続的な発展に貢献ができるよう努めてまいります。

ステークホルダーの皆さまと信頼関係を構築します。

ステークホルダーの皆さまとコミュニケーションをとり、相互に協力しながらCSR活動を推進してまいります。当社グループでは、ステークホルダーの皆さまにご理解いただけるように、財務情報や製品、CSRに関する情報を積極的に開示し、透明性の高い経営に努めてまいります。

是非、私たちの取り組みを本レポートでご一読の上、ご意見、ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

IBIDEN WAY～イビデンの企業理念体系～

イビデンの長い歴史における、「幾多の困難を全員で乗り越え、イビデンを存続させてきた力」と「近年の飛躍的な成長を実現させた英知と活力」。これらを、世代や国籍を超えて受け継がれるように体系化したものが「イビデンウェイ」です。



イビデングループの企業理念 (MISSION)

私たちは、人と地球環境を大切に、
革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します

共有すべき行動精神 (SPIRIT)

誠実 : Trust through Integrity
和 : “Wa” Teamwork & Synergy
積極性 : Challenge with Passion
イビテクノの進化 : IBI-TECHNO innovation

Challenge IBI-TECHNO 105 Plan

モノづくり力、開発力、営業力、マネジメント力を徹底強化し、市場変化に動じない強靱な企業体質を確立します。

中期経営計画

「Challenge IBI-TECHNO 105 Plan」

期間

2013年度～2017年度【5年間】

活動の柱

1. コア事業の競争力強化・再構築
2. 新規事業の創出に挑戦する
3. グローバルCSR経営を推進する

イビデングループを取り巻く事業環境は近年激しく変化し、グローバルに展開する企業間競争は熾烈を極めていきます。2013年4月、当社では、新たな100年に向けた中期経営計画「Challenge IBI-TECHNO 105Plan」を策定、スタートさせました。当社グループの「モノづくり力」「開発力」「営業力」「マネジメント力」を鍛えなおすことで、コア事業の競争力を強化、再構築します。TPM活動をグローバルに活性化し、当社現場力の底上げをめざすとともに、材料や設備、生産プロセスにおける革新的な技術の創出に挑戦していきます。

また、永年培ってきたコア技術をベースに、電子、セラミック分野における新製品の開発に加え、新規分野における製品開発、事業化も具体的に進めていきます。

さらに、CSR経営を実践するなかで、特に「人材経営」に重点を置き、グローバルに通用する人材の育成に注力していきます。この中期経営計画を着実に遂行することで、収益基盤を一層強固なものとし、新たな成長に向けて、全従業員がチャレンジしていきます。

CSR経営の考え方と推進体制

イビデングループのCSRは、「人と地球環境を大切にし、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献する」という企業理念に基づいています。事業を通じて、社会と信頼関係を構築できるように、経営の信頼性と透明性を高める活動に取り組み、当社グループが永続的に存在し、社会の発展に貢献することをめざしています。

CSR活動の方向性は、グローバル企業としての役割や世界トップのお客さまをはじめとするステークホルダーの要請事項を反映した「イビデングループ行動憲章」で表し、私たちが進むべき姿としてグループ全体で共有しています。

イビデングループ行動憲章（2011年7月改定）

第1条 法令および倫理の遵守

各国、各地域の法令および倫理を遵守し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組み、オープンで公正な企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。

第2条 ステークホルダーとともに発展する会社

ステークホルダーとともに発展していく会社として、経営の透明性を高め、コミュニケーションを通じた信頼関係を構築します。また、良き企業市民として、地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組みます。

第3条 お客さまへの感動の提供

お客さまに感動を提供するため、社会の将来にわたる要求・動向を正しく理解し、イビテクノを進化させることで、お客さまの満足が最大になる安心・安全な商品の創造やサービスを行います。

第4条 グローバル化に対応した経営

グローバル化に対応した連結経営を推進するとともに、企業活動を行ううえで、人権を含む各種の国際規範はもとより、各国、各地域の文化・慣習を尊重します。

第5条 地球環境との共存

すべての事業活動で地球環境との共存をめざし、環境と経営を両立する技術の開発と普及に努めるとともに、省エネ・省資源活動を積極的に進め、環境に優しい商品・サービスを提供します。

第6条 魅力的で活力にあふれる会社

魅力的で活力にあふれる会社をめざして、公平公正な評価が行われる人事制度と安全で働きやすい環境を柱に、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土をつくります。

イビデングループ行動憲章と企業統治

イビデングループ行動憲章（以下「グループ行動憲章」という）の精神の実現は、経営層を含めて会社全体での取り組みであることを認識し、経営層の率先垂範のもと、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促します。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立します。本憲章に反するような事態が発生したときには、経営層が問題解決にあたる体制をもち、その姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めていきます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で厳正な処分を行います。

CSR推進の体制

当社は、2006年4月からCSR活動の推進部門としてCSR推進室を設置しています。

各部門には推進責任者を任命し、所管部署におけるCSR活動・コンプライアンスの推進、コンプライアンス実践の監督、所属メンバーに対する教育訓練の実施、所管部門におけるコンプライアンス違反リスクの改善と報告などの役割を持たせています。推進責任者が参集するCSR推進責任者会議を、2013年度は2回開催しています。会議の中で全社での推進項目と進捗状況を確認し、各事業場、グループ会社での推進活動の事例を共有しています。

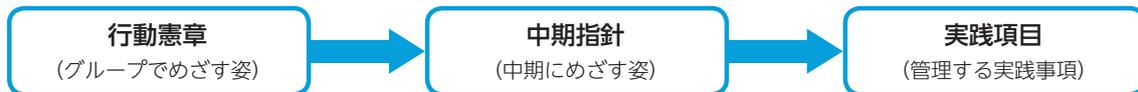
また、毎月9月をCSR月間として定めており、コンプライアンス啓発活動の集中的な実施をはじめとした活動を展開し、社員一人ひとりのCSR意識の向上に努めています。

グループ行動憲章の活動マネジメント

グループ行動憲章は、企業理念体系イビデンウェイのもと、CSR経営を実践していく上で、国際的な動向、外部ステークホルダーの要請事項を反映し制定しています。国際的な共通理解として、ISO26000のガイダンス規格や、国連グローバルコンパクトの中で求められる企業としての責任、また当社は所属していませんが電子業界団体EICC®の定める行動規範を、当社もサプライチェーンの一部として尊重して内容に反映させています。さらに当社が所属する日本経団連の企業行動憲章など、日本国内のイニシアチブが重視している項目についても評価の上、反映し制定しています。

これらの考え方を具体的な活動に展開するために、国際的な基準や外部機関からの要請・評価項目などを踏まえて、会社としての対応、一人ひとりの活動、お取引先さまに対する展開と、三つのフェーズを分けて活動を進めています。

会社としては、中期にあるべき姿を定め、実践項目を各部門の方針に落とし込み活動を推進しています。各部門の方針に落とし込むことで、部門の業務としてグループ行動憲章の活動進捗を管理しています。



社員一人ひとりに対しては、グループ行動憲章に対する具体的な実践行動の基準を「イビデン社員行動基準」としてまとめています。この基準も、業界の行動規範や要請事項をはじめとする、国際的な基準を考慮する形で作成しており、グループ会社でも「イビデン社員行動基準」に準じて独自の社員行動基準を作成しています。(P13「コンプライアンス推進活動」参照)。また、お取引先さまに対しては、「イビデングループお取引先さまCSRガイドライン」を制定し、基準の説明と実態の調査や監査を通じて遵守の指導を行っています (P17「サプライチェーンでのCSRマネジメント」参照)。

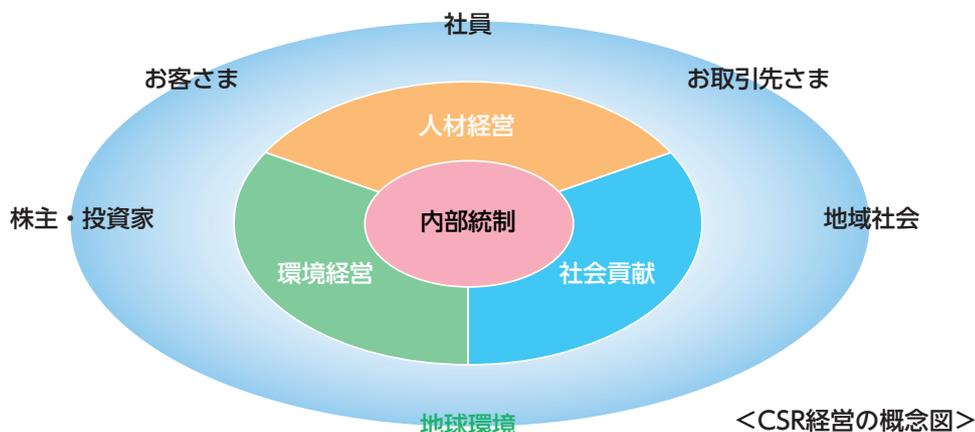
2014年度は、国際基準の考え方や要請事項から会社として取り組むべき基準を「社会的責任管理基準」として定め、基準に対する運用のマネジメントをイビデン全体のマネジメントシステムへの統合を進めます。2014年度に運用の試行を開始し、次年度以降活動をイビデンのマネジメントシステムの中で運用できる体制をめざします。

CSR方針

CSR経営を実践して、当社グループが永続的に存在するとともに、社会の発展に貢献することをめざしています。当社グループのCSR経営の視点は、企業理念、グループ行動憲章に基づいて、中期経営計画の中で、内部統制、人材経営、環境経営、社会貢献の四つの領域で展開しています。四つの視点から、ステークホルダーの皆さまに対して、幅広い領域で活動を展開し、信頼関係を構築していきます。

<CSR方針>

責任ある誠実な行動が持続可能な事業につながるという認識を深め、経済的項目・環境的項目・社会的項目で、バランスよく責任を果たし、すべてのステークホルダーと共生することによって企業価値を向上させます。



コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントといった内部統制の領域と人材経営、環境経営、社会貢献の四つの視点から、ステークホルダーの皆さまに対して、幅広い領域で活動を展開し、信頼関係を構築します。

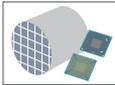
ステークホルダーとの対話・協働

当社グループは、地域に電力を提供する水力発電事業からスタートし、地域社会の皆さまをはじめ、多くの方々に支えられてきました。現在もさまざまな場面で、ステークホルダーの皆さまとコミュニケーションの場をもち、当社グループに求められている期待や要求を確認しています。

2013年度は、国内外で国際的な社会的責任について共通理解を深めるためのコミュニケーションを継続的に実施しました。業界団体として遵守すべきことは何か、当社が新たに取り組むべき課題は何か、お客さまとのコミュニケーションの中で理解を深めた上で、教育・研修を通じて社員と課題を共有し、お取引先の皆さまへもサプライチェーン全体で何が求められているのかを、直接のミーティングや取り組み調査、監査を通じて共有し取り組んできました。

今後もコミュニケーションの結果得られた期待や要請事項を、当社を中心とするサプライチェーンの中で活動を取り組んでいくことが、ステークホルダーの皆さまとの信頼関係の構築と持続的な発展のために重要であると考えています。

■主なステークホルダーとのコミュニケーション一覧（2014年3月末現在）

ステークホルダー		コミュニケーション例	主な対応部門
社員 	国内外39社(連結対象)のイビデングループの社員は14,122人です。私たちは、ひとりの創造性と個性を尊重します。	労使委員会、教育研修、評価面接 安全衛生委員会 コンプライアンス相談窓口	人事部 環境安全衛生部 CSR推進室
お客さま 	電子部品からセラミック製品、建材製品まで、革新的な技術に基づく多彩な製品とその品質で、お客さまに貢献します。	顧客満足度向上活動 CSR関連調査への情報提供 行動規範監査	営業部 (各事業部門) CSR推進室
お取引先さま 	国内、海外に事業を展開するイビデングループは、数多くのお取引先さまから調達を行っています。	購買方針説明会 取引先安全講習会 CSR調査、監査 取引先コンプライアンス通報窓口	購買部 環境安全衛生部 CSR推進室
地域社会 	世界18カ国に主要な拠点を持つ当社グループは、各国・地域の文化、風土に合わせたグローバルな企業市民活動を行います。	リスクコミュニケーション 自治会との定期交流会 社会貢献活動	各事業場 総務部
株主・投資家 	イビデンの発行済株式総数は約1億5千万株で、株主総数は、37,609名となっています。	株主総会 投資家説明会 SRI調査機関への情報提供	総務部 社長室 CSR推進室

事業場リスクコミュニケーション

当社では、毎年1回地域住民の代表の方々を事業場に招いて、リスクコミュニケーションを開催しています。事業場の担当から、本コミュニケーションの主旨や当社の事業紹介の後、主に、環境汚染対策や安全管理の視点で当社事業場内の活動を説明します。地域の代表の方々に、実際の事業場内見学を通じて、廃棄物の管理や化学物質の使用状況、管理方法について理解を深めていただき、活発な意見交換も行われています。

今後も事業場内での直接のコミュニケーションと情報公開を通じて、相互理解を深め、地域の皆さまとのよりよい関係の構築につなげていきます。

外部からの評価

企業の収益性などの業績・財務状況だけでなく、環境や社会への貢献などの側面を考慮し、社会的責任を果たしている企業に投資を行う「SRI（社会的責任投資）」が近年注目されています。

当社もSRI評価機関から評価を受け、世界的な株式指数であるDow Jones Sustainability Indices (DJSI Asia Pacific)、およびモーニングスター社のMS-SRIの構成銘柄に選定されています。(2014年6月現在)



第三者機関の診断と対応

外部評価機関調査の活用

当社では、外部評価機関からの調査内容を基に、あるべき姿とのギャップ分析を行っています。重要アンケートの調査項目をCSR推進室で分析し、関連する部門と対応する当社の活動について議論をする中で、当社に不足している要素を抽出します。次年度改善が可能な項目は、それぞれの部門の活動方針の中で展開するようにしています。

2013年度は、環境面でライフサイクルアセスメントの取り組みを改善し、また水リスクへの対応状況など、指標が不足している箇所について、定義や活動の位置づけについて議論をし、取り組みを進めました。

CSR監査への対応

お客さまの要請に基づいた第三者機関の実施するCSR監査への対応を行っています。その中においてもグローバルでの業界要求基準と当社グループの取り組みとのギャップが確認され、対応すべき課題が抽出されます。こうした監査での指摘事項は真摯に受け止め、原因分析を行い是正処置と予防策を実行し、改善に努めています。抽出された課題を改善していくことで、グローバル基準に対応したしくみづくりに取り組んでいます。

2013年度は労働人権面のしくみの見直しに取り組み、外部CSR監査を受診した結果では、残念ながら安全衛生面で、一部で過去の事象と類似した指摘が再発してしまいましたが、労働人権面で大きな指摘事項はなく、その他の観察項目や環境、労働安全衛生面についても速やかに改善に取り組んでいます。

類似事象については、再発防止として、しくみと手順の運用を徹底し、定期的なチェックを行っています。また、管理者全体で課題を共有し、管理者が責任を持って改善し、維持できるように意識面の改善も進めています。さらに事象が発生した拠点以外でも問題を共有し、グループ全体の課題をチェックする機会としています。

今後は、外部監査機関のノウハウを吸収し、管理者や内部監査員が運用面をチェックできる機能を強化することで、再発を防止する体制を作り上げていきます。また、外部CSR監査を自発的に受診し、お客さま、業界団体の規範の視点からの問題を洗い出し、改善活動を展開し、CSR活動の信頼性を高めています。

内部統制

持続的な成長による企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題として認識し、グループ全体において積極的に取り組んでいます。

当社グループのコーポレート・ガバナンスの目的は、「コンプライアンスおよびリスクマネジメント推進活動」を積極的に展開することで内部統制機能を強化し、取締役会による経営監視機能と監査役の監査機能を充実・強化させることにより、株主や社会からの信頼に応える透明な企業統治体制を構築することです。

当社グループにおけるガバナンス体制

企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、公正で透明度の高い経営を実現するために、2名の社外取締役に加わっていただき、経営の助言を受けています。指名・報酬決定などにあたっても、公正で透明度の高い手続きで行っています。

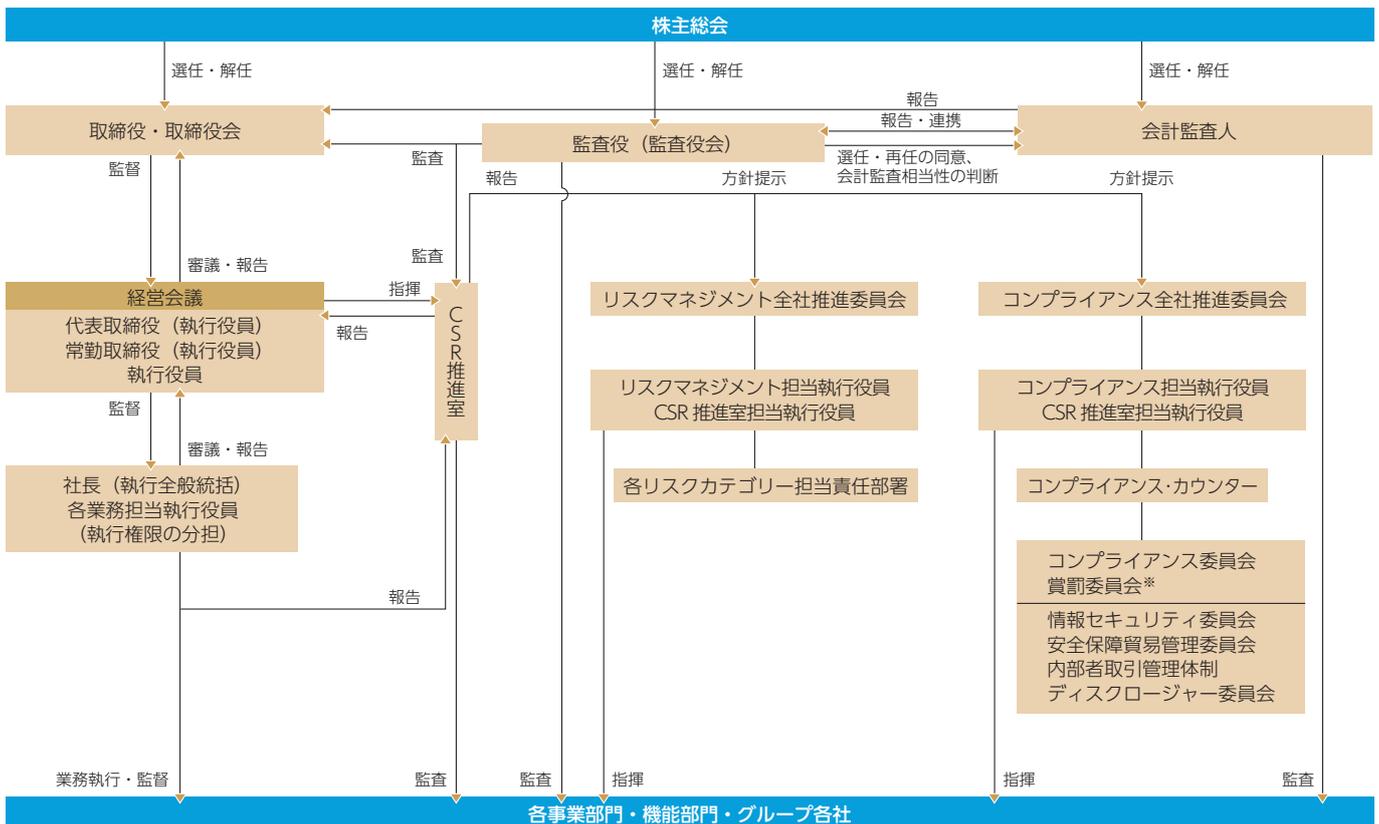
また、取締役の経営責任を明確にし、経営体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年、取締役の員数は18名以内（2014年6月現在13名）としています。さらに、スピーディな経営の意思決定および業務執行の一層の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しています。

当社は、監査役および監査役会設置会社制度を採用しています。

上記の企業統治体制に加え、当社は、当社グループの同体制をさらに強固なものとするため、経営会議を設置しています。経営会議は、取締役会に付議する議案の事前審議および当社権限規程による決裁機能を持ち、代表取締役、取締役、執行役員、理事等の経営および業務執行責任者に常勤監査役を加えた構成として、年度・月次予算の進捗管理や経営課題の諸案件に係る重要案件に係る審議および意思決定を行っています。

また、当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、企業集団全体のコンプライアンスおよびリスクマネジメント活動の推進について、子会社等の経営者に対し、当社と同様の体制構築を提案し、「グループ情報交換会」において、これら上記推進活動の状況を確認し、また各社の経営状況や利益計画の進捗を把握しています。

当社コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



※は関係案件発生時に随時開設されるもの

現行の企業統治の体制を採用する理由

当社グループの企業統治は、現行の監査役制度を通じて、効果的・効率的に実施されています。当社グループの事業規模および組織構造を踏まえた場合、現行の体制は、監査の独立性と企業統治の効率性を達成する上で、最適であると考えています。

内部統制システムおよびリスク管理体制の整備状況

当社グループの内部統制システムは、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題として認識し、コンプライアンスおよびリスクマネジメント推進活動をグループ全社において積極的に展開し、監視機能の強化を図っています。コンプライアンスおよびリスクマネジメントの推進活動は、各推進担当執行役員が定期的にそれらの整備状況を取締役会および経営会議に報告するとともに、モニタリングおよび見直しを適宜行うことにより、より適正かつ強固な体制の整備を行っています。

内部監査および監査役監査の状況

当社の監査役は5名で、そのうち3名は当社と利害関係のない社外監査役です。また、5名の監査役のうち3名は、当社財務・経理部門に長年在籍した者又は税理士の資格を有する者であるなど財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役は、取締役会や経営会議など主要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を、さらに常勤監査役は、内部監査部門であるCSR推進室監査グループおよび会計監査人と連携し、法令および諸規定に基づく監査を、当社およびグループ会社に対して実施しています。

なお、役職員等は、監査役会の定める監査役会規則および監査役監査規則に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っています。また、当社は、内部監査を執行する組織として、CSR推進室監査グループ（在籍者6名）を設置しています。CSR推進室は、内部監査の結果を監査役にも報告し、当社グループの監査体制の実効性を高めています。

社外取締役および社外監査役

上述のとおり、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名の体制となっています。当社は、これら社外取締役および社外監査役に対し、適正な企業統治への寄与および企業行動規範への有効な助言を期待しています。また、社外取締役および社外監査役の独立性確保の要件につきましては、当社独自の基準または方針は設けていませんが、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、社外取締役および社外監査役の全員を選任しています。

社外取締役齊藤昇三氏は、株式会社東芝の常任顧問であります。当該会社と当社との間に特別な関係はありません。社外取締役山口千秋氏は、株式会社豊田自動織機の代表取締役副社長であります。当該会社と当社との間に特別な関係はありません。

また、社外監査役栗林忠男氏は慶應義塾大学名誉教授であります。当該大学と当社との間に特別な関係はありません。社外監査役熊谷安弘氏は税理士法人熊谷事務所の代表社員および株式会社テーオーシーの社外監査役であります。当該事務所および当該会社と当社との間に特別な関係はありません。また、社外取締役塩田薫範氏は田辺総合法律事務所のパートナーであります。当該事務所と当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役は、当社取締役会において、豊富な経営経験に基づいた発言を行い、当社グループのガバナンスを強化するための重要な助言を行っています。また、社外監査役は、当社取締役会および監査役会において、学識経験又は税務・財務の専門の見地に基づいた発言を行うとともに、取締役に対し、客観・公平性を有する助言を行っています。

これにより、上記の独立性を有する社外取締役および社外監査役は、当社が期待するその職責を全うしていると判断しています。

役員報酬について

役員区分ごとの報酬の総額、報酬などの種類別の総額および対象となる役員の数数は、以下の通りです。

区分	取締役		うち社外取締役		監査役		うち社外監査役	
	支給人数 (人)	支給額 (百万円)	支給人数 (人)	支給額 (百万円)	支給人数 (人)	支給額 (百万円)	支給人数 (人)	支給額 (百万円)
基本報酬	18	408	3	17	6	85	3	23
取締役賞与	11	153	-	-	-	-	-	-
合計		561		17		85		23

1. 取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第154回定時株主総会において月額45百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内、その他の取締役分42百万円以内、なおストックオプションによる報酬は別枠とし、使用人兼取締役の使用人としての報酬は含まれていません。）と決議されています。
2. 上記1.の確定額金銭報酬とは別に、2011年6月22日開催の第158回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、賞与額として、各事業年度の連結当期純利益の0.5%と当事業年度の年間配当金総額の1.6%との合計額（ただし年額5億円を上限とし、計算の結果生じる百万円未満の数字については、これを切り捨てる。）を支給することが決議されています。
3. 上記の取締役賞与支給額153百万円は、2014年5月16日開催の取締役会において支給することを決議いたしました。
4. 上記支給額のほか、清算中の当社子会社の清算人を兼務した当社取締役1名に対し、当該子会社が当期に係る基本報酬として0百万円を支払っています。
5. 監査役の報酬限度額は、2012年6月20日開催の第159回定時株主総会において月額9百万円以内と決議されています。

適時開示、株主・投資家とのコミュニケーション

ステークホルダーとの関係と適時開示

当社グループは、企業価値の向上をめざし、株主のご期待に応えることが使命であることを踏まえた上で、あわせて、社員、取引先、投資家、地域住民、地域社会などの株主以外のステークホルダーに対するそれぞれの責任を果たしていかなければならないと考えています。また、すべてのステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、ステークホルダー間の利害調整について広く納得を得るためにもその適正な評価に資することを目的として、ディスクロージャー規則を制定し、代表取締役社長、情報開示担当執行役員等で構成するディスクロージャー委員会による決裁をもって、当社グループに関する経営関連情報の公正かつ適時・適切な開示を実施しています。

株主・投資家とのコミュニケーション

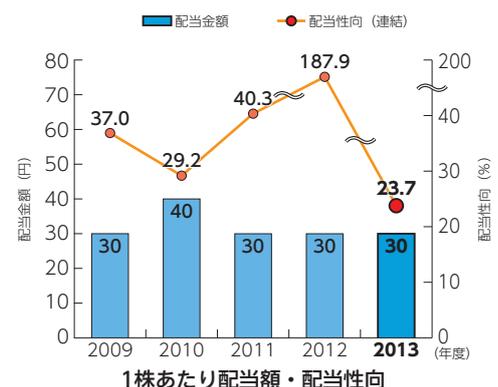
当社は2014年3月末時点で、約150百万株を発行し約3万7千人の株主を擁しています。株主総会は、2014年6月20日に本社多目的ホールで開催しています。2006年度より当日参加できない株主さまのために、議決権電子行使プラットフォームを採用し、より開かれた環境の整備に努めています。2011年度から事業報告書の内容を株主総会招集のご通知に添付したり、株主通信で株主の皆さまに提供したりするなど情報の充実に努めています。

また、アナリスト・機関投資家向けの定期説明会を決算、中間決算発表後に開催し、説明会資料をホームページ上で公開しています。そのほかにも個人投資家向けの説明会として、各種イベントに参加し、当社の株式への投資機会を促しています。（P56：財務情報の開示を参照）

剰余金の配当等の決定に関する方針について

当社は、株主の皆さまに対する利益還元について、単独業績、配当性向、ROE（株主資本利益率）に加え、企業グループとしての連結業績等の経営指標を総合的に勘案して、長期にわたる安定的な経営基盤の確立と業績の向上による安定した配当の継続を基本方針としています。

この方針に基づき、連結配当性向30%を中長期的な目標としています。内部留保金の用途については、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、研究開発・製造設備などに戦略的に投資し、長期的な競争力の強化を目指します。また、当社は、自己株式の取得についても、株主の皆さまに対する利益還元の一環として財務状況を勘案しながら実施していきます。



リスクマネジメント推進活動

グローバルにビジネスを展開する中で、経営を取り巻くリスクは複雑かつ多様であり、適切に対応することは健全な企業活動には不可欠です。大規模な自然災害の発生など潜在的なリスクを洗い出し、未然に防止・最小化し、リスクが顕在化した場合でも適切に対処していくことが求められています。

基本方針

当社グループは、経営を取り巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす経営資源の損失に的確に対処し、株主・顧客および役職員等の安全と経営資源の損失低減および再発の防止を図ることで、事業継続を可能にします。

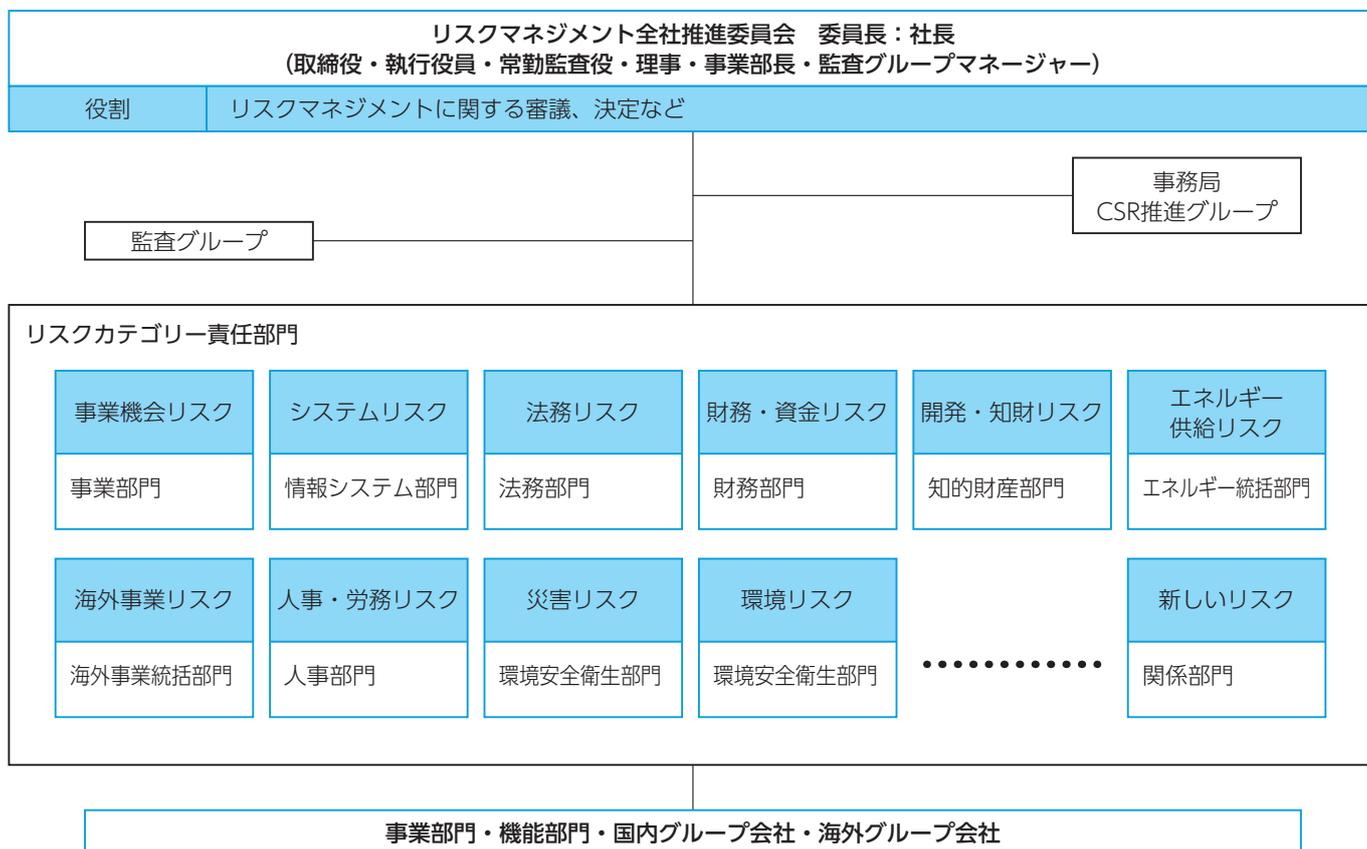
リスクマネジメント行動指針

1. 社員・取引先の安全・健康および経営資源の保全を図ります。
2. 株主・顧客・地域／国際社会の安全・健康および利益を損なわないように活動します。
3. リスクが顕在化した場合には、責任ある行動をとり、速やかな対応と復旧を図ります。
4. リスクに関する社会的要請をリスクマネジメントに反映します。
5. 誤解、理解不足や可能性のある被害の回避、低減のために必要な情報を開示します。

リスクマネジメント推進体制

当社グループは、取締役会の決議に基づき、リスクマネジメントの推進体制・緊急事態対応策とマネジメントプロセスなどを定めた「リスクマネジメント規程」を制定するとともに、リスクマネジメント推進組織として「リスクマネジメント全社推進委員会」を設置しています。「リスクマネジメント全社推進委員会」は、リスクマネジメント活動全体に関わる事項について審議・決定を行なうとともに、主要リスクの対策内容や進捗状況の報告などを行ないます。

「リスクマネジメント全社推進委員会」にて決定された方針を具体的にすすめるため、それぞれのリスクに対するオーナーを配置し、社内および当社グループ会社の状況、業務形態に応じた活動を推進しています。



※それぞれの部門に推進責任者を配置

リスクマネジメントの推進

基本方針およびリスクマネジメント規程に基づき、当社グループは、リスクカテゴリー毎の責任部署の設定と責任体制の強化および役職員等への研修の実施など、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開します。このリスクマネジメント推進活動は、リスクマネジメント担当執行役員としてCSR推進室担当執行役員が実施し、代表取締役社長が委員長であるリスクマネジメント全社推進委員会（事務局：CSR推進室CSR推進グループ）へ報告されます。



コンプライアンスおよびリスクマネジメント全社推進委員会を年に2度開催

CSR推進室担当執行役員は、内部監査等により損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに当該危険の内容およびそれがもたらす損失の程度を把握し、組織的に迅速な対応を指揮するとともに損失の未然防止を図ります。また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直に対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および損害の拡大の防止を行い、損失の最小化に努めます。

リスクアセスメントとリスクへの対応

当社グループでは、安定的な事業活動の継続を目的とした活動を推進しています。定期的なリスクアセスメントを行い、リスクを抽出し、その中から、事業部門においては事業競争力の強化を図るためのテーマ、機能部門においては経営に重大な被害をもたらすテーマを重要テーマとして取り上げ、リスク低減を行っています。これらのリスクマネジメント活動は各部門の方針管理と一体化して実施しています。

また、2013年度は、各機能部門がリスク抽出し選定を行った重要テーマの中から、複数の機能部門が連携して取り組むリスクを検討テーマとして、毎月開催するリスクマネジメント推進部会の中で、機能全体のレベルアップに取り組みました。

2013年度リスクマネジメント推進部会 検討テーマ（抜粋）
法令違反リスク
海外事業リスク
安全衛生（災害）リスク
環境リスク
情報漏えいリスク
労務リスク

事業継続計画

当社は、当社事業場が存在するエリアでの大規模地震発生を重要なリスクテーマの一つと捉え、発生時に備えた対策に取り組んでいます。地震災害などの発生時の対応としては、人命を第一とし、次にお客さまへの製品の供給を早期に復旧することと考えています。

地震対策については、ワーキンググループを結成し、災害対策本部の設置基準、各組織の役割の明確化などくみの構築と、要員やインフラ、備蓄の確保をすすめ、また各事業場における防災対策、非常対応状況をレビューし不具合があったものに対しては改善を行っています。2013年度は、地震被害発生を想定した訓練活動として、大規模地震に対するマニュアルの整備、対策本部の対策シミュレーションや、各事業場で災害の発生を想定した訓練を進めました。

また、地震などの発生による調達リスクについて、調達部門を中心に低減活動を行っており、災害時の通知基準ならびに実施手順の設定、バックアップ工場の検討など、当社およびサプライヤーの現状を確認し、リスクが高いと思われる項目からその低減策を検討し、事業継続に向けた活動を進めています。

コンプライアンス推進活動

企業として法令および企業倫理を遵守することは、事業活動を行う上で最も基本的で重要なことです。重大な企業不祥事や不正行為により、信頼が失墜しビジネスの機会を失うケースもあります。企業活動に重大な影響を与える法令や倫理に反する行為がないように、役員社員一人ひとりの誠実な行動が求められます。

基本方針

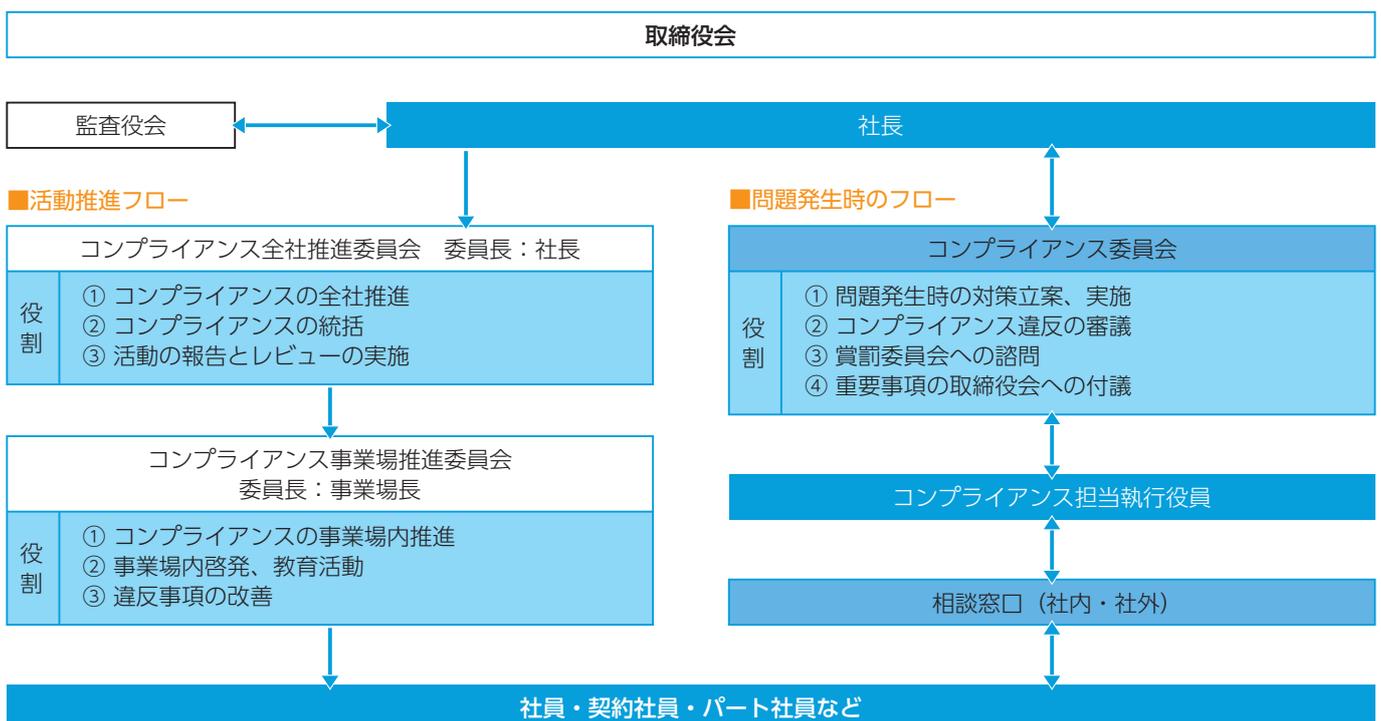
「国内外の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守（以下コンプライアンス）」を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。

イビデングループは1998年12月に社員行動基準を制定、2003年8月にコンプライアンス推進規程を制定し、コンプライアンス推進活動をスタートさせました。今後も、コンプライアンス意識の徹底を図り、すべてのステークホルダーから信頼・評価される企業経営をめざします。

コンプライアンス推進体制

当社グループは、基本方針、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」に基づき、当社グループのコンプライアンス推進活動（コンプライアンス関連規程の整備、コンプライアンス活動実践状況の確認、役職員等に対する啓発活動・研修等の実施）を積極的に展開します。このコンプライアンス推進活動は、コンプライアンス担当執行役員であるCSR推進室担当執行役員が実施し、代表取締役社長が委員長であるコンプライアンス全社推進委員会（事務局：CSR推進室）へ報告されます。

当社グループは、全役職員等がコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、正規の報告ラインに加え、コンプライアンス相談窓口を設置しています。コンプライアンス相談窓口には、役職員等が相談窓口担当者に頭名で通報できるものと、外部専門家に匿名で通報できるものがあり、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止の保障など、通報者の権利保護につき十分に配慮しています。コンプライアンス担当執行役員は、役職員等への研修に際し、コンプライアンス相談窓口制度の更なる周知徹底を図ります。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会が招集され、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は取締役会に報告されます。



コンプライアンス全社推進委員会

当社は、2003年8月に代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス全社推進委員会」を設置し、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透を図っています。当委員会では、コンプライアンスの全社推進活動、統括、活動のレビューが行われ、ここで決まった方針・計画は各事業場に報告され、それぞれの活動へ展開されます。

また、国内・海外グループ会社にもそれぞれ、同様の推進体制が整備されており、全社推進委員会の決定事項が、各会社に報告され、各会社の活動へ展開されます。

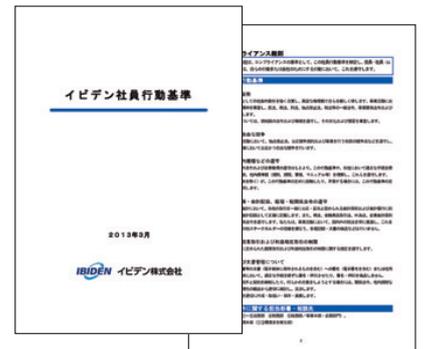
コンプライアンス全社推進委員会は、毎年2回開催されており、2013年度は5月と11月に開催しています。また、イビデンの各事業場では、年度の初めに事業場ごとの活動目標と計画を設定し、毎月定期的に事業場推進委員会を開催してその進捗の確認をしています。その他のグループ会社でも活動目標を定期的にレビューしています。

社員行動基準

当社グループでは、グループ行動憲章を受け、役員および社員等がコンプライアンスを誠実に実践するための基準として「社員行動基準」を制定しています。社員行動基準は、グローバルに事業を展開する中での、国際ルールやステークホルダーからの期待や要請事項、進出した各国の法規制の遵守を踏まえて内容の見直しと、より社員に対してわかりやすく、伝えられる内容への再編など改訂を加えています。その中には、国際規範の中で遵守しなければならない労働者の人権に関して、役員社員一人ひとりが守るべき事項などが記載されています。

また、当社の「イビデン社員行動基準」は、役員、社員一人ひとりに配布していますが、当社ウェブサイト上で公開しており、誰でも閲覧可能になっています。海外の主要生産拠点を含むグループ会社でも「イビデン社員行動基準」に準じて、各社の社員行動基準を制定し、遵守に向けた教育を推進しています。また、社員に配布している冊子には、担当部署、相談先を記載しており、各項目で疑問や不明点があった場合に問い合わせしやすいように配慮しています。

当社グループは、役員社員一人ひとりが社員行動基準を誠実に実践し、国際社会から信頼される企業集団、よき企業市民となるよう努力していきます。



イビデン社員行動基準
(2011年9月改正版)

コンプライアンス教育

コンプライアンス活動の推進には、継続的に社員の意識を高いレベルに維持することが不可欠です。そこで、社員のコンプライアンス意識の向上のため、階層別研修、職場単位の研修など様々な教育を行っています。これらの研修では、「社員行動基準」に違反する行為について、その発生原因、予防対策をグループで討議するなど、実際の場面に応じた対応を一人ひとりが意識して考える訓練を行っています。新入社員に対しても、CSRとは何か、またコンプライアンスを違反することとは何かを、身近な事例を基に、議論して認識を深めています。

特に、当社グループが操業する地域の中では、アジア圏が倫理違反や人権侵害に負担するリスクが高くなりがちです。アジア圏の主要生産会社では入社時に、社員行動基準の記載された社員用ハンドブックの配布を行うなど、人権や倫理面の行動規範を含めて各国の実情に合わせた教育を行っています。例えばイビデンエレクトロニクスマレーシアでは外国人労働者を多く雇用していますが、適切な理解を促すために、社員行動基準や教育研修の内容は、こうした外国人労働者の母国語に合わせた形で行っています。2013年度入社の新入社員全員がこのコンプライアンス、CSRに関する研修を受けています。

今後もグループ全体でコンプライアンス、CSRに関する教育を推進していきます。



コンプライアンス教育

日常的な反復トレーニングの実施

コンプライアンスの徹底には繰り返しの教育による意識の向上が必要です。当社は階層別教育として定期的に研修を受けられる体系づくりを行っており、役員、管理職者から、派遣社員、期間従業員にいたるまで、研修の対象と実施目的を明確にした上で、プログラムを作成しています。

また、社員行動基準の内容をより理解できるようにするため、社員行動基準に違反するケースや遵守のためのポイントをまとめた「啓発事例（ケースブック）」を発行し、社員のコンプライアンス意識の向上を図っています。当社の事業場では、啓発事例集を、朝礼などの日ごろのミーティングの時間を使い、小集団それぞれの活動にあわせて読み合わせを行っています。さらに、こうした啓発事例は当社内のイントラネット上に設けたCSRポータルサイトに継続的に掲載し、社員の意識向上に努めています。

役員のコンプライアンス

コンプライアンス体制の確立には、全役員、マネジメント層が率先して取り組むことが不可欠です。2013年度は役員、管理者に対して、連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄防止法（UKBA）などのグローバルに事業を進める上で、遵守しなければならない各国の贈収賄防止法についての教育を実施し、海外でビジネスを行う上での影響力と留意点を再認識しています。

当社グループでは、社員行動基準の制定以外にも、例えば社長など高次の権限による承認が無ければ接待交際が実施できないなど、コンプライアンスの厳格なしくみを構築しています。各拠点での腐敗リスクの評価結果から、全体としての不正行為による摘発リスクは高い状態ではありませんが、各拠点の実情に合わせた汚職防止の仕組みを適切に作っていくことが重要であると考えています。公正なビジネス慣行に向けた一層の認識強化と取り組みの強化に努めていきます。また、社員行動基準には、不正防止はもちろんのこと、取締役が遵守すべき競業取引および利益相反取引の制限など、役員が個別に遵守すべき内容も含まれています。

内部通報制度

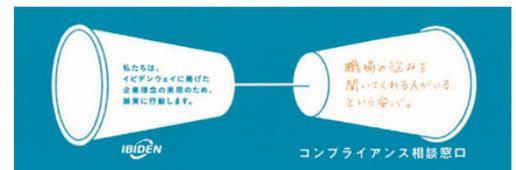
当社グループ内においてコンプライアンスに抵触する恐れを社員が知った場合、通常、上司一部下からなる職制ラインでの報告、相談、対応を基本にしていますが、通常の職制ラインを通じて報告できないような場合にも早期に問題を解決するため、「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。相談窓口は、相談者の匿名性の確保とプライバシー保護、不利益処遇禁止の保障など、通報者の権利保護を基本としています。その利用対象

について当社グループ会社社員はもちろん、当社グループで働くすべての人を対象としており、利用方法などを記載したカードを配布したり、ポスターを掲示したりすることで周知に努めています。また、社内、弁護士事務所、外部機関など複数の相談窓口を設けることで、より相談者が相談しやすい環境を整備しています。さらに、お取引先さまが相談できる通報窓口の開設も行っており、社内の相談だけでなく、お付き合いのあるお取引先さまからも当社のコンプライアンスに関する貴重な意見を収集できる環境にしています。なお、相談窓口については、その後の調査を迅速に実施することと、相談者保護の観点から基本は顕名で受付をしていますが、匿名での相談も可能にしています。今後も問題の早期発見、早期対応のために、相談者が安心して相談できる相談窓口として信頼性向上の啓発活動を継続します。

コンプライアンス違反への対応

2013年度は、日本国内のグループ全体で49件（前年47件）の相談が寄せられました。相談内容では、上司と部下の関係でのハラスメントに発展する恐れのある内容の相談が5件（昨年10件）ありました。上司の言葉遣いや、メールの文面や、フォロー不足などコミュニケーション不足と上司側の意識の低さが起因するものがほとんどでした。前年度以降、ハラスメントに対する上司への教育を強化したことで件数は減少傾向ですが、今後も上司としての立場を認識させ、言葉遣いなども含めてより一層適切なコミュニケーションがとれるような指導を行って、再発防止に努めています。

また、2013年度は、取引先から過剰な接待、贈り物を受けるといった倫理違反の事案が発生しています。これはルールや



全社員に配布されるコンプライアンス相談窓口カード

しくみが適切に運用されておらず、上司のチェックが不十分で不適切な行為が起りやすい業務環境であったことが原因と
考えています。そこで、グループ内での取受ルールづくりとその徹底に取り組み、またお取引先さまにも関連する事象のた
め、当社の購買方針に基づくコンプライアンス強化をお取引先さまとともに進めています。グループ全体で、こうした悪質
な倫理違反の再発防止を徹底していきます。

活動のセルフチェックと意識調査

国内グループ会社を含む全社員を対象に、毎年社員行動基準の実践状況のセルフチェックとコンプライアンス意識に関する
調査を行っています。

セルフチェックでは、管理職を含めて、対象となった社員が社員行動基準の項目についての実践状況を診断し、それをまと
めることで各グループ会社、事業場でのコンプライアンス課題を明確にしています。ここで出た課題は、グループ会社や事
業場の次年度の改善活動へ展開されます。また、理解度が低い項目については、コンプライアンス啓発事例の発行などを行
うことで理解度の向上を図るなど、教育内容とも連動させています。

意識調査では、職場、上司への満足度や職場での不正のリスクなどを様々な面から評価し、職制ごと、グループ会社・事業
場ごとの特性を分析しています。社員の意識の変遷をモニタリングするとともに、セルフチェックと同じく結果を次年度の
コンプライアンス活動や教育内容に反映させています。

営業秘密情報の管理

当社の営業・技術・経営に関する情報は、貴重な資産であり、技術開発型企業である当社にとって、その情報の適切な管理
と漏洩防止は重要な課題と責務です。また、お客さまやお取引先さまの秘密情報の漏えいは、お客さまやお取引先さまから
の信頼を奪い、当社にも損害を与えます。情報セキュリティ管理を実現するために、当社は「情報セキュリティ基本規程」
のもと、情報セキュリティ推進体制の構築を行い、営業秘密情報、個人情報などの当社の保有する情報資産を利用するにあ
たり、その活用と保全に関して遵守すべき基本事項を規定しています。

具体的な対策として、物理的な側面では、人・製品の出入りを管理するため、入退門の記録や統制区画での入退制限などを
行っています。また、ITセキュリティの観点では、マネジメント面・ツール（システム）面からIT管理の評価を行い、それ
ぞれの拠点が抱える課題ごとに対応を進めています。2013年度は海外グループの主要生産会社に対するIT統制に関わる内
部監査を実施し、情報セキュリティに対する取り組みレベルの向上に向けて対応を進めています。2013年度にステーク
ホルダーの皆さまに重大な影響を与える情報の流出はありませんでした。

法令遵守の体制と実績

法令を遵守することは企業の活動として基本的なものですが、常に最新の情報で展開しなければなりません。当社は法務部
が中心となり影響のある法令をリストアップし、改廃状況をモニタリングしており、改正・公布された段階で各法令を主管
する部門などに通知し、対応が必要な場合は、その結果確認を行うしくみにしています。

さらに当社グループに特に影響が大きいものを重要法令として抽出し、その中でも特に影響の大きいものは「最重要法令」
として選定しています。重要な法令としては、財務、税務関連、IT統制関連、労働雇用や政治資金関連、輸出入取引関連、
その他コンプライアンスに関するものを抽出しています。さらに最重要法令については、遵守事項の明示と、教育による周
知活動、定期的に遵守状況についてレビュー、監査といったマネジメントを行い、法令違反を防止するための取り組みを徹
底しています。その結果、2013年度には事業活動に大きな影響を与えるような法令違反の実績はありませんでした。

サプライチェーンでのCSRマネジメント

事業をグローバルに展開する中で、国際社会からの信頼を獲得するためには、当社グループだけでなく、サプライチェーン全体で、社会からの要請に応じていく、責任ある取り組みが必要です。当社グループの主要事業は、部品を供給するサプライチェーンの中流に位置していますが、当社グループに資材等を供給するお取引先さまや人的、技術的な支援をいただく人材派遣業者、請負事業者の皆さまとともに、イビデングループの基本方針にもとづき、CSR活動を推進することが、企業価値の向上、サプライチェーン全体の持続的な成長につながるものと考えています。

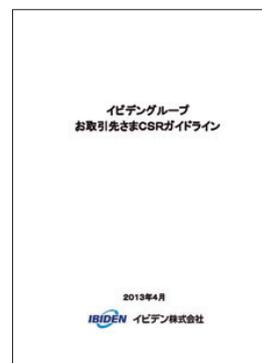
購買基本方針

1. 法令・社会規範を遵守し、お取引先さまと相互協力と信頼関係の構築に努めます。
2. お取引先さまに対して、公正な取引の機会を提供します。
3. 購買活動を通じて、人権、環境などの社会的責任を果たしていきます。

イビデングループお取引先さまCSRガイドライン

2008年度に、当社の購買基本方針に基づいた「お取引先さまへのお願い」の公開を開始し、2009年度には主要なお取引先さま100社を集め、当社グループの活動方針について説明会を実施しました。その際にお取引先さまの取り組み状況を確認した結果、お取引先さまの間での取り組みの差を確認でき、より具体的にサプライチェーンの改善につながるマネジメントの必要性を認識しました。

そこで、2011年度に、グループ行動憲章の改定に合わせて、お客さまや業界、国際社会からサプライチェーン全体に求められている項目、当社グループとして管理していく必要のある項目を、労働、安全衛生、環境保全、倫理・公正取引といった側面に分けてまとめ、「イビデングループお取引先さまCSRガイドライン」を発行しました。このガイドラインを通じて、お取引先さまの事業環境が安全で、従業員が尊重され尊厳を持って扱われているか、事業活動において環境配慮がなされているかといった観点でリスクを把握し改善を進めています。



イビデングループ
お取引先さまCSRガイドライン

お取引先さまとの協働とコミュニケーション



お取引先さま向けCSR説明会

ガイドライン発行後には、主要なお取引先さまに対するCSRガイドラインの説明会を実施し、当社グループはもとより、資材供給や工程請負、労働者派遣などの当社グループを支えるお取引先さまとともに、取り組むべき具体的な課題を共有しています。2011年度より、お取引先さまでの活動上の課題確認や改善に向けた活動を開始し、監査員の養成など社内リソースの確保から、お取引先さまへの調査および現地訪問・監査を実施しています。

2013年度も、資材供給、工程請負、構内工事業者、労働派遣会社に対してCSRガイドラインに基づき、労働、安全衛生、環境保全、倫理・公正取引の側面から調査を行い、お取引先さまの取り組み状況の確認を進めました。また、労働、安全衛生、環境保全、倫理・公正取引面の監査など、直接のコミュニケーションを通じて、当

社の考え方に対する理解の向上に努めています。2013年度に当社からお取引先さまへの調査の結果、資材取引先の遵守率は平均約95%となっており、前年より2ポイント改善しています。また、CSR調査ならびに監査訪問を通じて重大な違反事項は確認されませんでした。その他の指摘事項については、改善計画の提出により対応を要請し、改善に向けた活動を進めています。国内外のイビデングループ拠点でも同様のガイドラインを展開しており、とくにフィリピンでは構内で働く人材派遣会社ならびに請負事業者の管理を強化し、賃金や福利厚生面の管理状態を監査し改善を進めています。また、マレーシアでは、「イビデングループお取引先さまCSRガイドライン」に対する説明会と調査を定期的実施していますが、地域的なリスクとして外国人労働者に対する斡旋事業者の搾取の可能性があり、送り元国の人材斡旋業者に対する選定監査を事前に実施し、健全な就労ルートの構築を推進しています。今後も、地域のリスクに対応した活動を推進し、国内外で継続的に取り組みを実施して、サプライチェーンでのCSR活動の競争力強化を図ります。

イビデン・お取引先さまコンプライアンス通報窓口

当社は、「イビデングループ行動憲章」「イビデン社員行動基準」を制定し、コンプライアンス（法令・倫理遵守）を推進していますが、2011年度にその一環として、お取引先さま向けのコンプライアンス通報窓口を開設しました。当社とお取引先さまの関係において、コンプライアンス上の問題点がある場合、お取引先さま自らがこの通報窓口に通報することができます。社内向けの窓口と同様に、通報情報についてはプライバシーに十分配慮して取り扱われるとともに、通報されたことを理由として不利益な取扱いを受けることは一切ありません。2013年度も継続的に、お取引先さま向け通報窓口の周知を行いました。通報・相談はありませんでした。今後も取引先さまへの説明会で周知などを行い、課題の早期発見と早期解決に向けた取り組みを推進します。

紛争鉱物問題への対応

人権侵害の助長につながる、紛争地域（コンゴ民主共和国およびその周辺の紛争地域）での違法な資源採掘が国際社会で大きな問題になっています。イビデングループも紛争鉱物（すず、タンタル、タングステン、金）の問題に強い懸念を持っており、当社グループが提供する製品に対する社会的責任として取り組んでいます。

「イビデングループお取引先さまCSRガイドライン」の中で、紛争地域で行われる違法な採掘や、それによる人権侵害に加担するような資源調達を回避するように努めることを明記しています。当社のビジネスにおいて、こうした違法行為や人権侵害に加担することをできる限り避け、紛争地域で違法採掘された鉱石を使用しないことはもとより、対象となる資源の供給ルートについての合理的な調査の実施と、誠実な開示を進めていきます。

当社は2011年度より、お取引先さま説明会で紛争鉱物に対する課題と、当社の姿勢を説明し、お取引先さまへの調査票を通じて製錬および精製所の特定をはじめとした供給ルートの確認を行っています。また、一部のお取引先さまや関係する精錬会社を訪問し、取り組みについての説明と供給ルートとそのトレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）の確認を順次行っています。

当社が供給するパッケージ基板やプリント配線板には、すず、金が含まれるものがあります。2013年度のお取引先さまへのトレーサビリティ調査の結果、すずは主に東南アジア圏の製錬所に由来しており、金は日本のリサイクルメーカーを中心とした精製所に由来する鉱石を使用しています。これらの紛争鉱物は、電子業界団体EICCとGeSIによるCFSIの紛争鉱物フリープログラムにより認証された或いは認証中の製錬所、またはリサイクルによるものであることが確認されており、コンゴ民主共和国およびその周辺の紛争地域での紛争に加担するような鉱山運営に由来する原料を使用した製錬所からの鉱物は含まれていないと言えます。

今後は、定期的に製品に含有する資材を取り扱うお取引先さまに対して、紛争鉱物の使用状況確認と認証製錬所の使用の推進を行うとともに、当社グループ全体でトレーサビリティ調査を行い、グループの情報を集約できるしくみの確立を推進します。定期的なサプライチェーンの情報更新と、認証製錬所使用を今後も推進することで、当社のサプライチェーンの中で人権侵害への加担が行われないように配慮を継続していきます。

人材経営

“人と地球環境を大切に”という企業理念のもと、社員一人ひとりの創造性と個性を尊重し、多様な人材が知恵・能力をフルに発揮できる企業風土を大切にしていきます。

人材経営の考え方と推進体制

基本的な考え方

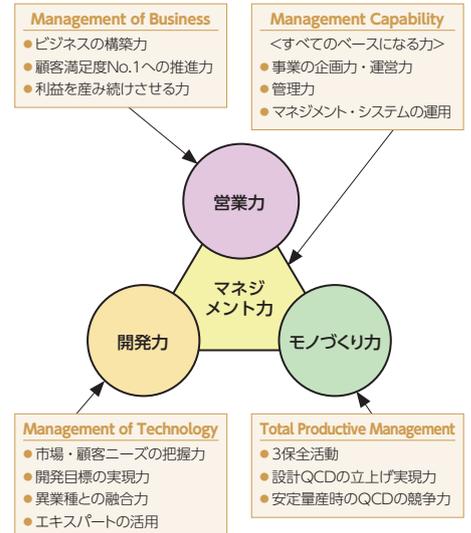
社員は事業を展開し、社会に価値を提供する主体です。一人ひとりが経営方針や事業戦略をよく理解し、会社の成長と社会に貢献できる役割を持つことで、満足度、達成感が得られる「生き生き職場」をめざします。その実現の施策のひとつとして、一人ひとりの創造性と多彩な個性が発揮される人事制度や研修を取り入れています。

IPM活動を通じた人材経営

IPM活動とはIBIDEN Profit Managementの略で、「営業力」「開発力」「モノづくり力」「マネジメント力」の四つのイビテクノを進化・融合させる活動です。この活動を通じ、独自の経営手法を創造し、売上高・利益を伸ばし、そして人を成長させていきます。2013年度はIPM活動の手法である、5S・TPM・MTS*の徹底を進めてきました。2014年度はそれをさらに「現地・現物・自掛り」で進めることによって、社員一人ひとりのスキルアップを目指していきます。

*MTS: モジュールターゲットスペック(Module Target Spec)の略語。良品を作るための工程ごとの設計の狙い値。

○IPM活動の模式図

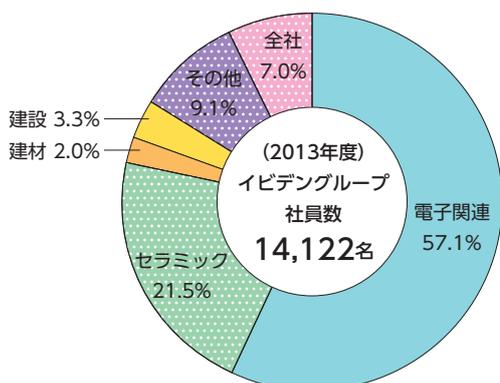


社員の構成と事業別社員割合

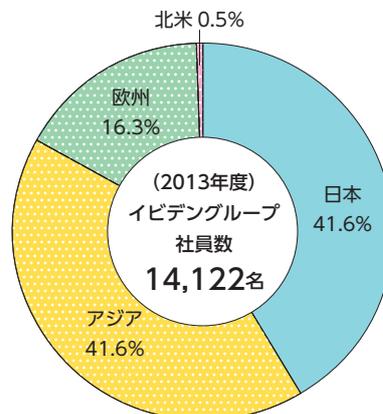
社員の構成 (イビデン)

	2012年度	2013年度
社員数 (名)	3,549	3,554
管理職 (名)	313	312
役員 (名)	17	18
平均年齢 (歳)	35.5	36.3
平均勤続年数 (年)	12.4	13.4
離職者数 (名)	79	81

事業別社員数の割合 (イビデングループ)



地域別社員数の割合 (イビデングループ)



*2014年3月31日現在

*臨時従業員数 (平均4,559名) を含みません。

*地域別社員数はグループ会社拠点の所在地域を元に算出しており、臨時従業員の約6割がアジアでの雇用となります。

人権の尊重

グローバルに事業を進めることで、人権に対する認識の違いや、人権問題に対する法令による支援が異なる場合に遭遇することがあります。そうした場合でも、人権侵害に対する企業の加担を回避し、人権を促進かつ尊重する役割が、企業の重要な社会的責任の一つとして求められています。

労働者の権利の尊重

当社グループは、国際的に宣言されている人権の擁護を支持、尊重し、基本的な姿勢として、人権侵害に加担しないことを明確にしています。「イビデン社員行動基準」の中では、こうした姿勢が明文化されており、役員・社員が、労働における基本的原則および権利を尊重し、労働基準法など各国の雇用関係法令および就業規則を遵守するとともに、社会良識・ルールに従った行動をとるように記載されています。

人権教育

当社では、人権の尊重を確かなものにするために、特に労務面の管理者や採用面接に携わる管理者、担当者に対して、公正採用、人権課題に関する研修を実施して人権侵害に対する注意を促しています。また、全社員に対しても、受け入れ時に「イビデン社員行動基準」とその違反事例をまとめた事例集を配布し、新入社員教育または受け入れ教育の中で、人権課題への対応を含む「イビデン社員行動基準」を理解し、行動に反映できるように教育を行っています。

また、グループ会社においても、就業規則や社員行動基準をはじめとした方針の周知と徹底に努めています。特にアジア圏では人権に対する考え方が様々であり、主要な生産会社において、入社時の全社員への方針の徹底や年次の教育をはじめとした教育活動に力を入れて展開しています。

サプライチェーン、グループ内の活動アセスメント

人権侵害への加担は、当社グループ内だけの課題ではありません。当社グループ内はもとより、サプライチェーン全体で人権に対して取り組むことが重要だと考えており、当社の直接のお取引先さまとともに課題に対して取り組んでいます。当社グループでは、CSRガイドラインの中で児童労働・強制労働の禁止をはじめとする労働者の人権への配慮について明記しています。2011年度から、当社グループの主要なお取引先さまに対して、CSRガイドラインの労働・人権とそのマネジメントについて、取り組むべき具体的な項目をまとめた調査を行っています。

2013年度も主要なお取引先さまに対する調査を継続的に実施し、一部のお取引先さまに対する監査と請負事業者、派遣事業者に対する指導を行いました。調査は、約80%のお取引先さまを対象に実施しています。最低限遵守いただきたい事項を定めており、2013年度の調査および監査の結果、労働者の人権侵害につながる重大な違反事例は見つかりませんでした。資材サプライヤーにおいては、ガイドラインの遵守率は約98%（当社の指定する準拠いただきたい項目の平均適合率）で、ガイドラインに違反する恐れのある内容については、改善計画の提出を依頼しており、労働者の差別につながる恐れのある慣行や文書上の表現の修正など改善を進めています。また、日本国内外のグループ会社に対してもCSRガイドラインに基づく調査を行い、人権面での大きな問題が無いことを確認し、更なる理解向上に向けた指導を行いました。

電子部品の主要拠点のひとつであるマレーシアでは、送り元国で労働者から雇用費用が過剰に徴収されていることが人権面での課題となっています。これまでもそうした慣行が無いようにヒアリングや事前教育などを行っていましたが、2013年度から更に雇用慣行に対するチェックを厳格にし、人材斡旋業者の事前選定監査、ならびに業界基準を踏まえた内部監査を行いました。従業員インタビューの結果などから過剰徴収により強制的な労働状態にある労働者はいませんでした。今後も定期的に人材斡旋業者の監査、内部監査を実施することで、遵守状態の維持に努めます。

公正な評価と処遇

公正な評価・処遇のための方針

一人ひとりの仕事の成果を公正に評価し、人事を明朗かつ公正に行います。公平公正な評価が行われる人事制度のもと、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土を作ります。

当社では、全社員の活性化につながる職務等級制度を採用しており、仕事を職務成果の大きさ・重さなどにより、等級評価し、職務等級を設定しています。また、資格と職務等級に応じて、付きうる役職の関係を明確にしています。同じ職務等級の評価ランクであれば、性別、年齢、人種・国籍などの属性に関わりなく、公正に処遇されます。全社員にこれらの、職務等級およびその評価制度についてまとめた労務管理ガイドブックを配布しています。

公平公正な人事評価

当社では、「成果主義」の考え方に基づいた目標管理評価制度を導入しています。

会社業績に連動したチャレンジ目標を設定し、その結果とプロセスを公平・公正に評価し、個人の成果を処遇に直接反映させています。また、目標設定・中間面接・評価面接を通じて「上司と部下のコミュニケーション」を図り、更にこの目標管理というしくみを利用して「部下育成」に役立てることを狙いとしています。

仕事・職務を基準にした職務等級制度を基本に、目標管理評価制度によるチャレンジングな目標設定と公平・公正な評価の実施、成果が報酬に連動する報酬制度、ならびに人材育成制度、その他諸制度により、最適な人材配置と社員にとって働きがいのある職場作りを行っています。

公正な評価・処遇に向けて

当社では、人事労務部門が、目標管理評価制度・報酬制度などの人事諸制度を策定し、これに基づき公平・公正な評価による適切な処遇を推進しています。公平・公正な評価を行うために、役職者をはじめとする評価者に対して評価者訓練を定期的実施するとともに、目標設定の対象者に対しても全員に、目標設定のための訓練を実施しています。さらに全社員に目標管理評価制度、報酬制度の詳細の解説を含んだ労務管理ガイドブックを配布して制度の周知・徹底につとめています。海外出向者の評価者で評価者研修を受講できない方には、研修用DVDの作成とウェブ会議を通じたポイント説明を行い、公正な評価がされるよう、取り組んでいます。また、当社では社員の声を聞く仕組みの一つとして、転籍、出向者をはじめとして人事部による面談を実施しています。会社の施策や、職場・上司に対する意識・評価、社員自身の業務と評価・処遇についての課題を、直接調査し改善しています。

人材の育成

グローバルに活躍する人材の育成

創立100周年を越えて、今後も永続的に成長・発展し続ける企業への体質強化に結びつく人材育成体系の構築をめざしています。そのために、競争力強化に貢献できる人材、異文化マネジメントできる人材を育成します。

特に海外出向者、海外長期出張者に対しては、海外スタッフとのコミュニケーションスキルを向上させ、現地化推進を促進するための異文化研修や、実践的な語学力のスキルアップに取り組んでいます。英語だけでなく韓国語など多言語の語学研修も開始しました。また、海外スタッフに対する日本での研修の実施など、海外のコア人材の育成にも力を入れています。

イビデンの人材育成体系

永続的に成長・発展し続ける企業への体質強化に結びつく人材育成体系を構築するために、資格ごとの人材像を明確にし、全社共通教育、選抜教育、環境／労働安全衛生教育、専門教育と大きく分類して実践しています。全社共通教育では、グローバル人材、CSR経営のほか、当社独自の仕事の進め方の理解と、マネジメントツールを駆使して中長期のビジョンを描ける人材の育成を行います。環境／労働安全衛生教育では、快適で安全な職場環境づくりを推進できる人材を育成します。専門教育では資格と職種に対応する人材像、能力・スキルを明確にし、改善スキルとマインドを兼ね備えた職種別のスペシャリスト人材を育成します。

2013年度の研修実績（イビデン）

・総研修時間 49,959時間／年 一人当たりの研修時間 13.4時間／年・人

キャリア形成の支援

当社は、社員一人ひとりに応じたキャリア形成を支援する制度を採用しています。上司との面談の中で、現在または将来的に社員が伸ばしたいスキルや、上司の期待と支援方針を話し合うことで、キャリア形成を支援していきます。

多様な働き方の尊重

当社は、グローバル化や価値観の多様化が進む中で、多様な人材が個々の能力を発揮でき、生きがい・働きがいを感じることができる職場環境・風土の実現をめざしています。

ワークライフバランスの取り組み

当社では、企業の社会的責任としての次の世代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整備するため、仕事と子育ての両立をサポートするなど、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）への取り組みを積極的に進めています。

2013年度は、均等・両立推進企業表彰において、均等推進企業部門およびファミリー・フレンドリー企業部門にて岐阜県労働局長賞を頂きました。均等推進企業部門では、ポジティブアクションの取組成果として、女性大卒技術職の採用数および営業職の女性比率が増加したことが評価されました。ファミリー・フレンドリー企業部門においては、法定を超えた育児休業制度や復職者を対象とした面談制度等が評価されました。

2013年度に育児休業制度を利用した人の数は27名で、うち3名は男性です。男性の平均取得日数は93日で、復職後に海外出向になる社員もいるなど、多様な働き方が広がっています。

2013年度には海外出向帯同者の再雇用制度を開始し、この制度に登録した上で4名の女性社員が退職・帯同しました。数年後、海外での生活という得がたい経験を持った社員が、当社に新たな価値観を生み出すことが期待されます。今後も、社員が明るく活き活きと働ける職場環境の実現のために、裁量労働など勤務形態の見直しや年休取得の促進を強化していきます。

女性活躍の推進

当社の女性活躍推進は2010年度よりスタートし、2012年度までをフェーズⅠ〈意識改革・導入期〉という位置づけで活動を推進し、両立支援のための各種施策の導入と啓発研修を実施しました。

研修により女性の意識や企業風土が変わってきたこと、更に近年女性を積極的に採用してきたことを受け、全女性社員における総合職比率が高まり、2013年度は、2007年度に対して約3割増加しました。

2013年度からは、フェーズⅡ〈見直し・定着期〉と位置づけ、施策の見直しを通じて効果的な活動へと進化させ取り組みを定着させていきます。2013年度には、育児と仕事を両立している社員や、国内外で活躍している女性のインタビューなどの生の声を、社内イントラネットに紹介しました。今後も、能力・意欲のある女性がどのライフステージにおいても活躍できるよう、「企業風土の醸成」「キャリア育成・登用」「両立支援」の活動を通じ、女性社員の活躍を支援していきます。

◆活動の三つの柱

【企業風土の醸成】

会社内全体の意識改革をするためにイベント・啓発研修や、社内報による活動の周知を行っていきます。

【キャリア育成・登用】

意欲のある女性の能力を更に伸ばすことができるような教育プログラムの導入や女性社員の目標となるようなロールモデルの育成・紹介を行っていきます。

【両立支援】

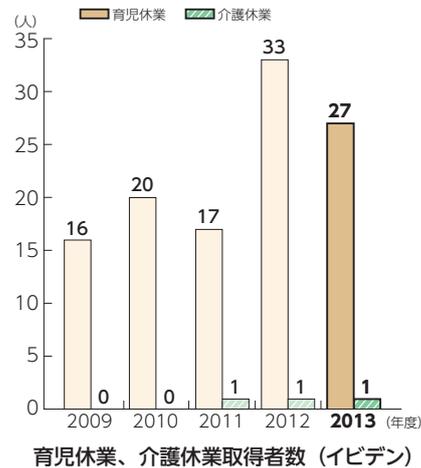
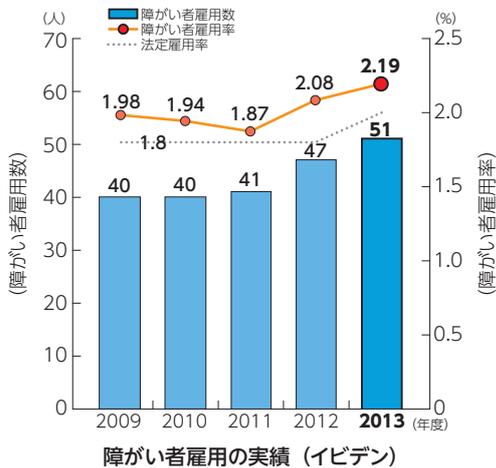
男女ともに子育てをしながら働くことができるよう、育児休業や短時間勤務など、家庭との両立をサポートする支援制度を導入しています。また、育児ハンドブックによる両立支援制度の浸透に取り組んでいきます。

障がい者雇用

障がい者が地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要で、当社でも、障がいを持つ社員が活躍しています。日本国内では、障害者雇用率制度に基づく雇用義務が定められており、2013年4月より、民間企業では1.8%から2.0%に引き上げられています。当社の2013年度の障がい者雇用率は2.19%になり、51名が在籍しています（グラフ「障がい者雇用の実績参照」）。今後もノーマライゼーションの理念を尊重し、能力を発揮できる環境を整えていきます。

働き方の支援

当社は、豊富な経験を持つ社員が貴重な戦力として能力を発揮できるように、2004年度に定年後の再雇用制度を制定しています。働くことを通じた社会生活の充実を支援しています。



働きやすい職場に向けた労使協業

当社は、働きやすい職場づくりの実現に向け、お互いの信頼関係のもと労使一体となり活動をしています。2013年度は、労使間の話し合いの中で、時間管理、働きやすい職場づくり、人事制度の充実の分野で、正確な時間管理の徹底、過重労働の削減、年休取得の促進、コミュニケーション促進、心と身体健康促進、検討といった具体的な協業テーマを挙げて取り組みを進めました。中央労働協議会、労使懇談会、労使委員会を毎月開催し、協議テーマの進捗状況についてレビューを行い、社員全員が職場環境の改善に向けて協議、活動しています。

時間管理

極端な長時間労働による労働負荷の増大は、労働による健康障害を引き起こすリスクの一因です。社員の時間管理意識の向上をめざし、正確な労働時間を徹底するための勤怠システム入力とチェック、および残業時間の削減を進めています。社員が正確な労働時間を把握し、上司と部下のコミュニケーションを図ることで業務プロセス・しくみ等を見直し、業務効率の向上に取り組んでいます。また、年次有給休暇の取得促進の取り組みや、システム上でのモニタリングから違反の恐れのある労働者、またその管理者に対して警告を発進するなどの残業時間の減少をめざした活動など労働時間管理の取り組みを進めています。また、2013年度は、海外製造拠点を中心に海外出向者の労働時間管理をスタートさせました。日本と同様な労働時間管理システムへ労働時間を入力することでリアルタイムに労働時間の把握、チェックを行い、より効率的な働き方ができるように活動を推進しています。

働きやすい職場づくり

コミュニケーション促進のために労使一体となったあいさつ運動の徹底や上司と部下の円滑なコミュニケーションのためのパワーハラスメントにあたる言動を含む部下への指導についての考え方の整理（当社のガイドライン制定）と啓発活動を実施しました。また、心と身体健康促進として、産業医によるメンタルヘルス診断結果の評価、分析および提言を実施し、メンタルヘルス事例集による管理者への教育・啓発活動、異動者へのフォローアップ面談を実施しました。今後はより具体的な個別研修の導入をめざしていきます。

人事制度の充実

グローバルでの事業展開が加速し、日本国内の事業環境ではマネジメント職ではなく、専門職としての活躍の機会が増えています。そこで、より高い専門性を持つ中堅社員を処遇する職務等級を新たに設定して、社員が活躍しやすい環境を整えています。

労使間のコミュニケーション

当社では、上記の中央労働協議会を通じて、経営方針、生産計画に関する事項、採用方針に関する事項などが労働組合に説明されたり、社員に重大な影響を及ぼす事項などが協議されたりします。またそれ以外にも、労使関係ならびに会社事業活動の円滑化を目的に、使用者と労働者との間で、事業場毎に開催している労使委員会をはじめとして、さまざまなレベルで対話の場を設けています。

労働関連法令遵守の徹底

当社グループは、労働基準法など各国の雇用関係法令を遵守し、社会良識・ルールに従った行動を取ります。遵守すべき法令については、改廃状況などのモニタリングをしており、各国や地域において労働関連法令の関連会社で遵守活動を推進しています。また、人事労務部門が、国内のグループ会社に対して定期的にモニタリングを行い、遵守状況の確認を行っています。

2013年度は労働局などの調査により、国内のグループ会社において退勤時の労働時間管理に関する問題が確認されましたが、速やかに是正措置を講じています。その他、最低賃金など労働法に関連する法令違反の実態はありませんでした。

労働安全衛生の取り組み

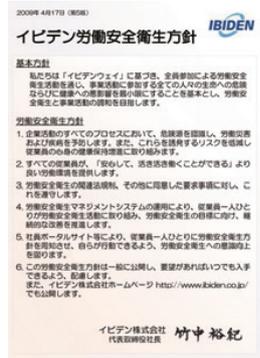
私たちは、「イビデンウェイ」に基づき、労働安全衛生基本方針を定め、中期経営計画として「労働安全衛生目的（2013-2017）」を策定し、具体的には2013年度活動指針に従い、労働安全衛生に取り組みました。

労働安全衛生の基本方針

私たちは、「イビデンウェイ」に基づき、全員参加による労働安全衛生活動を通じ、事業活動に参加するすべての人々の生命への危険ならびに健康への悪影響を最小限にすることを基本とし、労働安全衛生と事業活動の調和をめざします。

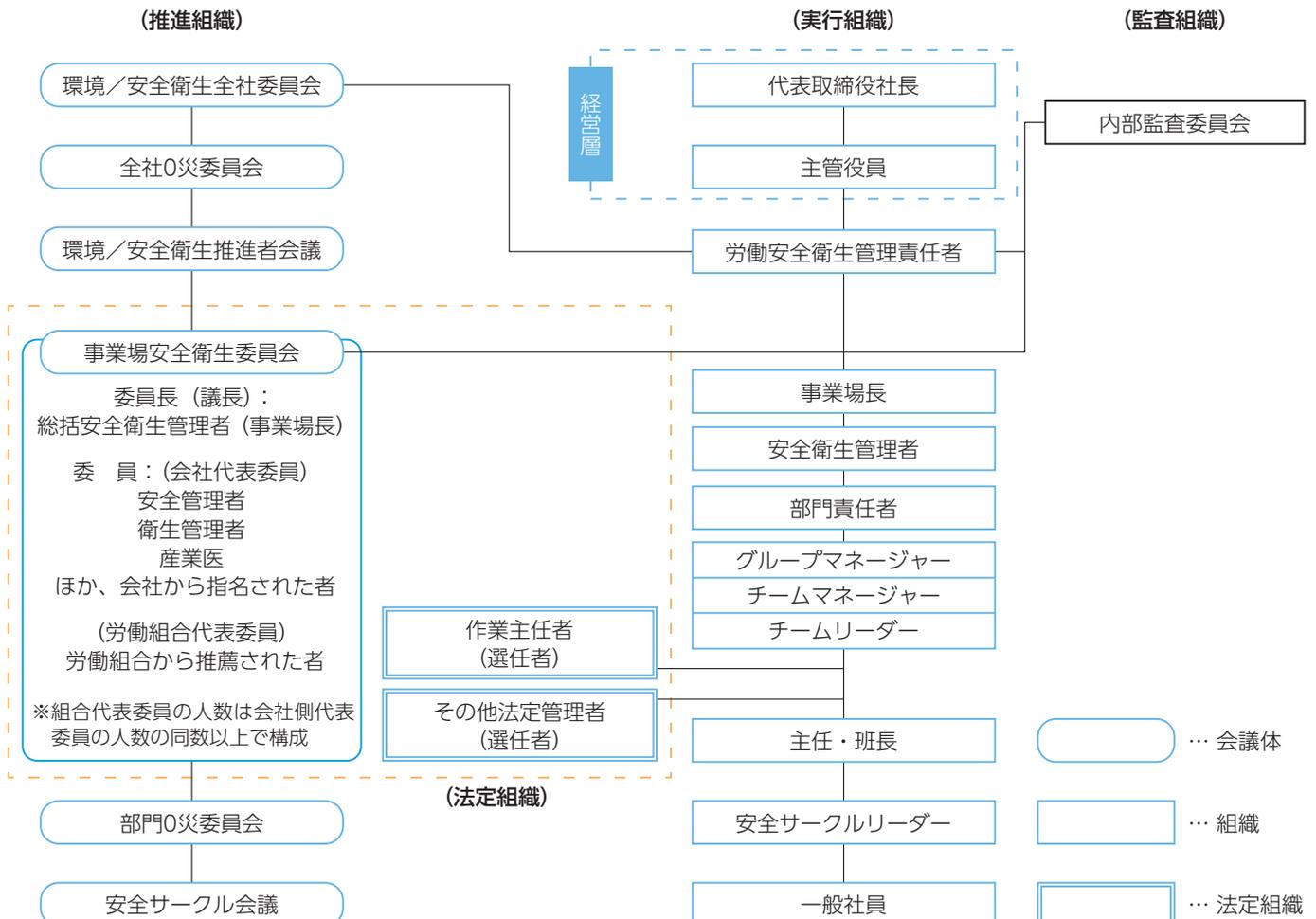
労働安全衛生方針

1. 企業活動のすべてのプロセスにおいて、危険源を認識し、労働災害および疾病を予防します。また、これらを誘発するリスクを低減し、従業員の心身の健康保持増進に取り組めます。
2. すべての従業員が、「安心して、生き生き働くことができる」、より良い労働環境を提供します。
3. 労働安全衛生の関連法規制、その他に同意した要求事項に対し、これを遵守します。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムの運用により、従業員一人ひとりが労働安全衛生活動に取り組み、労働安全衛生の目標に向け、継続的な改善を推進します。
5. 労働安全衛生カード等により、従業員一人ひとりに労働安全衛生方針を周知させ、自らが行動できるよう、労働安全衛生への意識向上を図ります。
6. この労働安全衛生方針は一般に公開し、要望があればいつでも入手できるよう、配慮します。また、イビデン株式会社ホームページ <http://www.ibiden.co.jp/> でも公開します。



社員携帯用の労働安全衛生カード

労働安全衛生マネジメント組織



活動のレビューと推進のためのコミュニケーション

毎年2回開催される環境／安全衛生全社委員会には、社長、役員、理事、関連会社社長および労働組合委員長が参加し、環境／労働安全衛生方針に従った活動状況の共有と課題認識を目的に実施しています。全社0災害委員会は、各事業場長および関連会社推進責任者が参加し、イビデングループ全体の活動のPDCAを回すための共通認識の場として実施しています。更に、毎月開催される事業場の委員会からすべての職場の安全衛生サークル（小集団活動）へ展開し、全社員が参加して、安全衛生に関するコミュニケーションと職場の改善活動を行っており、労使で安全衛生に関する目標の進捗状況を確認するなど一体となった活動を推進しています。

労働安全衛生の活動指針と結果

労働安全衛生の活動指針

「労働災害／環境誘因事故低減&作業環境改善」、「法令遵守」、「メンタルおよび生活習慣病改善」を活動の柱とし、イビデングループ全体として全員参加で労働安全衛生に取り組みました。2014年度は次の項目を重点に取り組みます。

1. リスクアセスメントの有効性を向上させ、すべての災害をゼロにする
2. 安全パトロール指摘事項／ヒヤリハット／KYの危険有害情報をリスクアセスメントに組み込み体系的にリスクコントロールできるようにする
3. 火災、ボヤを発生させないよう、すべての原因を想定して防火管理を構築する
4. 大規模災害時の人命確保のため、防災管理レベルを強化する
5. 請負工事／構内請負会社の安全衛生勉強会の継続により災害ゼロをめざす
6. 「いきいき健康づくり Next Health 105 Plan」に基づき全員参加の活動をする

重点実施活動

1. 基盤活動

(1)職場安全サークル活動（ヒヤリハットなど）

構内で働くすべての職場単位で職場安全サークル活動を実施しています。毎年、サークル活動のガイドラインと評価基準をアップグレードして、安全活動のレベルアップを推進しています。2013年度は、実際に経験したヒヤリハットやKY（危険予知）で顕在化した危険または有害性に対して、サークル上司（管理者）が責任を持って100%是正・改善する活動を展開しました。（結果：98.6%）

(2)安全パトロール（職制、事業部安全管理部門、事業場） ※現地現物のコミュニケーションが基本

職場安全サークル単位で行う職制自主点検、事業場長、管理者および労働組合員が行う事業場安全衛生パトロールなどの安全パトロールを毎月1回以上の頻度で定期的実施しています。2013年度は、上期の労働災害が増加傾向（10件）にあったことから、安全担当主管役員による安全巡視を実施しました。各事業場の事業場長および事業部門トップ（担当役員）が受け側として、安全衛生の取り組み方を現地現物で指摘、指導を実施しました。その他の活動を含め、結果として、下期の労働災害は4件まで減少させることができました。

2. 専門活動

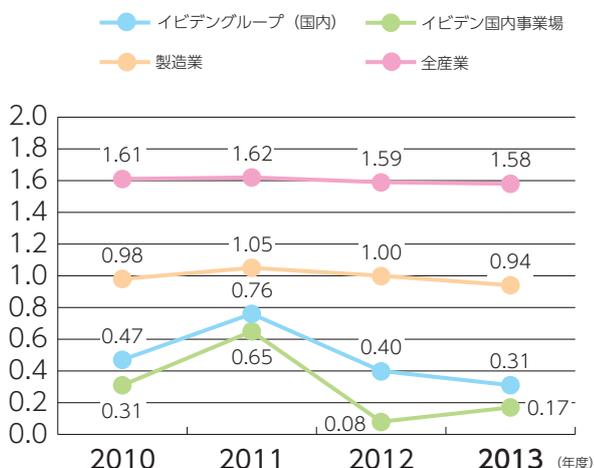
(1)環境保安アセスメント（安全設計、検査のしくみ）の徹底

ISS（Ibiden Safety Standard）に従った安全設計、工事安全管理、認定検査員による完成検査および関連法令に従った各種届出を行うしくみを徹底しています。2013年度は、工事安全管理のレベルアップとして、「イビデン請負工事安全衛生管理基準（第15版）」をリリースして、当社と取引引きがある元請業者約90社を対象に「イビデン工事安全推進会」（年3回開催）を通じて勉強会を開催しました。

(2)安全衛生リスクアセスメント（設備と作業の両面から評価する）

毎年2月頃、すべての現場を対象に安全衛生リスクアセスメント（RA）を実施しています。RAを実施する前に「危険または有害性の抽出」を行うための力量アップを目的に、安全サークルリーダーおよびサークル上司（管理者）を対象に「RA実践トレーニング」を実施しました。結果として、2012年度対比約20%多くリスクを抽出することができました。

また、「RA結果の重大性」として、死亡または障害が残るリスクに対しては、安全衛生主管部署により、現地現物で評価の妥当性やリスク低減措置の有効性を確認しました。結果として低減すべきリスクの低減措置を100%完了しました。



労働災害率* (イビデンおよび国内グループ会社)
*100万時間延べ実労働時間あたりの労働災害発生数 (休業災害以上)

労働災害発生件数 (イビデンおよび国内グループ会社)

	イビデン	イビデン国内グループ
死亡災害	0 (0)	0 (1)
休業災害	2 (1)	3 (5)
不休災害	6 (5)	5 (1)
微傷	6 (9)	3 (5)

*2013年度実績、カッコ内は2012年度実績

管理指標

1. 労働災害発生状況

(1)国内事業場 (イビデン)

七つの事業場において、労働災害件数は2012年度：15件に対して、2013年度：14件 (減少傾向 ▲6%)

上半期に労働災害が10件と多く発生しており、管理者が安全第一の意識の元で活動を行うことを再認識し、安全パトロールや小集団活動の基盤活動の徹底と教育訓練により、下期は4件と減少しています。一方、非定常作業における労働災害が減少していないので、リスクアセスメントによる低減活動を推進します。

(2)国内関連会社

労働災害件数は2012年度：12件に対して、2013年度：11件 (▲8%) ですが、不休・休業災害が昨年比7件から8件に増えており、影響の大きな活動に対して、重点的に対策を講じて着実な改善を実施します。

(3)海外主要生産会社

休業 (4日以上) 以上の労働災害発生件数は2012年度：42件に対して、2013年度：33件

毎月グローバルEHS会議を本部と各主要生産拠点間で実施し、各社の「問題点を指摘」、「課題解決の提案」、「支援、指導」、「有効性のための監査」のPDCAを回し、グループ全体の活動レベルの向上を推進しています。

(4)請負工事

労働災害件数は2012年度：2件に対して、2013年度：2件 (±0%)

継続して「イビデン請負工事安全衛生推進会 (年3回)」を実施して、関連法令および当社ルール遵守、当社災害予防活動への積極的な参加の促進、グループ演習による意見交換などを行い安全衛生管理レベルの向上を推進しています。

2. 過重労働とメンタル不調者

昨年に続き、労働時間管理の強化とメンタルヘルス推進教育を展開し、過重労働者全体数は昨年より低下していますが、過重労働健康福祉措置者数、メンタル不調者率は増加傾向にあります (過重労働健康福祉措置者数は、24名→45名、メンタル不調者率は、0.9%→1.4%と増加した。)

今後、上司による継続的なマネジメントが実施できるよう、教育訓練と予防管理を推進していきます。

社員の健康増進への取り組み

イビデングループ「いきいき健康づくり Next Health 105 Plan」

厚生労働省の方針で「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21〔第二次〕）」が推進される中で、当社および国内グループ会社では2013年度から2017年度の5ヶ年計画で「Next Health105プラン」を推進し社員の健康増進に取り組んでいます。

★Health105プラン

《活動理念》

- (1) 健康は「自らが守る」ことが基本であり、会社はそれをサポートする
- (2) 「社員の健康水準」・「企業の健康度」は企業の発展性や社会貢献のバロメーター
- (3) 健康寿命を延ばす
- (4) 生活習慣病を克服する

《狙い》

- (1) 社員の心身の健康維持・向上
- (2) 労働生産性の向上
- (3) 医療費の削減

2013年度は、キーワードを社員、家族、グローバルとし、衛生部会を中心に各事業場と連携し、目標の達成に向けた活動を展開しました。食堂においては健康食イベントを開催し、社員の健康意識の向上に努めました。

メンタルヘルス不調による休職者を発生させないよう、一人ひとりが自分の心や身体のストレス度合いをチェックできる“e-診断システム”の活用を推進しています（セルフケア）。早期発見・対応のため事例集を作成、産業医による勉強会や階層別研修にて管理監督者の啓発も行っています（ラインケア）。“e-診断システム”入力結果に基づき、産業医による組織分析、問題点の抽出、提言活動を行っています。それ以外にも、組織変更にとまなう、異動者に対して心のケアをする体制を構築しています（産業保健スタッフによるケア）。

Health105プラン（2013年度～2017年度） 管理指標と目標（イビデン）

項目	管理指標	2013年実績	2014年目標値
適正体重維持者の増加	BMI 18.5-24.9	74.70%	76%
運動習慣者の増加	30分以上 2回以上/週 以上	14.10%	17%
喫煙率の低下	喫煙率	35.20%	30.60%
ストレス対処能力の向上	メンタル不調者 1ヶ月以上の休業者率	-	0.50%

マネジメントシステム（ISO14001・OHSAS18001^{*1}）認証取得状況

国内グループのISO14001およびOHSAS18001認証取得状況

当社グループの活動・製品およびサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するための手段として、ISO14001およびOHSAS18001のマネジメントシステムを構築し認証の取得を進めています。

当社の事業に直結したイビデン電子工業(株)、イビデングラファイト(株)、イビデンエンジニアリング(株)（水処理部門）とともに2000年1月にISO14001を、2003年3月にOHSAS18001を認証取得しました。また、2011年度から、当社はISO14001とOHSAS18001を統合したマネジメントシステムの運用を進めています。2013年度は、国内グループ会社で、2013年5月にイビデン物産、2013年10月にイビデンエンジニアリング（本社）がそれぞれOHSAS18001のマネジメントシステム認証を取得しています。

また、当社事業場では事業場長を専任化し、事業場長を中心に、環境委員会、安全衛生委員会を通じて、活動のPDCAを回しています。また、毎月の事業場長会議を通じて、事業場間の活動の情報交換を行い、イビデン全事業場のレベルアップを図っています。

*1 OHSAS18001：労働安全衛生マネジメントシステム規格。OHSASは「Occupational Health and Safety Assessment」の略。

イビデングループ（日本国内）のISO14001およびOHSAS18001認証取得状況						
名称	イビデン ²	イビデンエンジニアリング（本社）	イビデングリーンテック	イビデン物産	イビデン産業	イビデン樹脂
ISO14001認証	2000年1月	2002年10月	2004年3月	2005年5月	2005年9月	2009年6月
OHSAS18001認証	2003年3月	2013年10月	2013年1月	2013年5月	2012年8月	2013年3月

*2 大垣、大垣中央、青柳、河間、大垣北、衣浦、神戸、本社、エネルギー統括の各事業場で取得、イビデン電子工業、イビデンエンジニアリング（水処理部門）、イビデングラファイト、イビデン建装のグループ会社を含みます。

海外グループのISO14001およびOHSAS18001認証取得状況

日本国内だけでなく、海外グループ会社のISO14001およびOHSAS18001の認証取得に向けた活動を展開しています。2013年8月に、新たにイビデンフィリピンでOHSAS18001の認証を取得しています。また、欧州の製造拠点であるイビデンハンガリー、イビデンDPFフランスでも認証を取得に向けた活動を進めています。今後も、国内と同様に、海外グループ会社の認証取得に向けた活動を推進していきます。

イビデングループ（海外生産拠点）のISO14001およびOHSAS18001の取得状況						
名称	イビデンフィリピン	イビデンエレクトロニクスマレーシア	揖斐電電子（北京）	揖斐電電子（上海）	イビデンハンガリー	イビデンDPFフランス
ISO14001認証	2003年6月	2013年3月	2003年7月	2005年2月	2007年2月	取得予定
OHSAS18001認証	2013年8月	2013年3月	2007年3月	—	取得予定	

環境および労働安全衛生関連法令の遵守

当社グループの事業では、多くの事業場が化学物質を取り扱っており、かつ日本国内の事業場は、一部が市街に面しているため、排気、排水および騒音には特に注意を払い対応をしています。

著しい環境影響を及ぼす可能性がある運用および活動について、国や自治体の要求基準を上回る自主的な基準を設定して、その遵守状況を定期的に監視し測定しています。また、地域の代表の方に、当社事業場の活動についてコミュニケーションをとる、リスクコミュニケーション活動（P6参照）を定期的を実施し、さらに各事業場におけるモニタリングの結果を「事業場別環境測定実績データ（P42-46参照）」として公開し、地域の皆さまに、より一層安心していただける事業運営を心がけています。2013年度は、大垣地区のグループ会社にて作業員による動作ミスにより希釈した化学物質が一部敷地外に流出する事故が発生しました。重大な影響は発生していませんが、今後このような事象が再発しないように社員への教育を徹底します。

また、その他の環境および労働安全衛生面の関係法令の遵守についても、事業を行う上での最低限の責任の一つであると考え取り組んでいます。2013年度も引き続き、違反件数ゼロを目標に活動を進めましたが、結果として、安全衛生面で関係官庁への届出上の不備があり1件の指摘を受けています（日本国内）。指摘事項に対する是正は速やかに行い、予防を含めた処理を講じています。なお、環境および労働安全衛生関連法令、規制に関する違反による罰金・制裁などの実績はありませんでした。今後も法令遵守の取り組みを継続して推進していきます。2014年度は特に、環境安全衛生面のマネジメントシステムの強化を進め、監査とパトロールによる未然の気づきからの改善と、法令遵守の活動を推進し、法令違反ゼロ、住民苦情ゼロに向けて取り組みます。

環境活動の指針

2013年度は、「エネルギー原単位の改善」「資源の有効活用」「環境リスク低減」を活動の柱とし、イビデングループとして全員参加で環境保全活動に取り組みました。2014年度は、環境保全面での競争力強化をめざし、次の活動を推進します。

1. エネルギーコスト削減、資源（水／薬品／廃液）ロス改善を、合宿等の組織活動による環境コスト削減で達成する
2. 負荷と連動したエネルギーマネジメントにより、エネルギーロスを削減する
3. 品質マネジメントシステムと連動したデザインレビューの実施により、環境コスト・環境リスクを効率的かつ確実にマネジメントする
4. 大規模災害時の復元困難な環境汚染を防止するため、防災管理レベルを強化する
5. 化学物質関連法規制のグローバル管理により、法令違反をゼロ化する
6. リスクマネジメントにより、電気／蒸気／冷水の安定供給を確保する

ビジネスの中での、エネルギーの使用は大きなインパクトを持っており、これを改善することが当社グループの競争力強化につながります。そこでエネルギーについて使用から供給までトータルにマネジメントするため、競争力強化合宿の中でエネルギーに関するワーキンググループを立上げています。

気候変動問題への対応

気候変動問題は、世界的に関心が高まっており、今後も排出に関わる関連法規制の強化などが想定されます。当社グループが操業していく上でも、エネルギーや資源コストの上昇などの事業活動に影響を与えるリスク要因となる課題です。一方で、世界的な規制に対応できる製品を開発していくことで、こうした課題解決に向けた貢献と、同時にビジネスの拡大をめざせる機会になるため、気候変動問題は当社にとっても重要性の高い課題です。

また、日本での地球温暖化対策推進法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）など、各国の法規制への対応も進めており、自家発電におけるクリーンエネルギー化の取り組みと、生産活動における省エネルギー活動の取り組みにより温室効果ガスの直接排出削減に取り組んでいます。

クリーンエネルギーへの取り組み

当社グループの歴史は、地元・大垣の振興を図るため、揖斐川の上流に水力発電所をつくり、その電力供給により産業を誘致しようという構想から始まります。1912年には、電力事業会社である揖斐川電力株式会社として設立されますが、時代の変化とともに、電力を利用した電気化学工業会社に転進します。以来、カーバイドやカーボン、建材、セラミック製品、電子製品と事業を拡げ、地域とともに発展を遂げてきました。

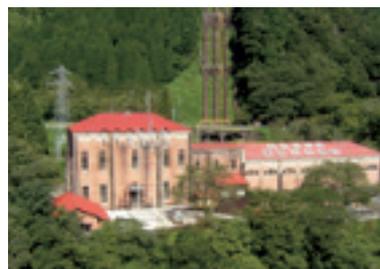
現在も、岐阜県の揖斐川上流に、東横山、広瀬、川上の三つの水力発電所を所有しています。水力発電は、水の位置エネルギーを利用しており、CO₂などの温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーです。創業以来100年近くにわたりクリーンエネルギーの供給を続け、事業を支えています。



広瀬水力発電所（2012年度更新完了）
発電能力 8,900キロワット



川上水力発電所（2014年度更新完了）
発電能力 4,400キロワット



東横山水力発電所
発電能力 13,600キロワット

<水力発電施設の改修と電力需要者へのエネルギー供給>

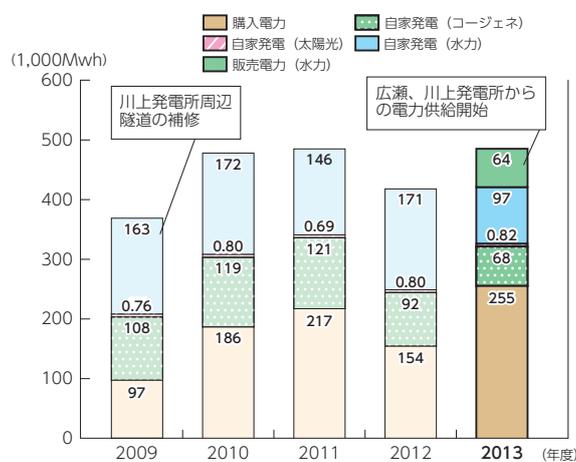
イビデンの保有する三つの水力発電施設（東横山・広瀬・川上発電所）は、計画的に改修工事を実施し、隧道*の改修や最新の発電機への更新等により発電出力の維持に努めています。これまで東横山の改修、広瀬水力発電所の更新を進めてきましたが、2013年度は川上水力発電所の更新工事を行い、現在は発電能力が4,100kwから300kw向上しています。

施設更新を完了した広瀬・川上水力発電所は、「再生エネルギー買取制度」の基準を満たすものです。そこで、2013年3月に大垣北事業場敷地内に当社と電力会社の送電網を接続するための施設を設け、余剰電力を電力会社に供給できる体制を整備しました。2013年から順次、広瀬、川上水力発電所の発電分を売却用として運用し、地域の電力需要者へ提供し、CO₂排出の改善に寄与しています。二つの水力発電所からの発電量から換算した、2013年度のCO₂排出量への貢献効果は、23,900t-CO₂になります。

*隧道（ずいどう）；発電所まで水を送るためのトンネル

1992年から導入した、コージェネレーションシステムは、燃料の燃焼によりタービンを回転させることで発電を行い、同時に廃熱を利用して蒸気を発生させます。その蒸気を工場で利用するためエネルギー効率に優れたシステムです。また近年では、大規模な太陽光発電システムを、2005年11月に本社屋上、2008年3月に大垣中央事業場に導入しています。

自家発電の改善として、水力発電の能力アップ、火力発電の効率改善に取り組んでいます。自然エネルギーの拡大と、環境性能に優れたコージェネレーションの効率改善を継続的に進めていますが、2013年度から電力需要者への供給を開始したことで、結果2013年度の当社の自家発電による電力の自給率は約40%となっています。



電力使用量、販売量の推移 (イビデン国内事業場)



水力発電
揖斐川上流で3つの水力発電所（広瀬・川上・東横山水力発電所）が稼働しています。



コージェネレーションシステム
当社の事業場構内でコージェネレーションシステムを稼働しています。



太陽光発電システム
定格発電出力647キロワットの太陽電池パネルが本社・大垣中央事業場に設置されています。

省エネルギー活動

当社グループは、電子関連の製造工程での温度管理やセラミック関連での電気炉など、生産活動において大きなエネルギーを消費しており、省エネルギーの活動は重要な課題の一つです。すべての生産部門でエネルギー使用量とエネルギー原単位の管理を行い、それぞれ目標を設定し、グループ全体で省エネ改善を進めています。

競争力強化合宿の一つのテーマとして、生産部門、および関連する機能部門が集まって議論を重ね、活動計画の作成、進捗の報告、改善情報の共有を目的とした事例発表、マネジメントによる助言により、全員参加で省エネ改善のPDCAサイクルをまわしています。合宿では、エネルギーコストの上昇などのリスク要因についてもモニタリングを行っており、エネルギー効率を上げることが当社の競争力に直結するものと考え改善に取り組んでいます。

2013年度は生産設備のエネルギー使用量削減や、新工場での省エネ設計標準化、エネルギーモニタリングなど五つのテーマを選定し、活動を推進しました。2014年度は、冷却水使用量の削減、生産スペース・工程集約によるエネルギー使用量の削減などを活動テーマの中心として推進します。

省エネ活動の成果は、エネルギー使用量、エネルギー原単位（生産量あたり）を指標としています。またそれ以外に、エネルギーをCO₂排出量に換算したものを指標としており、2013年度から2017年度の期間で、グローバルで年間2%の改善を目標として活動を進めています。

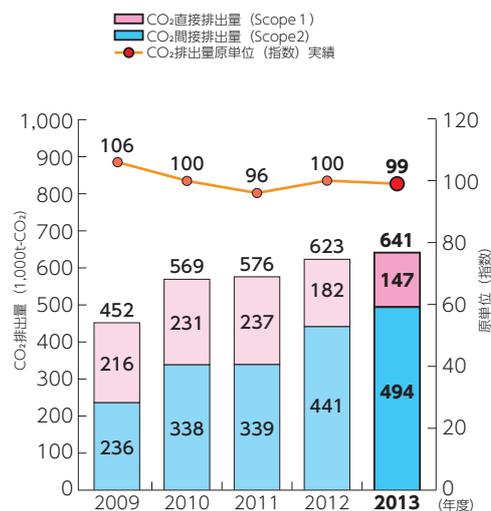
2013年度は海外での生産量増加にともないCO₂の排出総量は増加していますが、CO₂排出量原単位は、省エネ活動や生産効率の改善等が寄与し、減少しています。電力会社のCO₂排出係数の増加が影響し、目標には達していませんが、目標作成時の排出係数で換算した場合、目標を達成しています。

（グラフ「CO₂排出量と生産量あたりの原単位の推移」参照）。

2013年度省エネ改善の進め方と実績

重点テーマ（抜粋）	
1. 生産設備のエネルギー使用量削減	
2. 新工場での省エネルギー設計とその標準化	
3. エネルギーモニタリングの推進	
省エネルギー活動のCO ₂ 削減効果	26,600t-CO ₂ *

*改善活動の内容をCO₂削減量に換算した推定量です。



CO₂排出量*1と生産量あたりの原単位*2の推移（イビデングループ）

*1：算出時の排出係数は、日本国の環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」、ならびにガス供給会社提供の係数を使用しています。

*2：原単位は2012年度の実績値を100として割合を計算したものです。

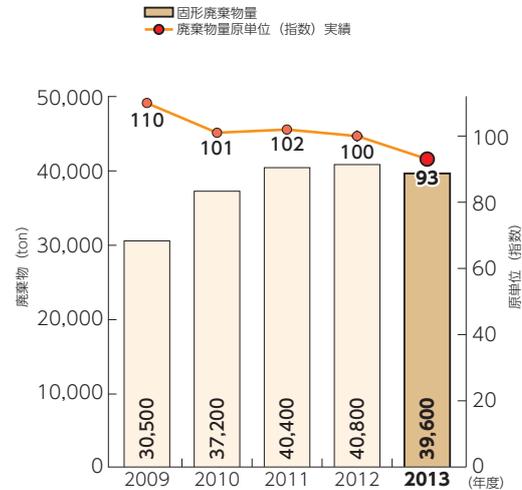
資源循環の取り組み

廃棄物量の削減活動

当社は、限られた資源を有効に利用することも企業の大きな責任と考え、グローバルに省資源の活動に取り組んでいます。資源循環として、発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) の3R活動を推進し、資源効率の向上をめざしています。2004年以降、固形廃棄物のゼロエミッション*を継続して達成しています。

また、当社グループでは、生産量あたりの廃棄物の排出を管理する指標を策定し取り組みを行っています。2013年度から2017年度の期間で、グローバルで年間2%の改善を目標として活動を進めています。2013年度は、梱包材料の分別性向上と委託先の見直しを行ないました。これにより従来廃棄物であったものを、有価物へ変更しています。また、材料使用効率の改善を継続しており、廃棄物量は減少傾向で、生産量あたりの廃棄物量も昨年比で7%の減少となり、計画を達成しています。(グラフ「固形廃棄物量と原単位の推移」参照)。

*当社のゼロエミッションは、「生産工程から発生する固形廃棄物の直接埋め立てゼロ」と定義しています。



固形廃棄物量と原単位の推移 (イビデングループ)

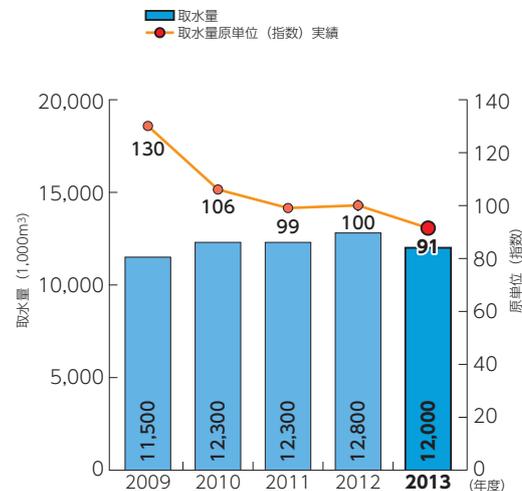
*原単位は2012年度の実績値を100として割合を計算したものです。

水資源の有効利用 (節水の取り組み)

電子関連製品の製造過程では、洗浄などで大量の水を消費します。国内生産拠点が集まる岐阜県大垣市は揖斐川水系などの恩恵を受け地下水が豊富ですが、グローバルな観点では、水不足は深刻な問題です。当社グループは、3Rの考え方を基本にグループの環境技術、生産技術一体で活動を実施することで、使用する工業用水の量を削減しています。また、排水・廃液の適切な管理と水資源の3R活動を確実に進めるため、2008年度から、毎月関係部門が議論し、進捗の確認と報告を行っています。

当社グループでは生産量あたりの取水量を管理する指標を策定し取り組みを行っており、2013年度から2017年度の期間で、グローバルで年間2%の改善を目標として活動を進めています。特に水資源のリスクの高いといえる揖斐電電子北京では、2012年度から工業団地内のリサイクル水の利用を拡大しています(2013年度実績: 90%以上)。

2013年度は、生産量あたりの取水量は2012年度比9%の減少を達成しています。今後も全工場で節水やリサイクル活動を継続し、取水量原単位の削減に取り組めます。(グラフ「取水量と原単位の推移」参照)



取水量と原単位の推移 (イビデングループ)

*原単位は2012年度の実績値を100として割合を計算したものです。

化学物質の適切な管理

製品含有物質および製造プロセスでの化学物質規制への対応

製造工程では様々な化学物質を使用します。これらは環境汚染、人体への影響を及ぼす可能性があり、当社はリスクを未然に防ぐため、全廃、削減する対象の化学物質を定めて、適切な管理に取り組んでいます。社内の組織として、化学物質管理委員会を運営し、欧州でのREACH規制をはじめとする化学物質に関する社会の要請をすばやく捉え、適切に対応する体制を構築しています。また、海外生産拠点においても、化学物質管理体制の運用を開始しています。また業界団体、一般社団法人日本電子回路工業会の理事として環境安全委員会に参加し、業界団体における化学物質規制等の問題について情報共有と対応を協議しています。

サプライチェーンでの取り組み

化学物質管理をはじめとする環境の取り組みなどのCSRの推進にはサプライチェーン全体の連携が不可欠です。当社は、主要サプライヤーに対しグリーン調達ガイドラインを発行し、お取引先さまの環境管理、化学物質管理に関する取り組み状況の確認と、環境に大きな負荷を与えるおそれのある化学物質の含有状況などを調査しています。当社は調査対象物質として既に規制されている物質以外にも、今後対象になる物質についても含有調査を行い、お取引先さまとともにより迅速に各国の環境法規制に対応できる体制を整備しています。

2013年度も、継続した情報把握を進め、購買システムと連動させて、漏れがないように調査対象の選定を実施しています。また、海外拠点で独自に調査を行えるようにガイドライン、規程類の整備を行っており、マレーシア・中国など海外拠点でも独自に含有物質調査を実施し状況を把握しています。また、当社が収集した化学物質含有情報は、ITシステムで管理し、問合せに迅速に対応できるようしくみを構築しています。その他、重点サプライヤーに対する、計画的なオンサイト監査を実施しています。(P17-18参照)



グリーン調達ガイドライン第4版

PRTR*法対象物質の排出量および移動量

国内法に関しては、PRTR法、化審法に対応できるよう、社内化学物質管理体制を強化し、抜け落ち・漏れがないような管理のしくみを構築しています。

* PRTR : Pollutant Release and Transfer Register (環境汚染物質排出・移動登録)

■ 報告義務のある化学物質は13物質

■ 特定第1種化学物質：2種 ■ 第1種化学物質：11種 ■ 排出量および移動量の合計 約 398 t/年

制令番号	対象物質名	排出量				移動量		排出量および移動量の合計 (kg/年)
		大気への排出 (kg/年)	公共用水域への排出 (kg/年)	事業所内の土壌の排出 (kg/年)	事業所内で埋立処分 (kg/年)	下水道への移動 (kg/年)	事業所外への移動 (kg/年)	
20	2-アミノエタノール	1,519	0	0	0	0	150,359	151,878
59	エチレンジアミン	0	0	0	0	0	0	0
76	イブシロン-カプロラクタム	0	0	0	0	0	66	66
237	水銀およびその化合物	0	0	0	0	0	929	929
272	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	0	610	0	0	113	70,464	71,187
309	ニッケル化合物	0	0	0	0	0	6,634	6,634
349	フェノール	28	0	0	0	0	0	28
368	4-ターシャリーブチルフェノール	0	0	0	0	0	21	21
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	0	0	0	0	0	33,988	33,988
405	ほう素化合物	0	0	0	0	0	4,678	4,678
408	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニル	0	0	0	0	0	0	0
411	ホルムアルデヒド	1,504	0	0	0	0	110,979	112,483
412	マンガンおよびその化合物	0	0	0	0	0	16,083	16,083

【調査対象】 当社および当社環境マネジメントシステム内のグループ会社

【調査対象期間】 2013年4月～2014年3月

生物多様性への姿勢

水の恵みからスタートした当社グループの事業活動は、水資源の安定的な供給など生物多様性からの恵みを受けているとともに、事業活動を行うにあたって影響を与えています。気候変動による地球温暖化防止と同じく、生物多様性の保全是取り組むべき重要な課題の一つです。

社会の持続的な発展に貢献するために、「地球環境との共存」の価値観のもと、社会と連携をとりながらグローバル企業として責任ある行動をします。

森林保全活動地域

2008年8月にイビデンは、岐阜県、揖斐川町およびNPO法人揖斐自然環境レンジャーと「生きた森林づくり協定」を締結しました。協定に基づき、東横山地区内「イビデンの森 東横山」、鶴見地区内「イビデンの森 ふじはし」において、10年間にわたり植樹や間伐、除伐を行い、将来も持続可能な森林の再生活動を支援します。

→活動内容は47ページからの「社会貢献」を参照ください。

<森林保全活動対象地域>



地域の皆さまと連携し、
秋には自然体験教室を開催



保育事業計画地
「イビデンの森 ふじはし」
面積：37ha



植栽事業計画地
「イビデンの森 東横山」
面積：4.31ha

製品、事業での環境貢献

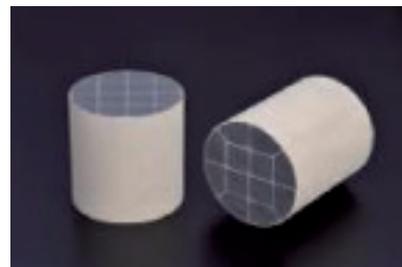
製品のライフサイクルアセスメント

当社は、製品の開発初期段階から、安全／環境法規制、省エネ、省資源に配慮した設計活動を進めています。製品開発・設計の審査を行うデザインレビューにおいて、製品、プロセスの安全性、使用材料の環境規制／安全性、生産プロセスの省エネ配慮など環境配慮設計ガイドラインを審査項目に加えて、当社が開発・生産する製品が環境に適合しているかどうかを確認するしくみを構築しています。

2013年度から、環境配慮設計ガイドラインの運用を開始し、技術開発段階で新規資材の化学物質の情報調査を行っています。調査により抽出された規制に該当する化学物質については、代替物質の検討を行います。

DPF（ディーゼル車黒煙除去フィルター）

環境規制の強化にともない、自動車排気系部品の市場は今後拡大が予想されています。燃料効率のよいクリーンディーゼル車に搭載される当社のDPF（ディーゼル車黒煙除去フィルター）は、次世代に向けた高性能製品を開発し市場に投入することで、環境負荷の低減に取り組んでいます。



SiC-DPF（ディーゼル車黒煙除去フィルター）

再生可能エネルギーの推進事業

当社グループのイビデンエンジニアリングでは、当社創業以来の水力発電メンテナンスやコージェネレーションシステム運用の技術を活かし、エネルギーソリューション分野の事業を行っています。設計提案・施工・メンテナンスまでを一貫して行う体制を確立し、水力発電設備を筆頭に、変電設備などの各種発電事業において数多くの実績を残しており、他にも、環境、省エネ等に寄与する設備（コージェネレーションシステム・非常用発電機・太陽光発電等）等を幅広く手掛けています。環境問題の深刻化にともない、再生可能エネルギーの供給が求められる中、2013年度より、大規模太陽光発電設備を設置し、そこからの売電事業を開始しています。イビデングループ内にとどまらず、エネルギー問題の解決に向けた事業を推進しています。



太陽光発電設備 完成予想図
（イビデン大垣中央事業場）

防災と環境保護を両立する事業

山地の多い日本では、開発にともなう土木工事や災害による斜面の崩壊などが多く、必然的に多くののり面（人工斜面）が形成され、その保護がなされています。のり面保護工は、日本特有の気象、地質などの悪条件から斜面の安定を守り、土砂災害から人命を守るため、種々の工法・技術が試行され、改善され、時代とともに変遷してきました。かつての主流は防災機能に重点をおいたコンクリート主体の工法でしたが、現在では防災機能に加え、環境への配慮を取り入れた緑化工法が求められています。

当社グループのイビデングリーンテックは、時代のニーズにあった技術を創出し、社会に貢献してきました。これからも「全面緑化」を可能にする新しい工法など、「防災」と「環境保全」を両立した新しいのり面技術を提供し続け、人々が安心して生活できる環境を創造していきます。



GTフレーム工法®によるのり面

環境会計

1. 環境経営を支える会計

当社グループでは、環境経営の推進にあたり、環境負荷低減のために費やした経営資源とその効果を把握するため、投資額やその費用を定量的に把握して集計・分析を行い、投資効果や費用対効果を経営の意思決定に反映させる「環境会計」に取り組んでいます。

2. 集計対象範囲

会計対象期間	2013年度（2013年4月1日～2014年3月31日）
会計対象範囲	イビデン株式会社および国内主要生産グループ会社 （イビデンエンジニアリング・イビデングラフィック・イビデン建装・イビデン樹脂・イビデン電子工業・イビデン物産）
集計方法	環境省発行の2005年版環境会計ガイドラインの基準に準拠し算出

3. 主な環境保全コスト

2013年度の全体の投資額は2012年度に比べ約28億円、67%減少しました。主な理由は2012年度に行った発電所改修工事(②地球環境保全コスト)への大型の環境投資が終了したためです。一方、環境負荷抑制を目的とした研究開発に注力した結果『⑥研究開発コスト』への投資は2012年度比92%増加しました。

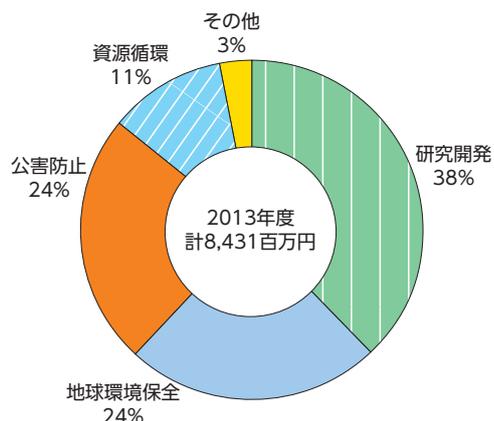
2013年度の費用額は昨年度同等の費用額となりました。2013年度は環境負荷抑制を目的とした研究開発に注力した結果『⑥研究開発コスト』は2012年度比11%増加しました。また、生産量減少および水処理工程の改善により『①公害防止コスト』は2012年度比15%減少しました。

(単位：百万円/年)

分類	投資額 注1)			費用額 注1)			
	2012年度	2013年度	前年比	2012年度	2013年度	前年比	
事業エリア内コスト (事業場エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト)	①公害防止コスト	268	100	-63%	2,362	2,007	-15%
	②地球環境保全コスト	3,628	797	-78%	1,980	2,069	+4%
	③資源循環コスト	1	0	-100%	851	895	+5%
④上・下流コスト	0	0	—	16	14	-13%	
⑤管理活動コスト	26	5	-81%	217	192	-12%	
⑥研究開発コスト	253	486	+92%	2,898	3,228	+11%	
⑦社会貢献コスト	0	0	—	42	27	-36%	
⑧環境損傷対応コスト	0	0	—	0	0	—	
総合計 (百万円/年)	4,176	1,388	-67%	8,365	8,431	+1%	

注1) 投資額、費用額は全額を環境保全コストと判断できない場合は、差額集計あるいは按分集計を行っています。

4. 環境保全コストの構成比



- ・ 研究開発コストには次世代DPF等環境配慮型製品の研究開発等環境負荷抑制を目的とした研究開発費用を含みます。
- ・ 地球環境保全コストには当社の特徴である「水力発電およびコージェネ設備の維持管理費用」を含みます。
- ・ なお、水力発電関連費用および環境配慮型製品の研究開発費用に関しては、環境を主目的としたものであり適当な按分基準がないため全額集計しています。

5. 環境保全対策にともなう経済効果・実質的効果 注2)

2013年度の省エネルギーにともなう経済効果は2012年度に比べ約3億円、18%増加しました。主な理由は高効率空調設備の導入、生産設備の運用の効率化および保守管理の徹底等エネルギーロス改善の取組みによる効果です。

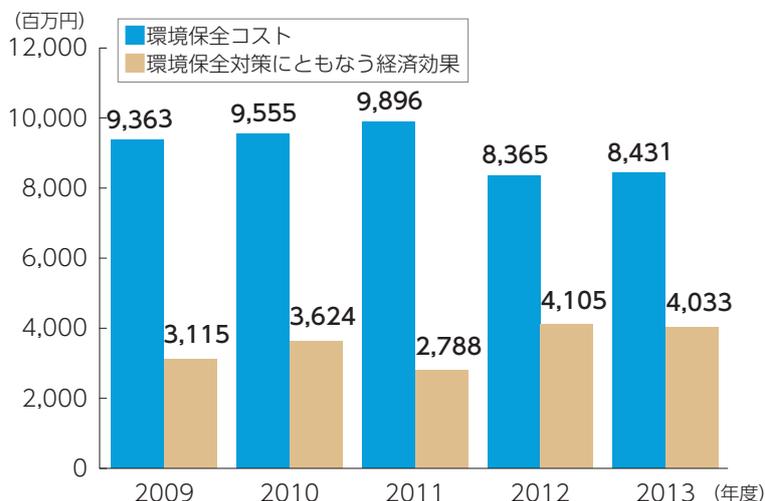
2013年度の資源循環にともなう経済効果は2012年度に比べ約4億円、19%減少しました。主な理由は生産量の減少にともない貴金属付基板、貴金属含有廃液、含銅汚泥、廃プラ類の有価物の売却益が減少しているためです。

(単位：百万円/年)

効果の内容		金額		前年比
		2012年度	2013年度	
実質効果	1.省エネルギーにともなう経済効果 ・水力有効発電、発電効率改善、空運転ロス低減、生産性向上、空調改善、蒸気エネルギーの改善、エネルギー転換、保守管理の徹底等による効果	1,866	2,209	+18%
	2.資源循環にともなう経済効果 (1)廃棄物の低減 ・廃液処理費用・歩留まり改善・ロス改善による廃棄物削減による効果 (2)廃棄物のリサイクル ・有効利用による効果 ・貴金属付基板、貴金属含有廃液、含銅汚泥、廃プラ類の売却などによる効果	2,239	1,824	-19%
合計		4,105	4,033	-2%

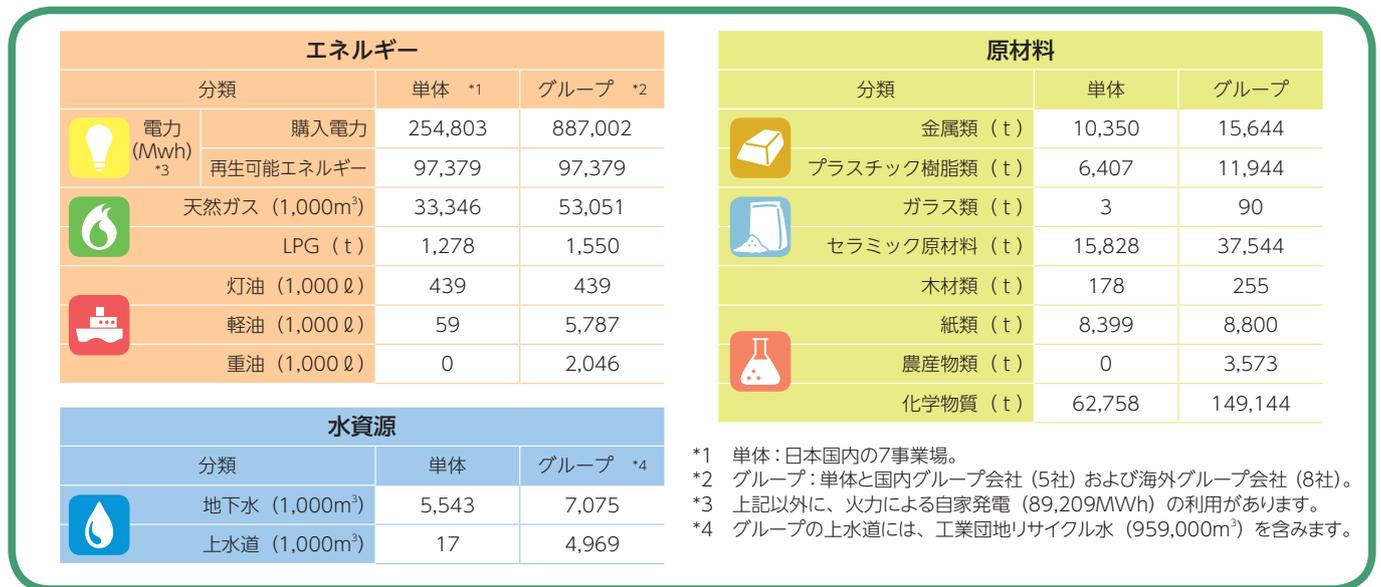
注2) 環境保全対策にともなう経済効果には推定計算を含むみなし効果は含めていません。

6. 環境保全コスト・経済効果額の推移



イビデングループのインプットアウトプット（物質収支）

イビデングループは、さまざまな原材料を調達し、水、エネルギーなどの多くの地球資源を生産活動で用いています。地球環境に優しい製品をお客さまに提供するために、グローバルで事業活動における環境負荷を把握し、中長期目標を設定し、環境負荷の低減に取り組みながら、付加価値の高い製品の提供を続けていきます。



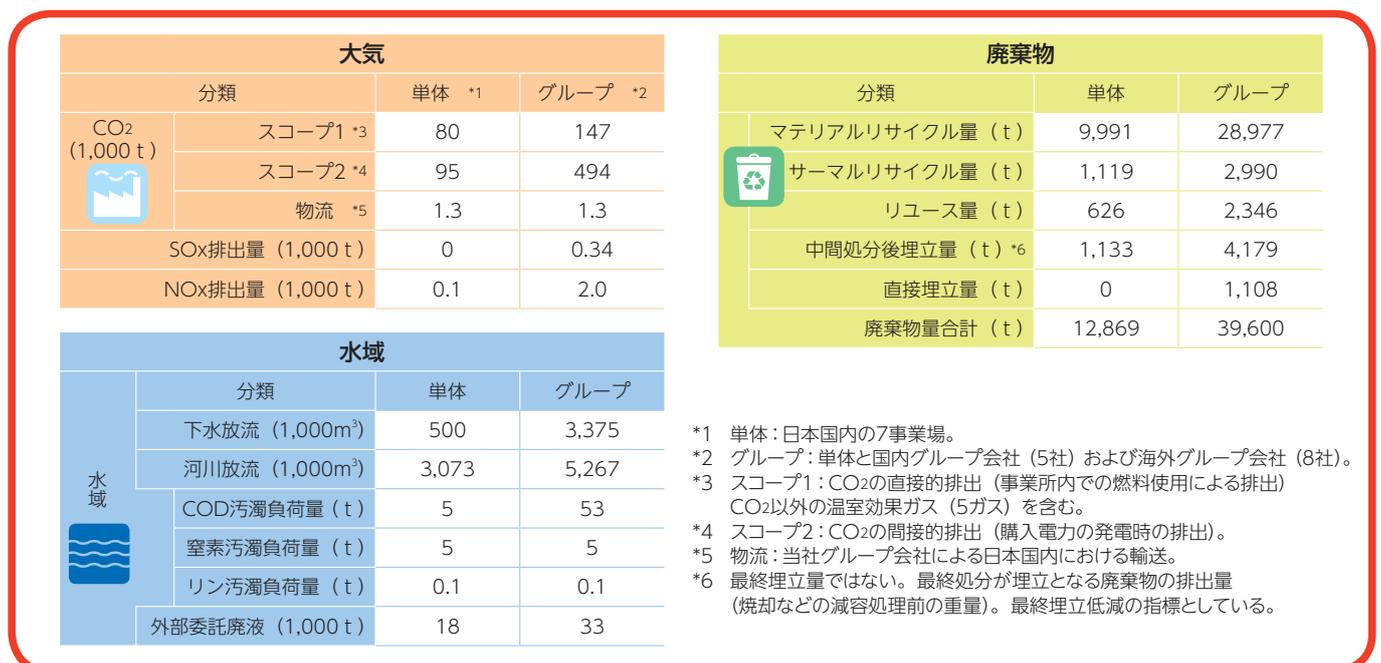
INPUT



イビデングループ



OUTPUT



事業場別環境測定実績データ

大垣事業場

< No1 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	7.2	8.0

< No2 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	7.3	7.9
BOD (生物学的酸素要求量)	mg/L	160	15	5	2.7	6.5
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	総量規制	3.6	6.5
SS (浮遊物質量)	mg/L	200	30	30	4.4	9
銅含有量	mg/L	3	2	1	0.3	0.7
鉛およびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
クロム含有量	mg/L	2	1	1	0.02 未満	0.02 未満
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.25	0.25	0.02 未満	0.02 未満
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	8	5	0.1 未満	0.1
シアン化合物	mg/L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg/L	120	60	60	2.0	4.9
リン含有量	mg/L	16	8	8	0.1	0.2
ほう素およびその化合物	mg/L	10	10	10	0.2	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg/L	100	100	100	1.7	4.4

< 大気測定 >

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値	
ばいじん	No.11 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.003	0.003	
	No.12 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.001	0.001	
	No.13 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.001	0.001	
	No.14 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.003	0.003	
	No.15 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.002	0.002	
	No.16 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.003	0.003	
	No.17 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.002	0.002	
	No.18 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.003	0.003	
	No.19 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.001	0.001	
	No.20 ボイラー	g/m ³	0.3	0.27	0.27	0.002	0.002	
	No.21 ボイラー	g/m ³	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満	
	No.22 ボイラー	g/m ³	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満	
	No.23 ボイラー	g/m ³	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満	
	No.24 ボイラー	g/m ³	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満	
	No.25 ボイラー	g/m ³	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満	
	No.26 ボイラー	g/m ³	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満	
	ガスタービン1号	g/m ³	0.05	0.05	0.05	0.001 未満	0.001 未満	
	ガスタービン2号	g/m ³	0.05	0.05	0.05	0.001 未満	0.001 未満	
	NOx 窒素酸化物	No.11 ボイラー	ppm	260	260	260	82	82
		No.12 ボイラー	ppm	260	260	260	72	72
		No.13 ボイラー	ppm	260	260	260	80	80
		No.14 ボイラー	ppm	260	260	260	70	70
		No.15 ボイラー	ppm	260	260	260	85	85
		No.16 ボイラー	ppm	260	260	260	81	81
		No.17 ボイラー	ppm	260	260	260	81	81
		No.18 ボイラー	ppm	260	260	260	76	76
No.19 ボイラー		ppm	260	260	260	81	81	
No.20 ボイラー		ppm	260	260	260	83	83	
No.21 ボイラー		ppm	150	150	150	34	34	
No.22 ボイラー		ppm	150	150	150	38	38	
No.23 ボイラー		ppm	150	150	150	36	36	
No.24 ボイラー		ppm	150	150	150	38	38	
No.25 ボイラー	ppm	150	150	150	38	38		
No.26 ボイラー	ppm	150	150	150	36	36		

< 騒音測定 >

場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
北 (朝・夕)	dB	65	65	65	53	54
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	45	48
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	46	50
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	56	61
北 (夜)	dB	60	60	60	53	56
東 (夜)	dB	60	60	60	45	53
南 (夜)	dB	60	60	60	45	49
西 (夜)	dB	60	60	60	56	61 ^{*1}

*1 用水路音による基準値超え。

青柳事業場

< No5 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	7.2	7.5
BOD (生物学的酸素要求量)	mg/L	160	15	5	7.1	14
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	総量規制	3.0	9.8
SS (浮遊物質量)	mg/L	200	30	30	10.0	16
銅含有量	mg/L	3	2	1	0.33	0.68
鉛およびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	8	5	0.10	0.11
シアン化合物	mg/L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
ニッケル	mg/L	-	-	-	0.01 未満	0.01 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg/L	120	60	60	2.1	2.8
リン含有量	mg/L	16	8	8	0.1	0.2
ほう素およびその化合物	mg/L	10	10	10	0.4	1.7
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg/L	100	100	100	1.7	2.2

< No6 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	7.7	7.9
BOD (生物学的酸素要求量)	mg/L	160	15	10	0.5	1.6
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	総量規制	0.6	1.9
SS (浮遊物質量)	mg/L	200	30	30	1 未満	1 未満
CN (シアン化合物)	mg/L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
フェノール類含有量	mg/L	5	0.4	0.4	0.1 未満	0.1 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg/L	120	60	60	1.0	1.4
リン含有量	mg/L	16	8	8	0.05	0.06

< 大気測定 >

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.2 ボイラー	g/m ³	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.1 ガスタービン	g/m ³	0.05	0.05	0.05	0.001 未満	0.001 未満
	No.2 ガスタービン	g/m ³	0.05	0.05	0.05	0.001 未満	0.001 未満
NOx	No.2 ボイラー	ppm	150	150	150	88	88
	No.1 ガスタービン	ppm	70	70	70	19	25
	No.2 ガスタービン	ppm	70	70	70	17	21

< 騒音測定 >

場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	52	55
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	47	56
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	50	52
北 (朝・夕)	dB	65	65	65	52	62
東 (夜)	dB	60	60	60	52	53
西 (夜)	dB	60	60	60	47	52
南 (夜)	dB	60	60	60	48	50
北 (夜)	dB	60	60	60	51	52

河間事業場

< No1 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	7.2	7.6
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	15	5	3.8	9.7
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	10	2.7	8.3
SS (浮遊物質質量)	mg/L	200	30	10	4.1	12
銅含有量	mg/L	3	2	1	0.24	0.83
鉛およびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	8	5	0.12	0.3
シアン化合物	mg/L	1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5	5	1.7	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg/L	120	60	20	4.2	5.7
リン含有量	mg/L	16	8	2.7	0.06	0.13
ほう素およびその化合物	mg/L	10	10	10	0.11	0.17
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg/L	100	100	100	3.3	5.0

< No2 排水口 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	7.8	8
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	15	10	0.6	1.7
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	10	1.0	2.4
SS (浮遊物質質量)	mg/L	200	30	10	1 未満	1 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5	5	1.7	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg/L	120	60	20	1.0	1.3
リン含有量	mg/L	16	8	2.7	0.05 未満	0.05 未満

< 大気測定 >

測定項目	設備名燃料	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん (酸素換算値)	No.9ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.10ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.11ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.12ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.13ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.14ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.15ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	No.16ボイラー ガス	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	ガスタービン	g/m ³ N	0.05	0.05	0.05	0.004	0.007
	NOx 窒素酸化物濃度 (酸素換算値)	No.9ボイラー ガス	ppm	150	150	150	49
No.10ボイラー ガス		ppm	150	150	150	51	51
No.11ボイラー ガス		ppm	150	150	150	51	51
No.12ボイラー ガス		ppm	150	150	150	48	48
No.13ボイラー ガス		ppm	150	150	150	25	25
No.14ボイラー ガス		ppm	150	150	150	32	32
No.15ボイラー ガス		ppm	150	150	150	35	35
No.16ボイラー ガス		ppm	150	150	150	35	35
ガスタービン	ppm	70	70	70	36	41	

< 騒音測定 >

場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	46	49
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	49	53
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	57	59
東 (夜)	dB	60	60	60	45	48
南 (夜)	dB	60	60	60	48	51
西 (夜)	dB	60	60	60	57	58

大垣中央事業場

< 河川放流水 >

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	6.9	7.7
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	15	5	5.1	10
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	総量規制	3.2	7.6
SS (浮遊物質質量)	mg/L	200	30	30	2.7	8
銅含有量	mg/L	3	2	1	0.25	0.56
鉛およびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.03	0.01 未満	0.01 未満
シアン化合物	mg/L	1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	5	5	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg/L	120	60	60	2.7	4.7
リン含有量	mg/L	16	8	8	0.05	0.05
ほう素およびその化合物	mg/L	10	10	10	0.11	0.23
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg/L	100	100	100	1.8	3.4

< 大気測定 >

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	B-1-1 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-2 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-3 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-4 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-5 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-6 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-7 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-8 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-9 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
	B-1-10 ボイラー	g/m ³ N	0.1	0.09	0.09	0.001 未満	0.001 未満
NOx	B-1-1 ボイラー	ppm	150	150	150	34	34
	B-1-2 ボイラー	ppm	150	150	150	29	29
	B-1-3 ボイラー	ppm	150	150	150	34	34
	B-1-4 ボイラー	ppm	150	150	150	40	40
	B-1-5 ボイラー	ppm	150	150	150	36	36
	B-1-6 ボイラー	ppm	150	150	150	31	31
	B-1-7 ボイラー	ppm	150	150	150	37	37
	B-1-8 ボイラー	ppm	150	150	150	29	29
	B-1-9 ボイラー	ppm	150	150	150	33	33
	B-1-10 ボイラー	ppm	150	150	150	29	29

< 騒音測定 >

場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
西 (朝・夕)	dB	50	50	50	40	46
北 (朝・夕)	dB	50	50	50	43	46
東-1 (朝・夕)	dB	50	50	50	44	46
東-2 (朝・夕)	dB	60	60	60	45	47
南 (朝・夕)	dB	60	60	60	39	43
西 (夜)	dB	45	45	45	36	38
北 (夜)	dB	45	45	45	41	44
東-1 (夜)	dB	45	45	45	43	44
東-2 (夜)	dB	50	50	50	43	45
南 (夜)	dB	50	50	50	37	43

大垣北事業場

<総合排水 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.3	7.3	7.9
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	30	20	4.4	9.8
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	総量規制	11.3	24
SS (浮遊物質)	mg/L	200	30	25	2.9	7
銅含有量	mg/L	3	2	1	0.18	0.04
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	8	8	0.1未満	0.1未満
フェノール類含有量	mg/L	5	0.4	0.4	0.1未満	0.1未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	5	4	1未満	1未満
窒素含有量	mg/L	120	60	50	15	56
リン含有量	mg/L	16	8	7	2.2	7.4
ほう素およびその化合物	mg/L	10	10	10	0.1	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg/L	100	100	100	12	45

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
硫化水素	真空焼成炉	ppm	0.02	0.02	0.02	0.0005未満	0.0005未満

<騒音測定>

場所	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
北 (朝・夕)	dB	60	60	60	47	64 ^{*1}
東 (朝・夕)	dB	60	60	60	47	65 ^{*1}
南 (朝・夕)	dB	60	60	60	48	60
D棟西角 (朝・夕)	dB	60	60	60	48	64 ^{*1}
西門 (朝・夕)	dB	60	60	60	50	61 ^{*1}
墓前 (朝・夕)	dB	60	60	60	44	60
墓西 (朝・夕)	dB	50	50	50	44	63 ^{*1}
北 (夜)	dB	50	50	50	45	53 ^{*1}
東 (夜)	dB	50	50	50	43	53 ^{*1}
南 (夜)	dB	50	50	50	45	51 ^{*1}
D棟西角 (夜)	dB	50	50	50	46	53 ^{*1}
西門 (夜)	dB	50	50	50	49	54 ^{*1}
墓前 (夜)	dB	50	50	50	42	47
墓西 (夜)	dB	45	45	45	42	47

*1 蛙および虫の鳴き声による基準値超え。

神戸事業場

<西棟排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	7.9	8.6
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	15	15	0.8	1.6
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	総量規制	3.5	5.8
SS (浮遊物質)	mg/L	200	30	30	1.8	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	5	5	1未満	1未満
窒素含有量	mg/L	120	総量規制	60	1.1	3.3
リン含有量	mg/L	16	総量規制	8	0.05未満	0.06

<東棟排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	町の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	7.4	7.7
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	15	15	8.8	15.0
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	総量規制	総量規制	12.9	19
SS (浮遊物質)	mg/L	200	30	30	5.5	14
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	5	5	1未満	1未満
窒素含有量	mg/L	120	総量規制	60	20.8	37
リン含有量	mg/L	16	総量規制	8	1.9	2.8

<騒音測定>

場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (朝・夕)	dB	65	65	65	41	48
南 (朝・夕)	dB	65	65	65	44	55
西 (朝・夕)	dB	65	65	65	45	51
北 (朝・夕)	dB	65	65	65	42	47
東 (夜)	dB	60	60	60	43	53
南 (夜)	dB	60	60	60	42	50
西 (夜)	dB	60	60	60	45	52
北 (夜)	dB	60	60	60	44	54

衣浦事業場

<排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	////	6.0~8.4	7.2	7.8
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	////	20	11	28
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	////	30	11	21
SS (浮遊物質)	mg/L	200	////	50	12	40
銅含有量	mg/L	3	////	0.2	0.02	0.02
クロム含有量	mg/L	2	////	1	0.02	0.02
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	////	3.0	0.1	0.1
フェノール類含有量	mg/L	5	////	0.2	0.1	0.1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	////	1	1	1
窒素含有量	mg/L	120	////	30	11	11
リン含有量	mg/L	16	////	3	0.52	0.52
溶解性マンガン	mg/L	10	////	3	0.6	0.6
亜鉛含有量	mg/L	2	////	1	0.04	0.04
溶解性鉄	mg/L	10	////	3	1.2	1.2
大腸菌数	個/cm ³	3,000	////	1,000	82	82
ほう素およびその化合物	mg/L	10	////	3	0.1	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	mg/L	100	////	50	12	12

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	貫流ボイラーNO1	g/m ³ N	0.3	////	0.3	0.001	0.001
	貫流ボイラーNO3	g/m ³ N	0.3	////	0.3	0.002	0.002
	貫流ボイラーNO4_ガス	g/m ³ N	0.1	////	0.1	0.001	0.001
	貫流ボイラーNO5_ガス	g/m ³ N	0.1	////	0.1	0.001	0.001
NOx	貫流ボイラーNO1	ppm	260	////	100	64	84
	貫流ボイラーNO3	ppm	260	////	100	74	76
	貫流ボイラーNO4_ガス	ppm	150	////	100	29	29
	貫流ボイラーNO5_ガス	ppm	150	////	100	22	22
SOx	貫流ボイラーNO1	m ³ N/h	0.13	////	0.13	0.02	0.03
	貫流ボイラーNO3	m ³ N/h	0.13	////	0.13	0.02	0.02

<騒音測定>

場所	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
東 (朝・夕)	dB	65	////	65	57	60

イビデンエンジニアリング(株)

<排水処理設備 下水放流水>

測定項目	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.0~9.0	5.0~9.0	5.0~9.0	7.1	7.5
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	600	600	600	15.1	45
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	-	-	-	8.1	43
SS (浮遊物質)	mg/L	600	600	600	6	10
銅およびその化合物	mg/L	3	3	3	0.02	0.05
鉛およびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
クロム含有量	mg/L	2	2	2	0.02 未満	0.02 未満
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.02 未満	0.02 未満
ふっ素およびその化合物	mg/L	8	8	8	0.1 未満	0.4
シアン化合物	mg/L	1	1	1	0.01 未満	0.01 未満
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	0.0005 未満	0.0005 未満
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.0006 未満	0.0006 未満
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.0002 未満	0.0002 未満
1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.0004 未満	0.0004 未満
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	0.002 未満	0.002 未満
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.004 未満	0.004 未満
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.3	0.3	0.3	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.0005 未満	0.0005 未満
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.002 未満	0.042
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.0002 未満	0.0002 未満
カドミウムおよびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
フェノール類	mg/L	5	5	5	0.1 未満	0.2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	5	5	1 未満	1 未満
砒素およびその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.01 未満	0.01 未満
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	0.01 未満	0.01 未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.0005 未満	0.0005 未満
亜鉛およびその化合物	mg/L	2	2	2	0.06	0.24
マンガンおよびその化合物 (溶解性)	mg/L	10	10	10	0.13	0.76
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.001 未満	0.001 未満
ほう素およびその化合物	mg/L	10	10	10	0.1 未満	0.1 未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.05 未満	0.05 未満

イビデン樹脂(株)

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	市の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.1 ボイラー	g/m ³	0.3	0.3	0.24	0.009	0.011
	No.3 ボイラー		0.3	0.3	0.24	0.005	0.005
	コージェネレーション		70	70	60	45	50
NOx	No.1 ボイラー	ppm	180	180	144	55	61
	No.3 ボイラー		180	180	144	41	51
	No.1 ボイラー		7.07	7.07	5.65	0.41	0.63
SOx	No.1 ボイラー	mN/h	3.68	3.68	2.95	0.05	0.09
	No.3 ボイラー						

イビデン物産(株)

<排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	県の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		5.8~8.6	5.8~8.6	6.1~8.3	7.3	7.6
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	100	80	3.0	7.3
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	160	160	128	5.2	11
SS (浮遊物質)	mg/L	200	90	72	3.0	7
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	10	10	8	1 未満	1 未満
窒素含有量	mg/L	120	120	96	2.1	8.8
リン含有量	mg/L	16	16	12.8	0.06	0.05

<大気測定>

測定項目	設備名	単位	国の基準	県の基準	自主基準	平均値	最大値
ばいじん	No.1 ボイラー	g/m ³	0.3	0.3	0.24	0.007	0.007
	No.2 ボイラー		0.3	0.3	0.24	0.007	0.008
	No.3 ボイラー		0.3	0.3	0.24	0.005	0.005
	No.4 ボイラー		0.3	0.3	0.24	0.011	0.011
	No.5 ボイラー		0.3	0.3	0.24	0.008	0.008
NOx	No.1 ボイラー	ppm	180	180	114	48	70
	No.2 ボイラー		180	180	114	25	36
	No.3 ボイラー		180	180	114	62	77
	No.4 ボイラー		180	180	114	35	55
	No.5 ボイラー		180	180	114	29	47

揖斐電電子(北京)有限公司

<排水口 BDA 放流水>

測定項目	単位	市の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		6~9	6.2~8.5	7.5	7.6
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	300	270	33	34
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	500	450	162	176
SS (浮遊物質)	mg/L	400	360	34	49
銅含有量	mg/L	1	0.5	0.33	0.38
シアン化合物	mg/L	1	0.5	0.03	0.06
ニッケル	mg/L	0.5	0.45	ND	ND
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	10	9	ND	0.1
動物植物油	mg/L	100	50	1.8	2.6

<大気測定>

測定項目	単位	市の基準	自主基準	平均値	最大値	
H ₂ SO ₄	スクラバー 排ガス	mg/m ³	5	4.5	0.49	1.89
HCl		mg/m ³	30	25	1.91	2.76
HCN		mg/m ³	0.5	0.45	0.06	0.09
アンモニア	脱臭塔	mg/m ³	30	25	0.32	0.33
硫化水素		mg/m ³	5	4.5	0.02	0.02
粉塵		mg/m ³	30	25	2.50	5.50
トルエン		mg/m ³	25	20	0.06	0.08
NMHC (メタンを除く炭化水素)	一般排風口	mg/m ³	80	70	1.75	2.09

<騒音測定>

場所	単位	市の基準	自主基準	平均値	最大値
敷地境界 (昼)	dB (A)	65	64.5	55	64.8
敷地境界 (夜)	dB (A)	55	54.5	51	54.7

イビデンフィリピン(株)

<排水口 工業団地処理場への放流水>

測定項目	単位	工業団地基準	自主基準	平均値	最大値	
pH (水素イオン濃度)	pH	6.5-9.0	6.7-8.8	7.6	8.4	
Biochemical Oxygen Demand	BOD	mg/L	500	400	85	409
Chemical Oxygen Demand	COD	mg/L	800	700	25	50
Total Suspended Solids, TSS	TSS	mg/L	350	280	6	34
Settleable Solids	浮遊性固体	mg/L	0.5	0.4	0.06	0.50
Copper	銅	mg/L	1	0.8	0.24	0.67
Lead	Pb	mg/L	0.3	0.24	ND	ND
Chromium (Hexavalent)	Cr ⁺⁶	mg/L	0.1	0.08	ND	ND
Cyanide	CN	mg/L	0.2	0.16	ND	ND
Nickel	Ni	mg/L	0.5	0.4	ND	ND
Color	色	mg/L	150	120	42	89
Oil & Grease	油分	mg/L	5	4	0.1	1.6
Iron (Dissolved)	Fe	mg/L	10	8	ND	ND
Manganese (Dissolved)	Mn	mg/L	1	0.8	0.07	0.54
Formaldehyde	ホルムアルデヒド	mg/L	1	0.8	0.095	0.90

<大気測定>

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値	
Nitrogen Oxides (NOx)	NOx	mg/m ³	2,000	1,600	731	1,026
Sulfur Dioxide (SOx)	SOx	mg/m ³	1,500	1,200	26	50
Particulate Matter (PM)	PM	mg/m ³	150	120	32	86
Carbon Monoxide (CO)	CO	mg/m ³	500	400	145	224
Copper (Cu)	Cu	mg/m ³	100	80	0.4	6.9

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値	
Morning (5am - 9am)	早朝	db	65	56	53	54
Daytime (9am - 6 pm)	日中	db	70	57	53	55
Evening (6 pm - 10 pm)	夕方	db	65	55	53	54
Nighttime (10 pm - 5 am)	夜間	db	60	56	52	52

イビデンエレクトロニクスマレーシア(株)

<排水口 放流水>

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)	pH	5.5-9.0	6.2-8.3	7.4	7.9
Biochemical Oxygen Demand	BOD	50	50	6	21
Chemical Oxygen Demand	COD	200	100	58	136
Total Suspended Solids, TSS	TSS	100	100	18	55
Copper	Cu	1	0.5	0.20	0.49
Lead	Pb	0.5	0.5	0.00	0.02
Chromium (Hexavalent)	Cr ⁺⁶	0.05	0.05	0.01	0.01
Cyanide	CN	0.1	0.1	0.03	0.08
Nickel	Ni	1	1	0.03	0.07
Color	色	ADMI 200	200	31	61
Oil & Grease	油分	10	10	5.0	6.0
Iron (Dissolved)	Fe	5	5	0.14	0.52
Manganese (Dissolved)	Mn	1	1	0.09	0.23
Formaldehyde	ホルムアルデヒド	2	2	0.14	0.31

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Daytime (7 am - 10 pm)	日中	db	70	70	65
Nighttime (10 pm - 7 am)	夜間	db	60	60	60

イビデンポルツェランファブリックフラウエンター(株)

<排水口 河川放流水>

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)	pH	6.5-8.5	6.5-8.5	8.1	8.1
Temperature	Temp.	30	30	21	21
Chemical Oxygen Demand	COD	80	80	73	77
Total Suspended Solids, TSS	TSS	70	70	6	9
Iron (Dissolved)	Fe	2	2	0.90	1.20
Aluminium	Al	2	2	0.74	1.08
Ammonium	NH ₃	10	10	3.39	6.78
Fluoride	F	20	20	0.89	1.40

<大気測定> *1

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Nitrogen Oxides (NOx)	NOx	350	120	38	77
Sulfur Dioxide (SOx)	SOx	350	50	1	1
Particulate Matter (PM)	PM	20	20	1	2
Carbon Monoxide (CO)	CO	100	100	5	8
Ammonia	NH ₃	30	10	0.8	1.8

*1 測定は3年毎に実施します。この測定結果は2012年度に実施したものです。

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Daytime (7 am - 10 pm)	日中	db	55	52	57
Nighttime (10 pm - 7 am)	夜間	db	45	49	54

イビデンハンガリー(株)

<排水口 放流水>

測定項目	単位	国の基準	工業団地の基準	自主基準	平均値	最大値
pH (水素イオン濃度)		6.5-10.0	6.5-10.0	6.5-10.0	8.7	8.9
Electrical conductivity	μs/cm	2,500	2,500	2,500	1,495	1,685
Volume of sediment	ml/L	-	-	-	< 5	< 5
Available chlorine	mg/L	30	30	30	2.6	4.9
Chemical Oxygen Demand	mg/L	1,000	1,000	1,000	198	366
Biochemical Oxygen Demand	mg/L	500	500	500	114	222
Total inorganic nitrogen	mg/L	120	120	120	30	53
Total nitrogen	mg/L	150	150	150	54	55
Ammonium	mg/L	100	100	100	38	68
Total phosphorus	mg/L	20	20	20	3.4	6.1
Sulphate	mg/L	400	400	400	32	39
Organic solvent extract (grav.)	mg/L	50	50	50	24	45
Phenols	mg/L	10	10	10	0.03	0.05
Fe	mg/L	20	20	20	0.5	0.6
Mn	mg/L	5	5	5	0.03	0.05
Sulphide	mg/L	1	1	1	0.03	0.03
Total dissolved solid	mg/L	2,500	2,500	2,500	1,029	1,106
Total solids	mg/L	2,500	2,500	2,500	1,116	1,268
Fluoride	mg/L	50	50	50	0.3	0.4
Total hydrocarbons (TPH, C5-C40)	μg/L	-	-	-	14	26
Tars	mg/L	5	5	5	1.6	2.0

<騒音測定>

測定場所	単位	国の基準	工業団地の基準	自主基準	平均値	最大値
Daytime (7 am - 10 pm)	db	50	50	50	41	45
Nighttime (10 pm - 7 am)	db	40	40	40	41	45 ¹

*1 騒音対策は完了しました。

イビデンDPFフランス(株)

<大気測定>

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値	
Nitrogen Oxides (NOx)	Sintering L3 (curing oven)	mg/m ³	100	100	<12	
	Sintering L4 (curing oven)	mg/m ³	100	100	<12	
Sulfur Dioxide (SOx)	Sintering L3 (curing oven)	mg/m ³	20	20	<3	
	Sintering L4 (curing oven)	mg/m ³	20	20	7	
COV NM	Sintering L3 (curing oven)	mg/m ³	20	20	13	
	Sintering L4 (curing oven)	mg/m ³	20	20	3	
Formaldehyde, CHO, acetaldehyde	Sintering L3 (curing oven)	mg/m ³	5	5	<0.01	
	Sintering L4 (curing oven)	mg/m ³	5	5	<0.01	
Methanol CH3OH	Sintering L3 (curing oven)	mg/m ³	10	10	<0.06	
	Sintering L4 (curing oven)	mg/m ³	10	10	<0.06	
Methylethylketone	Sintering L3 (curing oven)	mg/m ³	10	10	<0.02	
	Sintering L4 (curing oven)	mg/m ³	10	10	<0.09	

<騒音測定> *1

測定項目	単位	国の基準	自主基準	平均値	最大値
Daytime (9 am - 5 pm)	Point 1	dB (A)	50	50	49
Daytime (9 am - 5 pm)	Point 2	dB (A)	52	52	52
Daytime (9 am - 5 pm)	Point 3	dB (A)	52	52	49
Nighttime (5 pm - 9 am)	Point 1	dB (A)	42	42	42
Nighttime (5 pm - 9 am)	Point 2	dB (A)	46	46	48 ²
Nighttime (5 pm - 9 am)	Point 3	dB (A)	49	49	47
Emergence Area - Ambient - Point n° 4 (in neighbour)	dB (A)	5	5	1.0	
Emergence Area - Residual - Point n° 4 (in neighbour)	dB (A)	4	4	1.0	

*1 測定は3年毎に実施します。この測定結果は2012年度に実施したものです。

*2 騒音対策は完了しました。

各国や各地域の文化、風土に合わせたグローバルな企業市民活動を通じて、国際社会から信頼される企業をめざします。

社会貢献の考え方と推進体制

基本方針と考え方

企業として自らの特性が生かせる生活環境整備、地域人材育成などの活動を行い、またはこれらの活動を行っている団体活動への参加、支援など各国や各地域の文化、風土に合わせたグローバルな企業市民活動を行うことで、国際社会から信頼される会社をめざします。

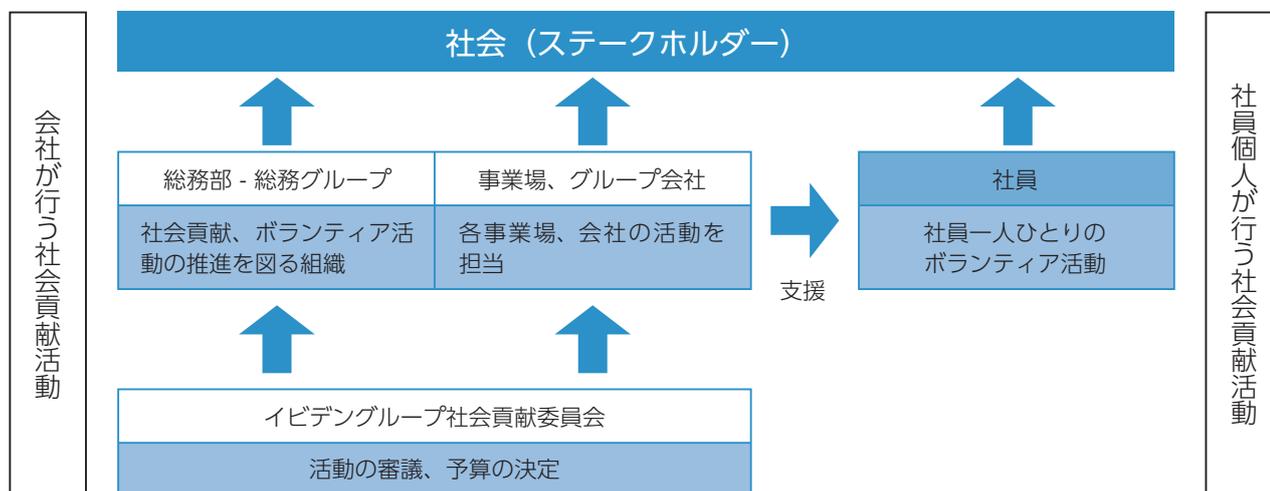
「地球環境保護活動」「青少年育成活動」「社会福祉・地域貢献活動」「災害支援活動」を重点分野とし、イビデングループの社会貢献活動を推進するとともに、社員が自主的、自発的に取り組む営利を目的としない社会貢献ボランティア活動を奨励します。

社会貢献活動の推進体制

2008年度より総務部内に社会貢献担当を設置し、方針、計画の立案と活動の企画運営を行っています。また、2011年度には、社会貢献規程を制定し、イビデングループが行う重点活動分野と、社会貢献活動を円滑に運営するための社会貢献委員会の設置、会社が行う社会貢献活動と社員が活動する社会貢献活動団体を助成するための社会貢献基金の設立を明確にしています。

社会貢献委員会は、日本国内のグループ会社の代表者により構成されており、社会貢献活動の年間活動の承認、社会貢献基金の運用と管理を行っています。また、NPOやNGOなど他の社会貢献を推進する団体との協働活動や、社員のボランティア活動についての表彰、報奨に関する内容についても審議を行います。

社会貢献推進体制図



社会貢献活動の実績

イビデングループの社会貢献活動は重点四つの柱で活動を行っています。

活動の柱		オリジナルプログラム		社会貢献のしくみ	
地球環境 保護活動	森林保全活動 「イビデンの森」で森林 保全活動を実施中		地域美化活動 事業場周辺地域の美化 活動を定期開催		社会貢献基金運営制度 社会貢献ボランティア活動表彰制度
青少年 育成活動	モノづくり体験 水から学ぶイビデンツ アーで発電所見学とモ ノづくり体験		工場見学 イビデンハンガリーで 地域の学生を工場見学 に受入		
社会福祉・ 地域貢献活動	社内献血 各事業場内で献血バス などを受入れて協力		スポーツイベント開催 イビデン杯サッカー大 会などを開催		
災害支援 活動	災害被災者支援 募金活動				

地球環境保護活動

地球環境との共存の価値観のもと、地球環境の保護につながる活動を展開しています。

地球環境保護活動の事例

森林づくり活動「イビデンの森」

2008年度より地球環境保護活動の一つとして、当社グループの起源である水力発電事業のゆかりの地、東横山を中心拠点とした森林づくり活動を進めています。10年間にわたり揖斐川町の約40haの地域で植樹や下草刈り、間伐／除伐などを行い、地域住民や社員、家族、OB・OGとともに将来に持続可能な地球環境との共存をめざす活動を展開していきます。

また、自治体・地域の皆さま、NPOと連携して、自然観察会や郷土文化を活用した地域交流を行っています。

2013年度までの6年間で25回の活動を実施して、延べ2,100名以上（スタッフ除く）が参加し、植栽活動では1,000本の植樹を行いました。

今後も参加者との輪を広げ、地域に愛される森林づくりの活動として展開していきます。



地球温暖化防止をめざした森林再生活動としてだけでなく、社員やその家族および地域住民による森林整備の体験活動の場でもあります。



地域の皆さまと連携して、植樹祭や秋の森林体験などで間伐体験や山里体験教室を開催しています。

【世界に広がる植樹活動】

< 揖斐電電子（北京）有限公司 植樹活動 >

2013年度は第一工場東側敷地にて約100名の従業員で40本の楊樹（ヤナギ）の植樹を実施しました。北京市郊外の活動を含めると4回目となり、継続的な取り組みとして今後も実施していきます。



植樹活動

< イビデンハンガリー(株) 植樹活動、環境保護学習 >

長年交流を深めてきた地元小学校の生徒と従業員で協力して、3本のモミジの植樹を実施しました。この活動後には木の重要性や生態循環の中での役割などについての環境保護講習会も行いました。

【地域の美化活動を展開】

当社国内グループでは1992年から各拠点周辺の美化活動を積極的に実施しており、2013年度は延べ7,000名以上が参加しています。また、行政（大垣市など）、地元のNPO団体などが主催する地域清掃活動にも、当社グループの社員やOB・OGが積極的に参加しています。



河川清掃活動



グループOB・OG 美化活動

【ライトダウンジャパン2013への参加】

当社は、地球温暖化防止として環境省が推進している「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に参加し、キャンペーン期間を含む2013年6月21日～8月31日の間、青柳事業場の屋上看板を消灯しました。また、当社グループ社員に向けライトダウンキャンペーンへの参加を促し、全社を挙げて地球温暖化防止活動に取り組んでいます。

青少年育成活動

将来を担う次世代を育成していくために、青少年育成活動を展開しています。

青少年育成活動の事例

【水から学ぶイビデンツアー】

当社では、創業以来稼働している「東横山発電所」の見学をし、モノづくり体験を通して自然の力と電力について学ぶ1泊2日のツアーを、2010年より開催しています。

2013年度は、地域の小学生とその保護者の10組24名が参加しました。今回は参加する子供達がより水力発電や自然（水）の力を理解できるように社員に質問をしながらの新聞づくり体験などを行いました。



イビデンツアー風景

【揖斐電電子（北京）有限公司「学校支援活動」】

2012年度より、学校の教育環境の向上のために教育備品の寄贈を実施しています。2013年度も、食堂に置く机や椅子、バスケットボールのゴールポスト、筆記用具を寄贈しました。

【イビデンハンガリー(株) 工場見学会の開催】

イビデンハンガリー(株)では継続的な活動として地元の高校や大学等の生徒を対象に工場見学会を開催しており、2013年度は3回実施し、製造現場などを実際見てもらうことで、イビデンのモノづくりや製品などについて知ってもらい、知識の向上に役立ててもらっています。



イビデンハンガリー工場見学

社会福祉・地域貢献活動

地域社会との連携と地域の発展に貢献していくために、社会福祉・地域貢献活動を展開しています。

社会福祉・地域貢献活動事例

【国内外における社内献血活動】



イビデンエレクトロニクス
マレーシア



イビデンDPFフランス

当社国内グループでは、日本赤十字社主催の「献血サポーター」への登録を行い、社内献血で安定的に供給できるように実施しています。2013年度は、国内グループ会社を含む8箇所、海外グループ会社の4箇所の全12箇所、計17回の開催を実施し、協力者累計847名が参加しました。

【大垣市十万石まつり「企業みこし」への参加】

当社グループは、毎年10月に開催される大垣市十万石まつりの「企業みこし」に参加しています。毎回100名以上の社員が参加し、地域の皆さんとともに祭りを盛り上げ、地域活性化を推進しています。また、2009年から「企業みこし」終了後に、会場となる駅前通りの美化活動を実施しています。



十万石まつり



美化活動



少年Aクラス大会

【イビデン杯サッカー大会を主催】

スポーツを通じた地域活性化と青少年育成を目的に、サッカー大会を年間4回開催しています。最も古い少年Aクラス大会は2013年度で22回目の大会となり、岐阜県をはじめ、愛知県、三重県、滋賀県から24チームが出場しました。すべての大会を通して、累計で2,000名以上が参加するサッカー大会となりました。

【いびがわマラソンを支援】

当社グループでは、毎年11月に揖斐川町で開催される「いびがわマラソン」の公式スポンサーとして支援しています。また、揖斐川町内にある事業場の駐車場の提供や駐車場の交通整理・給水所などのボランティアスタッフ参加などにも協力しています。

【イビデン杯ママさんバレーボール大会を支援】

当社グループ社会貢献委員会では、西濃地区ママさんバレーボール連盟と協働して「イビデン杯ママさんバレーボール大会」を毎年開催しています。2013年度は8回目の開催になり、28チーム約400名が参加する大会となりました。

また、当社女子バレーボール部はバレーボールを通じた地域貢献活動として、近隣の小・中・高校生やママさんに技術指導などのバレーボール教室を実施しています。



ママさんバレーボール大会

【イビデンハンガリー(株) 地元小学校・障がい者支援団体へのパソコン寄贈】

社内で使用しなくなったパソコンを使って、従業員が4台のパソコンに組み立て直し、地元の小学校と障がい者支援団体へ2台ずつ寄贈しました。小学校では校務の電子化に活用され、障がい者支援団体では障がい者の自立支援のために活用されています。



イビデンハンガリー PC寄贈

災害支援活動

地域の人々の生活と社会基盤の復旧・復興の一助を担うために、災害支援活動を展開しています。

災害支援活動事例

【イビデンフィリピン(株) 中部地震被災地ボホール島の震災支援】

フィリピン、ボホール島での大地震の被災者の救済や被災地復興のために、従業員自らがボランティアで社内募金や支援物資募集を行い、現地支援団体へ寄付・寄贈を実施しました。

- ・募金；55,800PHP
- ・衣類や医薬品などの支援物資；30箱



イビデンフィリピン 支援物資

【イビデンフィリピン(株) 中部台風災害支援】

フィリピン中部を直撃した、観測史上最大級の台風の被災者の救済や被災地復興のために、全従業員に衣類や食料、医薬品などの物資の提供を呼びかけや募金やバザーなどの実施を行い、回収したすべてを現地支援団体へ寄付・寄贈を実施しました。

また、イビデングループでも義援金として寄付を実施しました。

- ・募金など；856,889PHP
- ・義援金；150万円
- ・衣類、食料、水、医薬品などの支援物資；135箱



イビデンフィリピン 支援物資

【損斐電電子(北京)有限公司 四川省雅安市震災支援】

四川省雅安市で発生した地震の被災者の救済や被災地復興のために、社内募金を行い、寄付を実施しました。

- ・募金；40,300元

社員の社会貢献・ボランティア活動推進

社員の自主的、自発的なボランティア活動の奨励のために、社会貢献・ボランティア活動推進を行っています。

【ボランティア奨励制度】

当社および国内グループ会社では、ボランティア奨励制度として、ボランティア特別休暇（特別有給休暇、年間最大7日間）があり、その他にも社会貢献委員会による社員表彰を規定しています。

【ちょボラ活動 - ちょっとしたボランティア】

当社および国内グループ会社では誰もが気軽に参加できるボランティア活動（ちょボラ活動）として、2008年度より、使用済み切手や書き損じハガキなどの回収、2009年度よりペットボトルキャップ回収を実施し、地域の福祉団体やNPOなどへ寄贈や寄付をする活動として展開しています。これまでの累計として、使用済み切手は20kg以上、書き損じハガキ・未使用切手などは800枚以上、ペットボトルキャップは2,100kg以上の回収をしています。

【日本のちょボラ活動と海外貢献活動の連携】

2009年度から、年末年始の時期に日本国内の社員やOBに不要になった本やCDなどの寄贈を募り、それらの収益金を寄付する活動を実施しています。2013年度は、イビデンエレクトロニクスマレーシア(株)とイビデンフィリピン(株)のそれぞれと協力して、現地の子ども保護団体や環境保護団体へ寄付を実施しました。イビデンエレクトロニクスマレーシア(株)では、社員にも寄付を呼びかけ、日本からの寄付金とあわせて生活用品などを購入して寄贈しました。また、社員ボランティア11名とともに子どもたちとともに工作大会などの交流も実施しました。



イビデンエレクトロニクスマレーシア 支援物資

顧客優先を支える品質管理

基本方針

当社は弛まざる先端技術の開発により、高付加価値製品の提案、供給を通じて、快適なIT社会や環境と自動車が共存する社会の実現に貢献しています。顧客優先の考え方のもと、顧客の要求に独自技術と地球環境に配慮した設計で応え、常に安心・安全な製品を安定して提供し続けることを最大のミッションと考えています。顧客のニーズを見据えた開発の設計段階から品質をつくりこむ姿勢と、モノづくり段階での品質保全とこれらを支えるマネジメントシステムを構築し、高い顧客満足の獲得に取り組んでいます。

電子事業グループ品質基本方針：品質第一の考えのもとに、お客さまの要求を的確につかみ、独自の技術力で信頼性のある製品を生み出し、提供することにより、お客さまの満足を得ます。

セラミック事業グループ品質基本方針：お客さまの真のニーズや潜在ニーズをイビテクノで具現化、価値化するとともに絶えず品質を真ん中に置いたモノづくりでお客さまに感動を提供することをめざします。

品質保証体制

当社グループでは、全社品質保証担当の役員を中心に、各事業本部に品質保証組織を設けています。

製品の品質を通じて、お客さま、そして社会に貢献するために、当社は先端技術の開発、製品企画、設計、量産までのプロセスの中の各段階で、デザインレビューと品質保証会議を開催し、設計、仕様の検討を行っています。更に品質向上のために国内外の事業場でのトップ診断をはじめとする指導、監査を行い、お取引先さまに対しても品質向上のための指導を行っています。また、品質を真ん中に置いたCS*向上を目的として、品質管理部のもと継続的品質改善活動を推進し、グループグローバルに定着させるために3ヶ月に1回グローバル品質保証会議を開催しています。2013年度は、故障ゼロ歩留り98%を共通の目標として、全工場・全員で活動を推進しました。

*CS: Customer Satisfaction 顧客満足度のこと



エンジンベンチによるSiC-DPF性能評価
最新の排ガス規制に対応した評価ができるように、常にエンジンや評価系の更新を行っています。

品質マネジメントシステム

電子事業関連では、1995年3月にISO9001認証取得以来、継続して品質マネジメントシステムのレベルアップを推進し、顧客の期待、要求を超える製品提供を実現できるように取り組んでいます。また、セラミック事業関連では自動車業界の国際品質マネジメント規格ともいえるISO/TS16949の認証を、国内では2003年10月に、また、グローバルに展開する製造拠点でも2006年度に認証取得し、グローバルに高品質の製品が提供できる仕組みを構築しレベルアップを推進しています。2013年度からは、業務品質の向上を目的として、品質 (ISO9001)、環境 (ISO14001)、労働安全衛生 (OHSAS18001) および企業運営上のしくみを含めた統合マネジメントシステム構築の活動を開始しました。

顧客満足度向上の取り組み

営業部門が顧客窓口として技術、苦情等の様々な情報を集め、各部門へ展開しています。各事業部門で、定期的に把握しているお客さまの満足度について事業部門ごとの合宿の中でレビューを行っており、経営層の指導のもと改善活動を進めています。営業部門が中心となった顧客サポートと先端技術製品の提供により、納入先の電気機器、半導体、自動車メーカー各社から高い評価をいただいています。

品質を支える人材の育成

職場の英知を結集し、新たな価値を創造できる人材を育成することを目的に、全従業員を対象とした教育を体系的に実施しています。

今後は、顧客優先を実践する人材を育成するために、営業・開発・モノづくり・マネジメントの四つのイビテクノをTPMの手法を活用し進化させていきます。ステップごとに進度を指標化して、スキルとモチベーションの向上をめざした取り組みを実施していきます。こうして進化する当社の事業活動の価値を、顧客満足度としてお客さまの視点で正しく評価をいただき、成長・発展し続ける会社をめざします。

IPM活動 (Ibiden Profit Management)

当社は、2012年度より従来からのモノづくり部門の強化を主たる目的としたTPM活動から顧客満足度と、競争力強化のため、全社全部門が参加するIPM活動に進化させ活動を進めています。IPM活動とは“お客さまのために”を常に考え、営業力・開発力・モノづくり力・マネジメント力の四つのイビテクノによって、イビデンの価値を向上させ、市場における競争力を付け安定した収益を確保する。そしてすべてのステークホルダーの皆さまに貢献することが狙いです。

「営業力強化活動」：お客さまに価値と感動を提供できる競争力ある目標を設定する。

「開発力強化活動」：競争力あるプロセス・設備開発を自掛りで実現する。

「モノづくり力強化活動」：さらなる改善と維持管理をする。

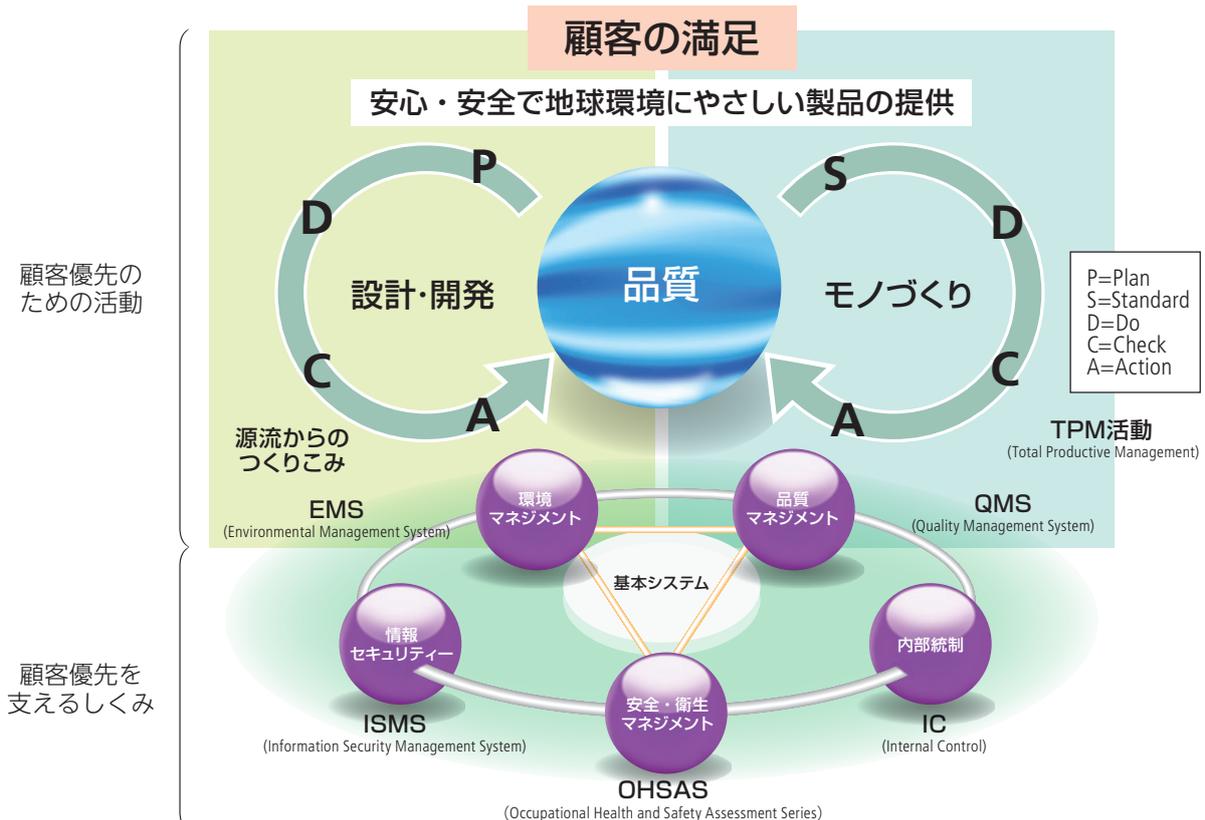
そして、この3つのイビテクノを「マネジメント力強化活動」で有機的に推進し、実現することで事業目標を達成させます。

また、市場における競争力の源は人材です。高い目標にチャレンジし、組織を超えたチームで成果を出し、上司の支援を受けながらスキルと達成感とチームワークを向上させる。次はさらに高い目標をめざしてスパイラルアップしていきます。



図：イビデンIPM活動のスパイラルアップイメージ

お客さま満足と品質の向上への取り組みの概要図



CSR活動の目標・実績一覧

2013年度の活動結果と2014年度の実践項目

グループ行動憲章を改定したことで、2011年度の活動から、グループ行動憲章に基づくCSR活動を展開しています。グループ行動憲章に基づいた中期にあるべき姿、取り組むべきに対する実践状況は以下の通りです。

イビデングループ行動憲章	中期にあるべき姿	2013年度の実践項目と結果	2014年度の実践項目	
第一条 法令および倫理の遵守	各国、各地域の法令および倫理を遵守し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組み、オープンで公正な企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。	当社グループに関わる各国・地域の重要法令を把握し、遵守状況がモニタリングされている	違反・不祥事を防止・早期発見できる仕組みの策定 法令遵守教育の充実と内部監査によるチェック機能の強化	
		社内のルール、倫理遵守項目を明文化し、社員に教育し、遵守状況がモニタリングされている	管理部門のマネジメントシステムによる法令遵守のしくみを運用 海外の不正防止法令を含めた、競争法に関する法令教育を実施	既存のシステムを統合した全社マネジメントシステムの構築 社員行動基準のモニタリングから抽出したテーマでの各事業場、グループ会社の遵守活動の推進
		当社グループから反社会的勢力（暴力団、総会屋等）を排除し、不正を発生させない仕組みが運用されている	不正・違反発生リスクの高い事項の監査を実施し課題を確認 反社会的勢力排除の情報収集の実施	不正、固定資産、情報セキュリティ、法令遵守など重点監査の実施
		当社グループの情報の保護・管理方法が明文化、周知され、遵守状況がモニタリングされている	情報セキュリティ診断の実施 情報セキュリティに関連する規程の整理を開始	IT診断結果を受けて指摘項目の改善 イビデングループの事業継続に関するITリスク見直し 情報セキュリティ活動を見直し、当社秘密情報管理の徹底
第二条 ステークホルダーとともに発展する会社	ステークホルダーとともに発展していく会社として、経営の透明性を高め、コミュニケーションを通じた信頼関係を構築します。また、良き企業市民として、地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組みます。	企業情報を的確に統制した上で、分かりやすく、公平に情報を開示している また、問題発生時も、社会に対して明確な説明を迅速に行う体制になっている	新マネジメントシステムでの情報管理体制の見直し開始 不祥事、緊急事態発生時の対応の確立と、適時・適切な情報開示の体制構築	
		社員・地域社会と定期的な意見交換の場が設けられ、課題が共有と解決のための対策が取られている	労使間コミュニケーションの実施 地域自治会との情報交換の実施	労使間コミュニケーションの継続実施 地域との情報交換の継続実施
		お取引先さまにも当社の方針が伝えられ、お取引先さまとともにCSR経営を実践する体制が整えられている	サプライヤー評価を含めた社内手順見直しの開始 サプライチェーンのCSRレベル向上に向けた監査と改善の実施 CSRガイドライン遵守状況のモニタリングと改善の実施	CSRガイドラインのサプライヤーへの定着 アセスメント、監査によるCSRガイドライン遵守状況のモニタリングと改善の実施 (重大違反ゼロ)
		社会貢献活動の理念、体制および活動領域が確立され、地域社会との協働と、社員の自発的な社会参加が支援されている	青少年育成として小学生を主な対象にした「モノづくり」の楽しさを伝えるプログラムの実施	青少年育成プログラムの継続実施
		危機管理の視点に立って、非常事態が発生した際に、速やかに経営層に連絡が届き、予防を含め被害を最小限にするための社内体制が整備されている	被害想定に沿った対策の変更案作成 環境安全衛生に関するリスクマネジメント	非常災害発生時の緊急対応に関する手順の整備、訓練 電子資料サプライヤーのBCP計画の見える化
第三条 お客さまへの感動の提供	お客さまに感動を提供するために、社会の将来にわたる要求・動向を正しく理解し、イビデコを進化させることで、お客さまの満足が最大になる安心・安全な商品の創造やサービスを行います。 ※感動とは、お客さまの潜在的ニーズを把握して、期待以上の応えを与えること。	お客さまの満足が適切にモニターされ、PDCAがまわるしくみ（システム）が運用されている	お客さま満足度モニター・課題抽出	
		※その他に、市場要求のモニター、新分野への挑戦、既存分野の改革・改善などについて内部目標を設定して取り組んでいます。		

イビデングループ行動憲章	中期にあるべき姿	2013年度の実践項目と結果	2014年度の実践項目	
<p>第四条 グローバル化に対応した経営</p>	<p>グローバル化に対応した連結経営を推進するに、企業活動を行う国々で人権を含む各種国際規範はもとより、各国、各地域の文化・慣習を尊重します。</p>	<p>グループ行動憲章とその指針が、グループ各社の実践項目に反映され、各国、各地域の規範・文化・慣習を相互理解し、現地に対応した経営に落とし込まれている</p>	<p>海外での内部統制、リスク管理の重要性認知のため、海外社長・取締役の赴任前教育実施</p>	<p>グローバル基準によるCSR診断の横展開、好事例を共有化し、関係会社のレベル向上</p>
	<p>国際規範の労働者の基本的な権利を尊重し、各国、地域の規則・事情などに応じた適切な労働条件・環境が整備されている</p>	<p>海外製造拠点との法務連携強化 海外人事・人事制度の課題抽出、グローバル人事方針作成</p>	<p>イビデンウェイの浸透に向けた教育実施</p>	<p>グループ全体でのイビデンウェイ浸透活動の実施</p>
	<p>経営トップの経営理念、行動憲章、社員行動基準に対する基本姿勢が社員に理解されている</p>	<p>匿名、通報者保護、不利益にならない取り扱いが担保された、社内外の情報収集の窓口が整備され、適切な対応と周知がされている</p>	<p>相談窓口運営からの、課題を啓発活動に展開</p>	<p>相談窓口の適切な運営 課題・重要案件の啓発活動への展開と重大問題の再発防止</p>
	<p>取り組み状況の監査、課題抽出、対策提示、改善活動が実施、文書化されている</p>	<p>監査報告、リスク管理報告等から内部統制上の課題の改善</p>	<p>内部統制監査、業務監査等を連携し、効率的、効果的監査の実施 ツールの見直しによる、グループ会社へのリスクアセスメント強化</p>	<p>内部統制監査、業務監査等を連携し、効率的、効果的監査の実施 ツールの見直しによる、グループ会社へのリスクアセスメント強化</p>
	<p>製品ライフサイクル（調達・設計・製造・使用・廃棄）で環境配慮されるしくみを運用している</p>	<p>環境配慮設計が必要な重要テーマを抽出し適合チェックシートを作成</p>	<p>設計段階での省エネアイテムの反映</p>	<p>コストに直結したエネルギー単位の改善 エネルギーの安定供給を行うために、設備の計画的な維持活動の継続 生産変動に対応した省エネとエネルギー改善事例の標準化</p>
<p>第五条 地球環境との共存</p>	<p>すべての事業活動で地球環境との共存をめざし、環境と経営を両立する技術の開発と普及に努めるとともに、省エネ・省資源活動を積極的に進め、環境に優しい商品・サービスを提供します。</p>	<p>低炭素社会に向けた革新的な技術や製品の開発、および生産活動での省エネルギー活動を積極的に実施することで、継続的な環境負荷・コスト削減を実行している</p>	<p>エネルギー安定供給のために、設備の計画的な更新と整備 省エネ診断による問題点の指摘と改善 省エネアセスメントの実施 ・CO₂排出量原単位2012年度比1%削減 *水力発電によるエネルギー売電を本格開始</p>	<p>産廃の見える化推進によるインプット/アウトプットの削減 廃棄物適法管理として電子マニフェスト推進による適法の維持 分別・回収のしくみの構築と推進による産廃コストの管理</p>
	<p>3R (Reduce, Reuse, Recycle) 技術の開発と改善を進めることで、資源の循環利用、コスト削減を継続的に実行している</p>	<p>物質収支のモニタリングによるロス抽出と改善 廃棄プラスチックの有価物化 (100%) ・取水量原単位2012年度比9%削減 ・廃棄物量原単位2012年度比7%削減</p>	<p>サプライヤー化学物質管理レベル向上の推進 化学物質管理に対するリスク特定と是正 土壌・パイプエンド (水・大気) のリスク管理の強化 事業変化に対する法的対応事項の管理・遵守</p>	<p>「イビデンの森」活動の継続 ・植樹箇所育成・維持活動の実行 ・森林箇所の伐採・育成活動の継続</p>
	<p>化学物質管理、公害防止管理、災害防止管理等の管理体制が整備され、リスク軽減活動を継続的に実行している</p>	<p>「イビデンの森」活動の継続 ・植樹箇所育成・維持活動の実行 ・森林箇所の伐採・育成活動の継続</p>	<p>継続的な情報発信と、女性活躍に向けた人事制度・支援の充実</p>	<p>海外グループ会社幹部の研修制度充実 年齢構成の変化にともなう人事制度の見直し</p>
	<p>生物多様性の具体的な活動を定め、自然保護活動に積極的に努めている</p>	<p>目標管理制度の見直し検討</p>	<p>正当な評価基準のしくみの導入と、目標管理制度の見直し</p>	<p>安全ルールの徹底により、不安全行動による労災を低減 潜在リスクの抽出と気付きからの災害予防 有害作業環境の管理レベルの向上 保護員、作業環境管理に関する法令、行政指導の遵守</p>
<p>第八条 魅力的で活力にあふれる会社</p>	<p>生産性の向上と多様な働き方ができる就労環境を整え、社員が安心して仕事に専念できる環境・制度の整備が進められている</p>	<p>育児休業面談を継続実施 女性活躍に関する継続的な情報発信 人事制度の充実</p>	<p>モノづくり教育の充実により維持管理能力・改善スキルを向上 海外出向者・帰任者支援サービスの充実</p>	<p>重大災害ゼロに向け、休業4日以上の労災にフォーカスした、各拠点の安全管理レベルの改善 (休業4日以上労災ゼロ件) 安全第一の建設工事の実現 (建設工事災害発生件数 0件) (イビデン労災発生件数: 38件⇒27件)</p>
	<p>職種別、等級別の人材像と必要なスキルを明確にして、キャリアアップに向けた活動を充実させている</p>	<p>社員との心と体の健康増進に取り組んでいる</p>	<p>5ヶ年計画による健康管理開始 (Health105プラン) メンタルヘルズ診断の実施強化と、パワーハラスメントに対する教育等実施</p>	<p>健康管理「Health105プラン」の推進 メンタルヘルズ不調者の減少 パワーハラスメントに対する周知徹底</p>
	<p>成果を公正に評価し、適正に処遇する評価・報酬制度の策定と維持に努めている</p>	<p>魅力的で活力にあふれる会社をめざして、公平公正な評価が行われる人事制度と安全で働きやすい環境を柱に、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土をつくりたい。</p>	<p>安全ルールの徹底により、不安全行動による労災を低減 潜在リスクの抽出と気付きからの災害予防 有害作業環境の管理レベルの向上 保護員、作業環境管理に関する法令、行政指導の遵守</p>	<p>安全ルールの徹底により、不安全行動による労災を低減 潜在リスクの抽出と気付きからの災害予防 有害作業環境の管理レベルの向上 保護員、作業環境管理に関する法令、行政指導の遵守</p>
	<p>設備計画から保全のすべてのプロセスで、労働災害防止に向けた労働安全衛生のしくみが運用されている</p>	<p>社員との心と体の健康増進に取り組んでいる</p>	<p>5ヶ年計画による健康管理開始 (Health105プラン) メンタルヘルズ診断の実施強化と、パワーハラスメントに対する教育等実施</p>	<p>健康管理「Health105プラン」の推進 メンタルヘルズ不調者の減少 パワーハラスメントに対する周知徹底</p>

会社情報

企業情報 (2014年3月末現在)

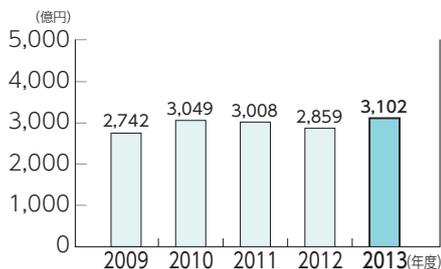
商号	イビデン株式会社
創立	1912年(大正元年)11月25日
資本金	64,152百万円
代表者	代表取締役社長 竹中 裕紀
従業員数	【連結】14,122名 【単独】3,554名
事業所所在地	本社 〒503-8604 岐阜県大垣市神田町2-1 Tel: 0584-81-3111 (代)
支店	東京、大阪
事業場	大垣、大垣中央、青柳、河間、大垣北、神戸(以上岐阜県)、衣浦(愛知県)、東京研究所
関係会社数	連結子会社39社(国内16社、海外23社)

主要な事業内容

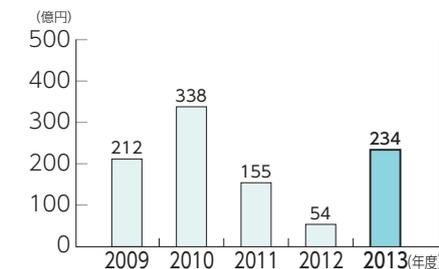
事業区分	主要な製品および事業
電子事業	プリント配線板、パッケージ基板
セラミック事業	環境関連セラミック製品、特殊炭素製品、ファインセラミックス製品、セラミックファイバー
建材事業	住宅設備機器、メラミン化粧板、化粧板関連加工部材
建設事業	法面工事・造園工事等の土木工事の設計・施工、各種設備の設計・施工
その他事業	合成樹脂加工業、農畜水産物加工業、石油製品販売業、情報サービス等の各種サービス業等

財務概況(連結) (2014年3月末現在)

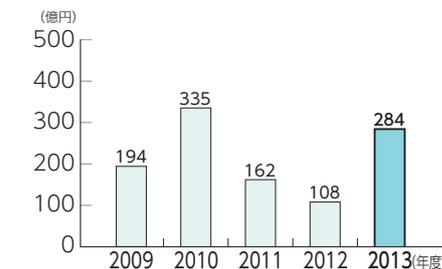
売上高



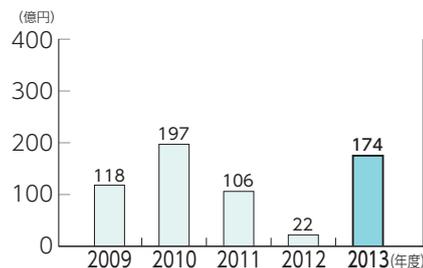
営業利益



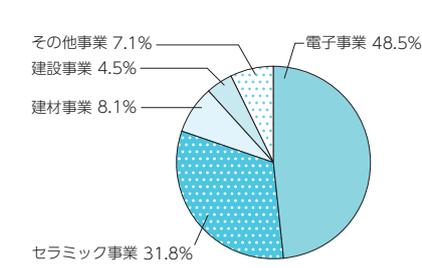
経常利益



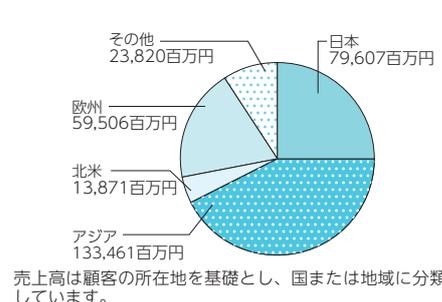
当期純利益



事業別売上高割合



地域ごとの売上高



財務情報の開示

当社は、すべての株主や投資家に対し、公正、正確かつ理解しやすい情報の適時開示に注力しています。情報開示の基準は東京証券取引所・適時開示規則に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の運営・業務および財産などについての項目、すでに開示された重要な会社情報の内容の変更、中止についての項目とし、積極的かつ公平に開示する方針です。また、適時開示規則に該当しなくとも、投資判断に重要な影響を与える会社情報については、できる限り正確、迅速に、適切な方法で開示します。



株主・投資家向けサイト
<http://www.ibiden.co.jp/ir/index.html>

重要な子会社の状況

国内	所在地	主要な事業内容
イビデン電子工業株式会社	岐阜県 大垣市	電子機器製造
イビデングリーンテック株式会社	岐阜県 大垣市	特殊工事の設計・施工
イビデンケミカル株式会社	岐阜県 大垣市	化学製品の製造・販売
イビケン株式会社	岐阜県 大垣市	物品販売
イビデングラファイト株式会社	岐阜県 大垣市	炭素製品加工
イビデン産業株式会社	岐阜県 大垣市	物品販売
タック株式会社	岐阜県 大垣市	情報サービス
イビデン樹脂株式会社	岐阜県 揖斐郡	合成樹脂加工
イビデン物産株式会社	岐阜県 本巣市	農畜水産物加工
イビデンエンジニアリング株式会社	岐阜県 大垣市	設備の設計・施工
株式会社イビデンキャリア・テクノ	岐阜県 大垣市	事務代行
イビデン建装株式会社	岐阜県 大垣市	物品販売

海外	所在地	主要な事業内容
イビデンU.S.A.株式会社	米国	米国内投資・金融・物品販売
マイクロメック株式会社	米国	炭素製品加工
イビデンメキシコ株式会社	メキシコ	セラミック製品製造
イビデンヨーロッパ株式会社	オランダ	欧州域内投資・金融・物品販売
イビデンハンガリー株式会社	ハンガリー	セラミック製品製造
イビデンDPFフランス株式会社	フランス	セラミック製品製造
イビデンポルツェランファブリックフラウエンタール株式会社	オーストリア	セラミック製品製造
イビデンフィリピン株式会社	フィリピン	電子機器製造
揖斐電電子（北京）有限公司	中国	電子機器製造
揖斐電電子（上海）有限公司	中国	物品販売
イビデンアジアホールディングス株式会社	シンガポール	アジア域内投資・金融
イビデンシンガポール株式会社	シンガポール	物品販売
イビデンエレクトロニクスマレーシア株式会社	マレーシア	電子機器製造
イビデングラファイト코리아株式会社	韓国	炭素製品製造
イビデン코리아株式会社	韓国	物品販売
台湾揖斐電股份有限公司	台湾	物品販売

上記のグループ会社を含め、連結対象子会社は39社です（2014年3月末現在）。

役員・組織図

取締役

代表取締役	竹中 裕紀
代表取締役	小高 博信
取締役	栗田 茂康
取締役	阪下 敬一
取締役	桑山 洋一
取締役	匂坂 克己
取締役	西田 剛
取締役	青木 武志
取締役	岩田 義幸
取締役	大野 一茂
取締役	生田 斉彦
取締役 (社外)	齋藤 昇三
取締役 (社外)	山口 千秋

監査役

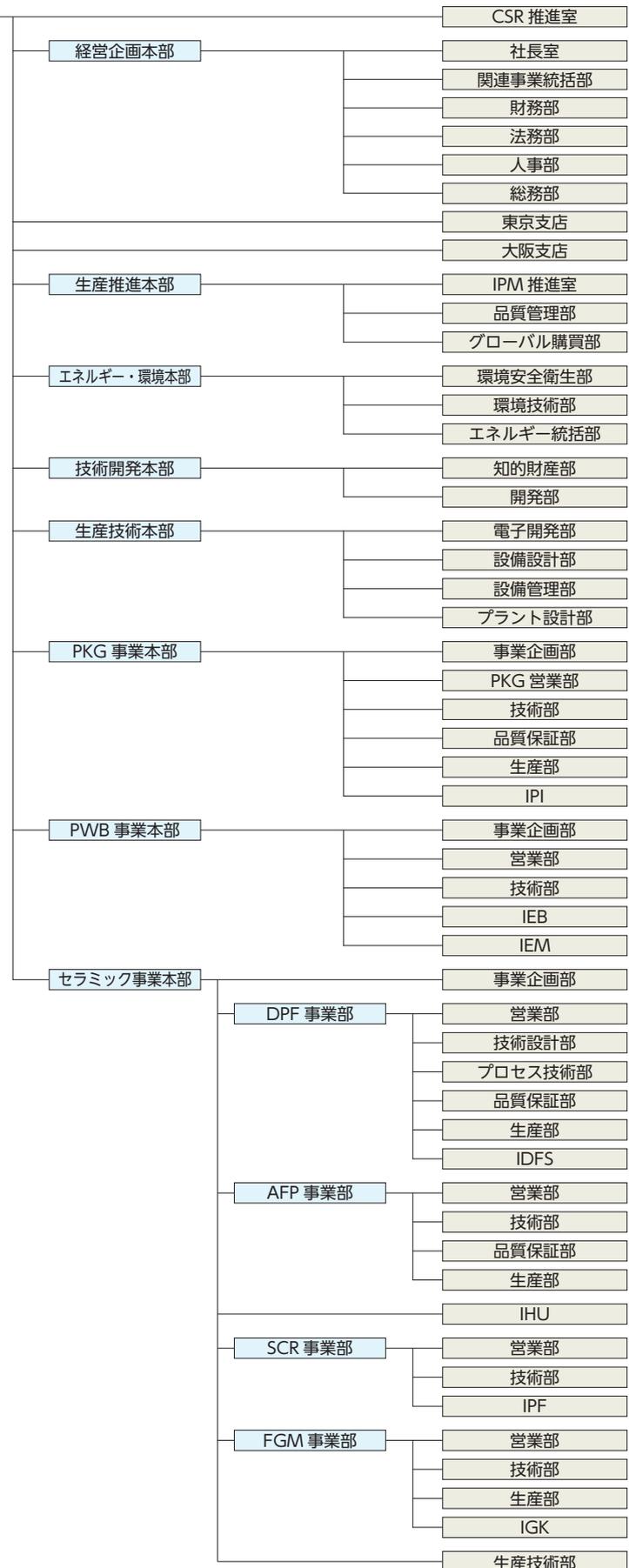
常勤監査役	平林 佳郎
常勤監査役	馬淵 勝美
監査役 (社外)	栗林 忠男
監査役 (社外)	熊谷 安弘
監査役 (社外)	塩田 薫範

執行役員

社長	竹中 裕紀
副社長	小高 博信
専務執行役員	栗田 茂康
専務執行役員	阪下 敬一
専務執行役員	桑山 洋一
専務執行役員	高木 隆行
常務執行役員	匂坂 克己
常務執行役員	西田 剛
常務執行役員	青木 武志
常務執行役員	岩田 義幸
執行役員	大野 一茂
執行役員	生田 斉彦
執行役員	伊藤宗太郎
執行役員	河島 浩二
執行役員	児玉 幸三
執行役員	島戸 幸二
執行役員	丸山 仁

取締役会

監査役会



(2014年6月20日現在)

編集方針

「イビデンCSRレポート2014」は、イビデングループの環境面、社会面の活動方針と実績を中心に構成し、当社グループのCSRを、ステークホルダー（利害関係者）の皆さまに分かりやすく報告することを目的に発行しています。当社グループのCSRが企業経営に強く結びついているという認識のもと、ステークホルダーの皆さまの関心事や、連結中期経営計画の柱の一つである「グローバルCSR経営の推進」の四つの視点（「内部統制」「人材経営」「環境経営」「社会貢献」）を中心に、テーマ別に内容をまとめています。

報告期間

2013年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）の活動を中心に、一部それ以前からの取り組みや、直近の活動報告を含みます。

発行時期

2014年9月（次回：2015年9月発行予定、前回：2013年9月発行）

参考ガイドライン

- ・ISO26000：2010（社会的責任に関する手引き）
 - ・GRI「サステナビリティレポートガイドライン第4版」
 - ・環境省「環境報告ガイドライン（2012年度版）」、環境省「環境会計ガイドライン2005年度版」
- ※巻末にGRIガイドライン対照表を掲載しています。

記載に関する補足

当報告年度より、イビデンメキシコ株式会社が設立され連結範囲に含まれていますが、操業前のため報告内容に含まれていません。また、揖斐電電子科技（上海）有限公司、イビテック株式会社は、それぞれ解散を決議し、清算が終了しており、イビデンフランス株式会社は清算なき解散を行い、そのすべての義務と権利はイビデンヨーロッパ株式会社に承継されたため、報告に含まれていません。その他、データ上の修正などが発生している場合は、個々に修正理由を記載しています。

CSR情報の開示場所

イビデングループのCSR報告はホームページおよび本レポートを通じて行っています。また、ホームページ上では、イビデングループの事業報告および連結財務諸表を含む財務面情報、CSR情報の各種方針・管理指標を含む非財務面の情報を、幅広く、適時公開しています。



Webサイト

イビデングループ ホームページ <http://www.ibiden.co.jp/>
イビデングループ CSRホームページ <http://www.ibiden.co.jp/csr/>

報告事項の決定プロセス

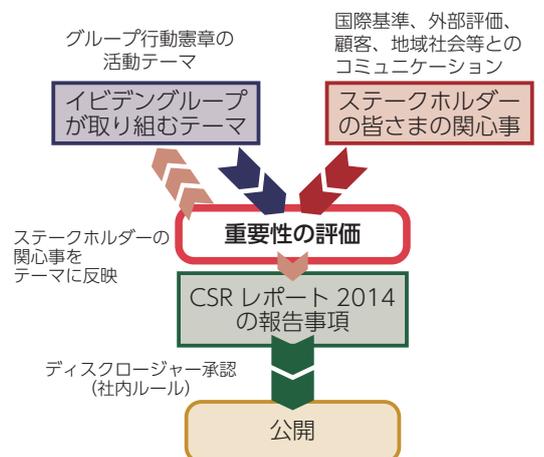
①報告テーマのリスト化

グループ行動憲章に基づき、当社グループがマネジメントすべき課題について主管する部門が評価を行い、抽出しています（P5を参照）。また、EICC行動規範など業界団体で取り組むべき事項やお客さまからの要請事項、SRI（社会的責任投資）など外部評価機関の評価項目およびフィードバック、CSRレポートへのフィードバック、労使間のテーマや地域社会などその他のステークホルダーとの直接のコミュニケーション等、ステークホルダーの皆さまの関心事についてテーマを抽出し、GRIサステナビリティレポートガイドライン第4版（以下「G4ガイドライン」という）の側面に対照させてリスト化しています。G4ガイドラインの側面に分類できないテーマは新たな側面としてリストに追加しています。

②重要性の評価

これらの側面についての課題を、イビデングループへの影響度、ステークホルダーにとっての重要度から評価し、重要度を算出し、上位項目を重要性の高い側面として抽出しています。

その結果、①でリスト化された55側面の報告テーマの中から23側面を重要性の高いテーマとして抽出しています。なお、重要性の高い報告テーマは巻末のG4ガイドライン対照表の中で明示しています。

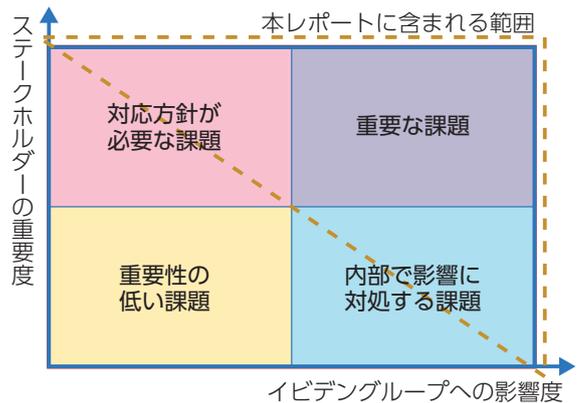


図：CSRレポート報告テーマの選定プロセス

③レポートでの報告事項

これらの重要性の高い側面を中心に、イビデングループとしてなぜ重要なのか、また、管理のしくみ、指標を報告します。それぞれの報告テーマについて、連結中期経営計画の柱の一つである「グローバルCSR経営」の四つの視点（「内部統制」「人材経営」「環境経営」「社会貢献」）に分けて、内容をまとめて報告書に記載しています。

なお、本報告は、CSRに関心の高いステークホルダーの皆さまを対象として作成しています。報告の内容は、重要性の高い報告テーマに限らず、幅広くステークホルダーの皆さまから当社グループへの期待や要請の大きい項目、当社が積極的な対応を進めている課題についても、当社の姿勢を理解いただくために、取り組みや考え方を一部報告いたします。



図：課題の位置づけと報告範囲

④報告内容の公開に当たって

本CSRレポートは、上記の課題選定プロセスを経て、当社ディスクロージャー規則に基づき、ディスクロージャー委員会による承認を受けて発行しています。

報告の対象組織

原則としてイビデン株式会社(=当社、イビデン)および国内・海外グループ会社を対象としています。イビデングループ(=当社グループ)を対象としていない報告は、個々に対象範囲を記載しています。一部のデータは、イビデンの国内事業場を対象としており、イビデン単体と一部国内グループ会社を含み、「イビデン国内事業場」と表記しています。重要な子会社と報告範囲との関係は、以下のようになっています。

国内	内部統制	人材経営	環境経営	環境データ	社会貢献	備考
イビデン電子工業	○	○	●	◎	○	
イビデングリーンテック	○	○	○	◎	○	
イビデンケミカル	○	○	○	◎	○	
イビケン	○	○	○	○	○	製造以外
イビデングラフィイト	○	○	●	◎	○	
イビデン産業	○	○	○	◎	○	
タック	○	○	○	○	○	製造以外
イビデン樹脂	○	○	○	◎	○	
イビデン物産	○	○	○	◎	○	
イビデンエンジニアリング	○	○	●*	◎	○	
イビデンキャリア・テクノ	○	○	○	○	○	製造以外
イビデン建装	○	○	○	○	○	製造以外

●は、イビデン国内事業場を含む。 *イビデンエンジニアリング本社を除く

海外	内部統制	人材経営	環境経営	環境データ	社会貢献	備考
イビデンU.S.A.	○	○	○	-	○	製造以外
マイクロメック	○	○	○	○	○	
イビデンメキシコ	○	-	-	-	-	操業前
イビデンヨーロッパ	○	○	○	-	○	製造以外
イビデンハンガリー	○	○	○	◎	○	
イビデンDPFフランス	○	○	○	◎	○	
イビデンポルツェランファブリックフラウエンタール	○	○	○	◎	○	
イビデンアジアホールディングス	○	○	○	-	○	製造以外
イビデンエレクトロニクスマレーシア	○	○	○	◎	○	
揖斐電電子(北京)	○	○	○	◎	○	
イビデングラフィイト코리아	○	○	○	○	○	
イビデンフィリピン	○	○	○	◎	○	
揖斐電電子(上海)	○	○	○	○	○	
イビデンシンガポール	○	○	○	-	○	製造以外
イビデン코리아	○	○	○	-	○	製造以外
台湾揖斐電股份有限公司	○	○	○	-	○	製造以外

◎は原単位指標に含まれる拠点

その他、報告中のグラフや記載文章の中で具体的に対象範囲を限定して報告を行っています。また、サプライチェーンなど当社グループ外への影響については個々の報告の中で記載をしています。

イビデンCSRレポート2014 GRIガイドライン第4版対照表

「イビデンCSRレポート2014」の作成にあたって、GRI*の「サステナビリティレポートガイドライン（第4版）」を参照しています。

報告書作成においてGRIサステナビリティレポートガイドラインのフレームワークをどの程度適用したかを準拠のオプションとして選択することが可能であり、本レポートは、「Core」をオプションとして選択しています。

*GRI:Global Reporting Initiative 国際的な持続可能性報告のガイドラインを策定している団体

Coreに準拠した報告で開示の必要な一般標準開示項目は、項目番号を青色■で記載しています。

必要の無い項目についても、当社の取り組みをさらに理解していただくことを目的に対照表に掲載しています。

一般標準開示項目		イビデン株式会社 CSRレポート2014		
		掲載頁	保証	掲載項目
戦略および分析				
G4-1	a.組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	P2 P3 P4	-	トップメッセージ IBIDEN WAY/Challenge IBI TECHNO 105 Plan イビデングループ行動憲章
G4-2	a. 主要な影響、リスクと機会	P2 P4-5 P11-12 P54-55	-	トップメッセージ CSR経営の考え方と推進体制 リスクマネジメント推進活動 CSR活動の目標・実績一覧
組織のプロフィール				
G4-3	a. 組織の名称	P56	-	会社情報
G4-4	a. 主要なブランド、製品およびサービス	P56	-	会社情報
G4-5	a. 組織の本社の所在地	P56	-	会社情報
G4-6	a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	P57	-	会社情報
G4-7	a. 組織の所有形態や法人格の形態	P8 P56	-	当社グループにおけるガバナンス体制 会社情報
G4-8	a. 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む)	P56	-	会社情報
G4-9	a. 組織の規模 ・総従業員数 ・総事業所数 ・純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） ・株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） ・提供する製品、サービスの量	P56	-	会社情報
G4-10	a. 雇用契約別および男女別の総従業員数 b. 雇用の種類別、男女別の総社員数 c. 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d. 地域別、男女別の総労働力 e. 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か f. 雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）	P19	-	社員の構成と事業別社員割合
G4-11	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	*	-	*第161期有価証券報告書P10「従業員の状況」にて一部開示しています。
G4-12	a. 組織のサプライチェーン	P17	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント
G4-13	a. 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実。例えば、 ・所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） ・株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合） ・サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む）	P59	-	記載に関する補足
外部のイニシアティブへのコミットメント				
G4-14	a. 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	P11-12	-	リスクマネジメント推進活動
G4-15	a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものの一覧表示	P5	-	イビデングループ行動憲章の活動マネジメント
G4-16	a.（企業団体など）団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格の一覧表示 ・ガバナンス組織において役職を有しているもの ・プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・会員資格を戦略的なものとして捉えているもの 主として、組織レベルで保持している会員資格を指す。	P5 P36	-	イビデングループ行動憲章の活動マネジメント 化学物質の適切な管理

一般標準開示項目		イビデン株式会社 CSRレポート2014		
		掲載頁	保証	掲載項目
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー				
G4-17	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体の一覧表示 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはない	P60	-	報告の対象組織
G4-18	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか	P59-60	-	報告事項の決定プロセス
G4-19	a. 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面の一覧表示	本表 (P61-66)	-	GRIガイドライン対照表
G4-20	a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー	P59-60	-	報告事項の決定プロセス 報告の対象組織
G4-21	a. 各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー	P60	-	報告の対象組織
G4-22	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	P59	-	記載に関する補足
G4-23	a. スcopeおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更	P59	-	記載に関する補足
ステークホルダー・エンゲージメント				
G4-24	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	P4-5 P6	-	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働
G4-25	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準	P6 P7 P59-60	-	ステークホルダーとの対話・協働 第三者機関の診断と対応 報告事項の決定プロセス
G4-26	a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）を報告する。またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か	P6 P7 P59-60	-	ステークホルダーとの対話・協働 第三者機関の診断と対応 報告事項の決定プロセス
G4-27	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ	P6 P7 P54-55	-	ステークホルダーとの対話・協働 第三者機関の診断と対応 CSR活動の目標・実績一覧
報告書のプロフィール				
G4-28	a. 提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）	P59	-	報告期間
G4-29	a. 最新の発行済報告書の日付（該当する場合）	P59	-	発行時期
G4-30	a. 報告サイクル（年次、隔年など）	P59	-	発行時期
G4-31	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	裏表紙	-	お問い合わせ先(Webサイトからの問い合わせも可能です。 http://www.ibiden.com/utility/inquiry.html)
GRI内容索引				
G4-32	a. 組織が選択した「準拠」のオプション b. 選択したオプションのGRI内容索引 c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報（GRIでは外部保証の利用を推奨しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない）。	P61-66	-	本表
保証				
G4-33	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c. 組織と保証の提供者の関係 d. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	外部保証に関する情報はありません		
ガバナンス				
ガバナンスの構造と構成				
G4-34	a. 組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会の特定	P8	-	当社グループにおけるガバナンス体制
G4-35	a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス	P8	-	当社グループにおけるガバナンス体制
G4-36	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か	P11 P13 P25-26 P28	-	リスクマネジメント推進活動 コンプライアンス推進活動 労働安全衛生マネジメント組織 環境マネジメント組織
G4-37	a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセスを報告。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて	P8	-	当社グループにおけるガバナンス体制
G4-38	a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成	P8-9 P58	-	当社グループにおけるガバナンス体制 役員・組織図
G4-39	a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否かを報告する（兼ねている場合は、組織の経営における役割 そのような人事の理由）。		-	
G4-40	a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセスを報告する。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準	P8	-	当社グループにおけるガバナンス体制

一般標準開示項目		イビデン株式会社 CSRレポート2014		
		掲載頁	保証	掲載項目
G4-41	a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセスを報告する。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか報告する。 ・役員会メンバーの相互就任 ・サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ・支配株主の存在 ・関連当事者の情報	P8 P9 P13-16 *	-	当社グループにおけるガバナンス体制 社外取締役および社外監査役 コンプライアンス推進活動 *第161期有価証券報告書P33「役員の状況」、P36「コーポレート・ガバナンスの状況等」、P82「関連当事者情報」にて一部情報を開示しています。
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割				
G4-42	a. 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員との役割を報告する。	P4-5	-	CSR経営の考え方と推進体制
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価				
G4-43	a. 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策を報告	-	-	
G4-44	a. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス、当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度を報告する。また当該評価が自己評価であるか否か b. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置を報告する。この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化	-	-	
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割				
G4-45	a. 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割を報告する。この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割 b. ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か	P4-5 P6 P11-12	-	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働 リスクマネジメント推進活動
G4-46	a. 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割	P11-12	-	リスクマネジメント推進活動
G4-47	a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度	P11-12	-	リスクマネジメント推進活動
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割				
G4-48	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	P59-60	-	報告事項の決定プロセス
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割				
G4-49	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	P8 P11-12 P13-16	-	当社グループにおけるガバナンス体制 リスクマネジメント推進活動 コンプライアンス推進活動
G4-50	a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段	P8 P13-16	-	当社グループにおけるガバナンス体制 コンプライアンス推進活動
報酬とインセンティブ				
G4-51	a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針 b. 報酬方針のパフォーマンス基準と最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的との関係	P10	-	役員報酬について
G4-52	a. 報酬の決定プロセスを報告する。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否かを報告する。報酬コンサルタントと組織の他の関係	-	-	
G4-53	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているかを報告する。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果	-	-	
G4-54	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率	-	-	
G4-55	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率	-	-	
倫理と誠実性				
G4-56	a. 組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）を記述する。	P3 P4 P14	-	IBIDEN WAY CSR経営の考え方と推進体制 コンプライアンス推進活動 (社員行動基準)
G4-57	a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）を報告する。	P14 P15	-	コンプライアンス推進活動 (社員行動基準) コンプライアンス推進活動 (内部通報制度)
G4-58	a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）を報告する。	P15	-	コンプライアンス推進活動 (内部通報制度)

サステナビリティレポートガイドラインに基づき、重要性が高い特定標準開示項目を選定しています。
 本レポート上の記載ページ数は以下のようになっています。
 ガイドラインに記載の側面に対して、当社が特に重要性が高いと特定した側面は青色で記載しています。
 また、重要性が高いと特定され、ガイドライン上明記されていない側面についても、対照表上に記載しています。

側面	特定標準開示項目		イビデン株式会社 CSRレポート2014		
			掲載頁	保証	掲載項目
カテゴリー：経済					
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある場合は、各側面毎に対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由を報告する。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響を報告する。 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法を報告する。 c. マネジメント手法の評価を、次の事項を含めて報告する。 ・マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ・マネジメント手法の評価結果 ・マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	P3 P4-5 P6 P8-18 P11-12 P29-40 P54-55	-	Challenge IBI-TECHNO 105 Plan CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働 内部統制 リスクマネジメント推進活動 環境経営 CSR活動の目標・実績一覧
経済パフォーマンス	G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	P10 P56*	-	適時開示、株主・投資家とのコミュニケーション 会社情報 *第161期有価証券報告書P43～「経理の状況」に記載があります。
	G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	P11-12 P32-34	-	リスクマネジメント推進活動 気候変動問題への対応
	G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	*		*第161期有価証券報告書P71～「退職給付関係」に記載があります。
	G4-EC4	政府から受けた財務援助			
地域での存在感	G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率 (男女別)			
	G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率			
間接的な経済影響	G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響			
	G4-EC8	著しい間接的な経済影響 (影響の程度を含む)			
調達慣行	G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率			
緊急対策		緊急災害時への備え	P11-12	-	リスクマネジメント推進活動
カテゴリー：環境					
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある場合は、各側面毎に対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由、マテリアルと判断する要因となる影響 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c. マネジメント手法の評価	P29-40 P54-55	-	環境経営 CSR活動の目標・実績一覧
原材料	G4-EN1	使用原材料の重量または量	P41	-	イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合			
エネルギー	G4-DMA		P32-34	-	気候変動問題への対応
	G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	P32-34 P41	-	気候変動問題への対応 イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN4	組織外のエネルギー消費量			
	G4-EN5	エネルギー原単位	P32-34	-	気候変動問題への対応
	G4-EN6	エネルギー消費の削減量	P32-34	-	気候変動問題への対応
	G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量			
水	G4-EN8	水源別の総取水量	P35 P41	-	資源循環の取り組み イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	P35 P41	-	資源循環の取り組み イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	P35 P41	-	資源循環の取り組み イビデングループのインプットアウトプット
生物多様性	G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	P37	-	生物多様性への姿勢
	G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述			
	G4-EN13	保護または復元されている生息地	P37	-	生物多様性への姿勢
	G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する			
大気への排出	G4-DMA		P32-34	-	気候変動問題への対応
	G4-EN15	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ1)	P32-34 P41	-	気候変動問題への対応 イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN16	間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ2)	P32-34 P41	-	気候変動問題への対応 イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出 (スコープ3)	P41	-	イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN18	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	P32-34	-	気候変動問題への対応
	G4-EN19	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減量	P32-34	-	気候変動問題への対応
	G4-EN20	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量			該当なし
	G4-EN21	NOx、SOx、およびその他の重大な大気排出	P41	-	イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	P41	-	イビデングループのインプットアウトプット
	G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	P41	-	イビデングループのインプットアウトプット
排水および廃棄物	G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	P31	-	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
	G4-EN25	バーゼル条約付属文書I、II、III、VII に定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率			
	G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値			

側面	特定標準開示項目		イビデン株式会社 CSRレポート2014		
			掲載頁	保証	掲載項目
製品およびサービス	G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	P38	-	製品、事業での環境貢献
	G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別）			
コンプライアンス	G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	P31	-	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
輸送・移動	G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響			
環境全般	G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資（種類別）	P39-40	-	環境会計
サプライヤーの環境評価	G4-DMA		P36 P38	-	化学物質の適切な管理 製品、事業での環境貢献
	G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	P17-18 P36	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント 化学物質の適切な管理
	G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	P17-18 P36	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント 化学物質の適切な管理
環境に関する苦情処理制度	G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	P15-18 P31	-	コンプライアンス推進活動 環境および労働安全衛生関連法令の遵守

カテゴリー：社会 [労働慣行とディーセントワーク]					
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある場合は、各側面毎に対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由、マテリアルと判断する要因となる影響 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c. マネジメント手法の評価	P19-28 P54-55	-	人材経営 CSR活動の目標・実績一覧
雇用	G4-DMA		P20	-	人権の尊重
	G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	P19	-	人材経営の考え方と推進体制
	G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）			
	G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	P22-23	-	多様な働き方の尊重
労使関係	G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）			
労働安全衛生	G4-DMA		P25-26 P28	-	労働安全衛生の取り組み 労働安全衛生マネジメント組織 社員の健康増進への取り組み
	G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	P25-26	-	労働安全衛生マネジメント組織
	G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）	P26-27	-	2013年度労働安全衛生の活動指針と結果
	G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数			
	G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	P26-27	-	2013年度労働安全衛生の活動指針と結果
研修および教育	G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	P21-22	-	人材の育成
	G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	P21-22 P22-23	-	人材の育成 多様な働き方の尊重
	G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	P21	-	公正な評価と処遇
多様性と機会均等	G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）			
男女同一報酬	G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比（従業員区分別、主要事業拠点別）			
サプライヤーの労働慣行評価	G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	P17-18	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント
	G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響（現実のもの、潜在的なもの）と実施した措置	P20	-	人権の尊重
労働慣行に関する苦情処理制度	G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P13-16	-	コンプライアンス推進活動
人事評価と人事制度	人事評価制度		P21	-	公正な評価と処遇
労働時間	労働時間の管理		P24	-	働きやすい職場に向けた労使協業

カテゴリー：社会 [人権]					
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある場合は、各側面毎に対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由、マテリアルと判断する要因となる影響 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c. マネジメント手法の評価	P13-16 P17-18 P19-28 P54-55	-	コンプライアンス推進活動 サプライチェーンでのCSRマネジメント 人材経営 CSR活動の目標・実績一覧
投資	G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率			
	G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間（研修を受けた従業員の比率を含む）	P20	-	人権の尊重
非差別	G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	P13-16 P20	-	コンプライアンス推進活動 人権の尊重
結社の自由と団体交渉	G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策			
児童労働	G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	P20	-	人権の尊重
強制労働	G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	P20	-	人権の尊重
保安慣行	G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率			
先住民の権利	G4-HR8	先住民の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置			
人権評価	G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率			
サプライヤーの人権評価	G4-DMA		P17-18 P20	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント 人権の尊重
	G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	P17-18 P20	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント 人権の尊重
	G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	P20	-	人権の尊重
人権に関する苦情処理制度	G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P13-16	-	コンプライアンス推進活動

側面	特定標準開示項目		イビデン株式会社 CSRレポート2014		
			掲載頁	保証	掲載項目
カテゴリ：社会 [社会]					
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある場合は、各側面毎に対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由、マテリアルと判断する要因となる影響 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c. マネジメント手法の評価	P13-16 P17-18 P47-51 P54-55	-	コンプライアンス推進活動 サプライチェーンでのCSRマネジメント 社会貢献 CSR活動の目標・実績一覧
地域コミュニティ	G4-DMA		P31 P47-48	-	環境および労働安全衛生関連法令の遵守 社会貢献の考え方と推進体制
	G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	P47-51	-	社会貢献
	G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	P31	-	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
腐敗防止	G4-DMA		P13-16	-	コンプライアンス推進活動
	G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	P11-12	-	リスクマネジメント推進活動
	G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P13-16	-	コンプライアンス推進活動
	G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	P13-16	-	コンプライアンス推進活動
公共政策	G4-SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）			
反競争的行為	G4-SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	P13-16	-	コンプライアンス推進活動
コンプライアンス	G4-SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	P13-16	-	コンプライアンス推進活動
サプライヤーの社会への影響評価	G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	P17-18	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント
	G4-SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	P13-16 P17-18	-	コンプライアンス推進活動 サプライチェーンでのCSRマネジメント
社会への影響に関する苦情処理制度	G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	P13-16	-	コンプライアンス推進活動
カテゴリ：社会 [製品責任]					
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある場合は、各側面毎に対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由、マテリアルと判断する要因となる影響 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c. マネジメント手法の評価	P13-16 P17-18 P52-53 P54-55	-	コンプライアンス推進活動 サプライチェーンでのCSRマネジメント 顧客優先を支える品質管理 CSR活動の目標・実績一覧
顧客の安全衛生	G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率			
	G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）			
製品およびサービスのラベリング	G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率			
	G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）			
	G4-PR5	顧客満足度調査の結果			
マーケティング・コミュニケーション	G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上			
	G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）			
顧客プライバシー	G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	P13-16	-	コンプライアンス推進活動
コンプライアンス	G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額			
紛争鉱物	紛争鉱物への対応		P17-18	-	サプライチェーンでのCSRマネジメント



www.ibiden.co.jp

お問い合わせ先

CSR推進室

岐阜県大垣市神田町2-1

Tel. 0584-81-3147

Fax. 0584-81-2395

当社ホームページに常設されたアンケートからご意見をお聞かせください。